

令和7年度
(10月期)

立 木

一 般 競 争

入 札 案 内 書

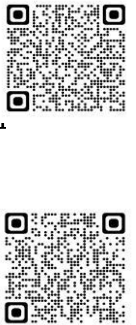


物件の位置図や写真(上空写真・林内写真)を
ホームページに掲載しましたので、是非ご覧下さい!!

四国森林管理局ホームページ「注目情報」の立木販売をクリック
<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.htm>

一般競争入札の新着情報を、メールマガジンで配信します!!

農林水産省ホームページから会員登録をお願いします
<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>



四 国 森 林 管 理 局

森林整備課 088-821-2200
資源活用課 088-821-2170

徳島森林管理署	088-637-1230
香川森林管理事務所	087-866-6622
愛媛森林管理署	089-924-0550
四万十森林管理署	0880-34-3155
嶺北森林管理署	0887-76-2110
高知中部森林管理署	0887-58-3131
安芸森林管理署	0887-34-3145

公 告 事 項 （ 抜 粋 ）

下記により、林産物の一般競争入札による立木販売を行いますので現地を熟覧し、公告事項・特約事項特約条項及び閲覧資料の入札者注意書・国有林野事業林産物売買契約約款を十分了知の上、入札して下さい。

1. 産物の所在場所	別紙 各署（所）案内書「売払物件所在場所一覧表」のとおりです。
2. 産物の種類及び ・数量	別紙 各署（所）案内書「販売物件明細書」のとおりです。
3. 入札及び開札の 場所及び日時	別紙 各署（所）案内書のとおりで。
4. 郵便入札	郵便入札を認めます。 ただし、入札日時までに入札会場に到着しなければ無効となります。 （封筒には朱字で「 立木入札書在中 」と明記してください）
5. 搬出期間	代金の納付及び担保提供後、引渡を完了した日から起算して・・・8ヶ月～36ヶ月
6. 入札参加資格	国有林野産物の競争入札参加資格については、各森林管理（支）局で行う資格審査を受けた有資格者に限ります。
7. 入札金額	入札は当該物件の消費税を除く金額を入札書に記載下さい。
8. 落札者の決定	当署の予定価格以上の最高入札価格をもって落札とします。 ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上いた場合には、「くじ」で落札者を決定します。
9. 入札保証金	入札保証金は免除します。
10. 代金の延納	代金の延納は官収分のみ認めます。ただし、延納期間は6ヶ月以内とします。
11. 代金の納入又は 延納担保の提供 期限	契約締結の日から起算して20日以内です。 ただし、当日が日曜日・国民の休日・その他一般の休日及び土曜日が期限の場合は前日となりますので、ご注意願います。 また、今回の物件については収益分収者がおられますので、代金の納入分収割合に応じた金額を個々に納入していただきます。
12. 契約保証金	契約保証金は免除します。
13. 契約締結期限	別紙 各署（所）案内書のとおりで
14. 適格請求書 （インボイス）	適格請求書（インボイス）の交付については、売買契約書に別紙「売買代金明細書」を添付することをもって交付したものとします。 なお、交付に当たっては「媒介者交付特例」を適用し、国が造林者、分収育林オーナー様に代わり、交付することとなります。 仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は以下19のとおり。
15. 現地案内	別紙 各署（所）案内書「販売物件明細書」記載のとおりです。
16. 特記事項	搬出に係る架線支障木等については、別途契約が必要となります。
17. その他	1）落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5、契約解除の場合は100分の10に相当する金額を違約金として徴収します。 2）契約を結ばない者、解除された者及び前号の違約金を納めない者は競争入札参加資格を取消、又は付与しないことがあります。 3）詳細については各署（所）に閲覧用を備え付けていますのでご覧下さい。
18. 問い合わせ先	売払物件にかかるご質問などにつきましては各署（所）にお問い合わせ願います。
19. 仕入税額控除の 対象となる消費税額	仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。 ※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。 ※2 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

記

【香川所】	1号物件 (分収育林)	7. 3 6 %
	2号物件 (分収造林)	1 0. 0 0 %
【愛媛署】	1号物件 (分収育林)	9. 3 3 %
	2号物件 (分収育林)	8. 5 5 %
	3号物件 (分収育林)	5. 9 9 %
	4号物件 (分収育林)	8. 5 5 %
	5号物件 (分収育林)	8. 2 3 %
【四万十署】	1号物件 (分収育林)	9. 0 7 %
	2号物件 (分収育林)	8. 0 0 %
	3号物件 (分収造林)	1 0. 0 0 %
	4号物件 (分収造林)	1 0. 0 0 %
【嶺北署】	1号物件 (分収育林)	7. 7 8 %
	2号物件 (分収育林)	9. 0 8 %
【高知中部署】	1号物件 (分収育林)	8. 5 9 %
	2号物件 (分収育林)	8. 0 5 %
【安芸署】	1号物件 (分収育林)	8. 4 6 %
	2号物件 (分収育林)	9. 0 6 %

10月期公売物件一覧表

香川森林管理事務所

入札日：令和7年10月29日（水） 10：00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	香川県仲多度郡まんのう町塩入 柞多尾国有林 62 林班は1小班	ヒノキ外	6,386	3,016.77	分収育林			
第2号	皆伐	香川県仲多度郡まんのう町七箇 多治川国有林 65 林班ぬ小班	ヒノキ外	224	22.96	分収造林			
第3号	皆伐	香川県東かがわ市坂元 大坂国有林 1 林班か小班	ヒノキ外	3,334	1,765.79				
第4号	皆伐	香川県東かがわ市西山 兼広国有林 9 林班は小班	ヒノキ外	2,659	1,942.37				

愛媛林管理署

入札日：令和7年10月28日（火） 14：00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林 1062 林班る小班	ヒノキ外	9,246	3,600.98	分収育林	○	○	
第2号	皆伐	愛媛県西条市坂元 丸山国有林 1063 林班ほ小班	ヒノキ外	5,811	2,565.11	分収育林	○	○	
第3号	皆伐	愛媛県西条市坂元 丸山国有林 1063 林班と小班	ヒノキ外	8,075	3,074.55	分収育林	○	○	
第4号	皆伐	愛媛県西条市西泉 赤ヶ谷山国有林 1063 林班ち小班	ヒノキ外	3,488	1,432.61	分収育林	○	○	
第5号	皆伐	愛媛県西条市兎ノ山 西ヶ峠山国有林 1064 林班い小班	ヒノキ外	3,212	1,454.21	分収育林	○	○	

四万十森林管理署

入札日：令和7年10月28日（火） 14：00

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 96 林班い小班	スギ外	20,603	12,117.39	分収育林	○	○	
第2号	皆伐	高知県高岡郡四万十町下津井 佐川山国有林 4053 林班い1小班	ヒノキ外	11,128	6,051.37	分収育林	○	○	
第3号	皆伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班は小班	ヒノキ外	11,469	5,659.34	分収造林	○	○	
第4号	皆伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班ほ小班	ヒノキ外	12,573	6,043.76	分収造林	○	○	
第5号	皆伐	高知県四万十市西土佐奥屋内 黒尊山国有林 15 林班い小班	スギ外	9,632	5,248.45			○	
第6号	皆伐	高知県高岡郡四万十町相去 明畑山国有林 4001 林班い小班	ヒノキ外	4,845	1,849.78			○	

嶺北森林管理署

入札日：令和7年10月23日（木） 10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県長岡郡大豊町立川上名 上名山国有林 50 林班へ小班	スギ外	5,882	4,916.21	分収育林			
第2号	皆 伐	高知県長岡郡大豊町立川上名 上名山国有林 50 林班た小班	ヒノキ外	4,837	2,878.64	分収育林			
第3号	皆 伐	高知県吾川郡いの町越裏門 八風呂五斗尻山国有林 243 林班に小班	ヒノキ外	2,892	1,936.65				
第4号	皆 伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林 283 林班る小班	スギ外	3,325	2,419.48			○	

高知中部森林管理署

入札日：令和7年10月30日（木） 10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林 70 林班 い7小班	スギ外	5,739	5,464.13	分収育林			
第2号	皆 伐	高知県香美市物部町別府 杉ノ熊山国有林 70 林班 い9小班	スギ外	5,893	6,353.18	分収育林			

安芸森林管理署

入札日：令和7年10月30日（木） 10：00

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考	搬出路	選木土場	近隣箇所
第1号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字和田 後口山国有林 1002 林班 に小班	スギ外	13,574	5,707.98	分収育林		○	
第2号	皆 伐	高知県安芸郡北川村大字久木 大谷山国有林 2005 林班 ほ小班	ヒノキ外	5,086	4,283.86	分収育林	○	○	

※各物件の詳細については、署毎の別件明細書をご覧ください。

また、上記の公売物件一覧表に①搬出路、②選木土場、③近隣の落札箇所の欄を追加しました。

③、②の欄に「○」が記入されているものは、ホームページの「公売物件一覧表」に写真を掲載しています。

③の欄は、近隣（隣接国有林）で落札している公売箇所がある場合であり、発注年(R○.○)を掲載しています。

特約事項（作業上の留意事項）

（法令の遵守）

- 1 事業着手に当たり、買受人は法令に基づく必要な届出について、労働基準監督署等関係機関へ届け出ること。
- 2 その他、労働安全衛生規則等の法令により規定されている労働安全に関する遵守すべき事項は必ず守ること。

（事業着手等の届出）

- 3 事業着手に当たり、買受人は事前に事業着手年月日、現場責任者及び入林車両を現場担当森林官（以下「森林官」という。）へ届け出ること。

（林地等の保全）

- 4 買受人は、伐採・搬出にあたり、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（3の（1）及び（5）を除く。）（https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/con_1_minaoshiR3.html）を遵守し、林地等の保全に努めること。
また、別に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>）を前項3の事業着手届提出時に提出し、森林管理署長等の確認を受けること。

（売買物件以外の立木の保護等）

- 5 伐採搬出に当たっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 鉄索架線に当たっては、支障木を最小限に止めること。
 - (2) 売買物件（以下「物件」という。）以外の立木を損傷させないこと。滑車取付作業及び控え索設置作業等により物件以外の立木に損傷を与えるおそれがあるときは、あて木をするなど損傷防止の措置をすること。
 - (3) 事業実行区域内において、高山植物の保護、その他環境の保全に留意すべき箇所がある場合は、特に留意の上作業を行うこと。
 - (4) 事業実行にあたって疑義を生じた場合は、あらかじめ森林官の指示を受けて実行すること。

（末木枝条等の処理）

- 6 末木枝条等の処理にあたっては、買受人及び現場責任者は特に次の各号について作業員個々人に対して十分な指導監督を行って実行しなければならない。
 - (1) 盤台周辺の末木枝条は、林外に搬出するか林内に分散・散布させることとし、盤台周辺に集積しないこと。
 - (2) 末木枝条は、鉄索で伐倒・荷掛け現場及びその近辺へ随時逆送の上、次の(3)及び(4)に注意して処理すること。
 - (3) 末木枝条については、作業中を含め河川及び、常時流水のある箇所並びに降雨によって出水及び増水のおそれがある箇所へ集積しないよう措置すること。
 - (4) 末木枝条は、転倒のおそれがない立木を支えにして集積すること。ただし、1箇所へ大量に集積しないこと。
また、森林作業道等の路網を使用・作設し、搬出時等に発生した末木枝条については、路網の路肩下には集積しないこととし、集積場所については、現場担当森林官と打ち合わせ確認すること。

（林野火災の防止）

- 7 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。
 - (1) 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。
 - (2) 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。
 - (3) 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。
 - (4) 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。
 - (5) 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起こさないよう注意して作業を行わなければならないこと。

買受人は、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

(支障木の届出)

8 伐採搬出作業中に支障木（損傷木を含む。以下同じ。）が発生するおそれが生じた場合又は作業中の事故により支障木が発生した場合は、買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は直ちに森林官へその詳細を届け出ること。

なお、支障木が発生する個所が保安林である場合は、原則、買受人により保安林内作業許可申請等を行うこと。また、着手する前に保安林内における作業許可の写しを森林官を経由して森林管理署長等に提出すること。

(支障木買受申請書)

9 買受人は、前項の届出後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ所定の様式により支障木買受申請書を提出すること。

(支障木調査時の立会)

10 第8項による届出をした支障木（以下「支障木」という。）の調査を森林官が行う際、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

(支障木の伐倒)

11 支障木の伐倒は、買受人による支障木に係る代金の全部の納付及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、又は買受人からの支障木に係る延納担保の提供及び国有林野事業林産物売買契約約款第4条第2項に定める延滞金の納付を森林管理署長等が確認した後、支障木所在場所において支障木の引渡しを受けた時（以下「売払い手続きの完了」という。）以降に実行すること。

(支障木伐倒の特例)

12 前項にかかわらず、売払い手続きの完了前であっても次の各号によって支障木の伐倒を実行することができるものとする。ただし、買受人及び現場責任者は事前に森林官と協議し承認を得なければならない。森林官が承認しないものについては、前項によること。

(1) 第8項の届出後、支障木の調査前までに伐倒できるのは、スギ及びヒノキについては胸高直径6センチメートル以下のもの、スギ及びヒノキ以外の針葉樹については胸高直径18センチメートル以下のもの、広葉樹については胸高直径22センチメートル以下のものであって、緊急に伐採する必要があるものに限る。

(2) 第9項の支障木買受申請書を森林官へ提出後、売払い手続きの完了前までに伐倒できるのは、緊急に伐倒しなければ円滑な事業実施の障害となるものに限る。

(伐倒済み支障木の保存)

13 前項(1)及び(2)により伐倒した支障木は、売払い手続きの完了までの間は現地に保存し、玉切り及び移動を行わないこと。

(物件以外の立木の伐倒禁止)

14 物件及び支障木以外の立木については、これを伐倒してはならない。

(関係機関等への手続き)

15 公道上を跨ぐ集材設備を設置する場合は、道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い、適切な落下防止設備を設置すること。

(作業中止命令等)

16 第1項から第15項について違反が認められる場合、森林管理署長等は伐採搬出等の作業中止を命じるので、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。なお、作業中止命令によって買受人に生じた損害については、これを賠償しない。

2 森林管理署長等は、第4項にあるチェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。

この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

(撤収作業開始の届出)

17 買受人又は買受人から届出の指示を受けた現場責任者は、遅くとも撤収作業開始予定の1週間前までにその旨を森林官へ届け出ること。

(撤収方法の指示)

- 18 前項の届出の後、森林官から盤台その他集材施設等の撤収方法などについて指示があった場合、買受人及び現場責任者はこれに従うこと。

(作業終了後の処理)

- 19 使用済みワイヤーやその他物品等は、必ず撤去すること。

(搬出済届)

- 20 買受人は、物件の搬出完了後速やかに森林官を経由して森林管理署長等へ搬出済届を提出すること。

(跡地検査の立会)

- 21 物件搬出完了後において森林官等が行う跡地検査に際し、買受人又は買受人から立会の指示を受けた現場責任者は必ず現地に立ち会うこと。

森林作業道の作設にかかる特約事項

(森林作業道の作設にかかる申請・承認)

- 1 買受人は、国有林内に森林作業道又は、土場を作設する場合は、「森林作業道作設申請書」に路線計画図を添付し提出すること。

なお、森林作業道の作設にあたっては、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/seibi/sagyoudo/romousuisin.html>）を遵守すること。

- 2 買受人は、「森林作業道作設承認書」の交付を受けたのちに、森林作業道の作設を開始すること。

なお、承認を受けた森林作業道の路線計画路線計画等に変更が生じた場合は、その変更について森林管理署長等に申請し承認を受けること。

(各種法令制限林に係る（土地の形質変更等）手続き)

- 3 買受人は、森林作業道の作設にあたっては、各種法令制限林（保安林内作業許可申請等）に必要な手続きを遺漏のないよう行い、着手する前に、許可の写しを提出すること。

なお、売払区域外に森林作業道を作設した場合は、事業完了までに森林管理署長等が指示する樹種・本数を買受人により植栽すること。ただし、森林管理署長等が植栽の必要がないことを指示した場合は、この限りではない。

(森林作業道の仕様等)

- 4 買受人及び事業実施事業体は、森林作業道を作設するにあたっては、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>)及び「森林作業道作設標準例」

<https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/mokuzai/hanbai.html>)に基づいた、森林作業道を作設すること。

また、森林作業道作設の完了後は、四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、ゲートを設置すること。

なお、ゲートは官給品とする。

ただし、ゲートの設置以外による車両の進入ができない処置を講じた場合は、この限りではない。

(森林作業道作設の是正指示)

- 5 四国森林管理局の「森林作業道作設に関する仕様書」及び「森林作業道作設標準例」に基づいた、森林作業道の作設が行われていない場合は、森林管理署長等から、森林作業道の作設にかかる是正を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

(森林作業道作設の中止及び原状回復の指示)

- 6 是正の指示に従わない場合は、森林管理署長等から、森林作業道作設の中止を指示するので、買受人及び事業実施事業体は、これに従うこと。

- 7 買受人及び事業実施事業体は、森林管理署長等から、中止の指示を受けた場合は、作設した部分の原状回復の実施後、確認を受けること。

(既設の森林作業道の使用について)

- 8 買受人及び事業実施事業体は、既設の森林作業道を使用する場合は、森林管理署長等の承認を受けること。

また、使用する場合には修繕を実施し、事業完了時には、水切り等の排水処理を確実に実施すること。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

分収育林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - （１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - （２）費用負担者に支払う代金は、国が指定する各費用負担者の振込金融機関の口座に払込むこと。

この払込にかかる費用は買受人が負担すること。

なお、費用負担者が不明等の場合は、国の指定する法務省に供託すること。
 - （３）費用負担者の人数及び供託を必要とする人数
別紙 各署（所）案内書に記載のとおり
- 3 延納金及び延滞金
 - （１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、費用負担者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - （２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分（供託を含む）すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結すること。

分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項

- 1 分収木の買受代金は、国及び分収造林・官行造林契約者に分収金（消費税相当額を含む）として、持分割合に応じて買受人が払込むこと。
- 2 代金の支払方法
 - （１）国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付すること。
 - （２）分収造林・官行造林契約者に支払う代金は、国が指定する分収造林・官行造林契約者の振込金融機関の口座に払込むこと。
この払込にかかる費用は買受人が負担すること。
- 3 延納金及び延滞金
 - （１）売払代金の延納は、国の分収金に相当する金額（以下「官収分」という）についてのみ認めるものとし、分収造林・官行造林契約者の分収金に相当する金額（以下「民収分」という）は、現納とすること。
 - （２）売払代金の支払いに係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは分収造林・官行造林契約者に支払うこと。
- 4 売払立木の引渡し
買受人が代金を、官収分・民収分すべて完納（官収分については、延納担保の提供を含む）し、その確認（受領書等の写しの提出）がなされた後に行う。
- 5 買受人は、本契約物件に係る分収木以外の立木及び搬出支障木について、本契約物件の搬出にかかる作業着手までに当該署長と売買等にかかる契約を別途締結すること。

香川森林管理事務所入札案内書
(第3回)

〒761-8064
香川県高松市上之町2丁目8-26
TEL:087-866-6622

入 札 日 時 : 令和7年10月29日(水)実施(10時00分締切 即時開札)
入 札 場 所 : 香川森林管理事務所 会議室
契約締結期限: 令和7年11月5日(水)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本 数	材 積	備 考
第1号	皆伐	香川県仲多度郡まんのう町塩入 柞多尾国有林62林班は1小班	ヒノキ外	6,386	3,016.77	分収育林
第2号	皆伐	香川県仲多度郡まんのう町七箇 多治川国有林65林班ぬ小班	ヒノキ外	224	22.96	森林作業道支障木 (分収造林)
第3号	皆伐	香川県東かがわ市坂元 大坂国有林1林班か小班	ヒノキ外	3,334	1,765.79	
第4号	皆伐	香川県東かがわ市西山 兼広国有林9林班は小班	ヒノキ外	2,659	1,942.37	

(別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

[illegible]

販売物件明細書

香川森林管理事務所

- 1(物件番号) 第1号
- 2(物件所在地 香川県仲多度郡まんのう町塩入
及び国有林名等) 杵多尾国有林62林班は1小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 6.09ha
- 5(林齢) 67年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	5	5.01	
ヒ ノ キ	6,363	2,999.38	
ア カ マ ツ	3	4.60	
そ の 他 L	15	7.78	
計	6,386	3,016.77	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

12(現地案内)

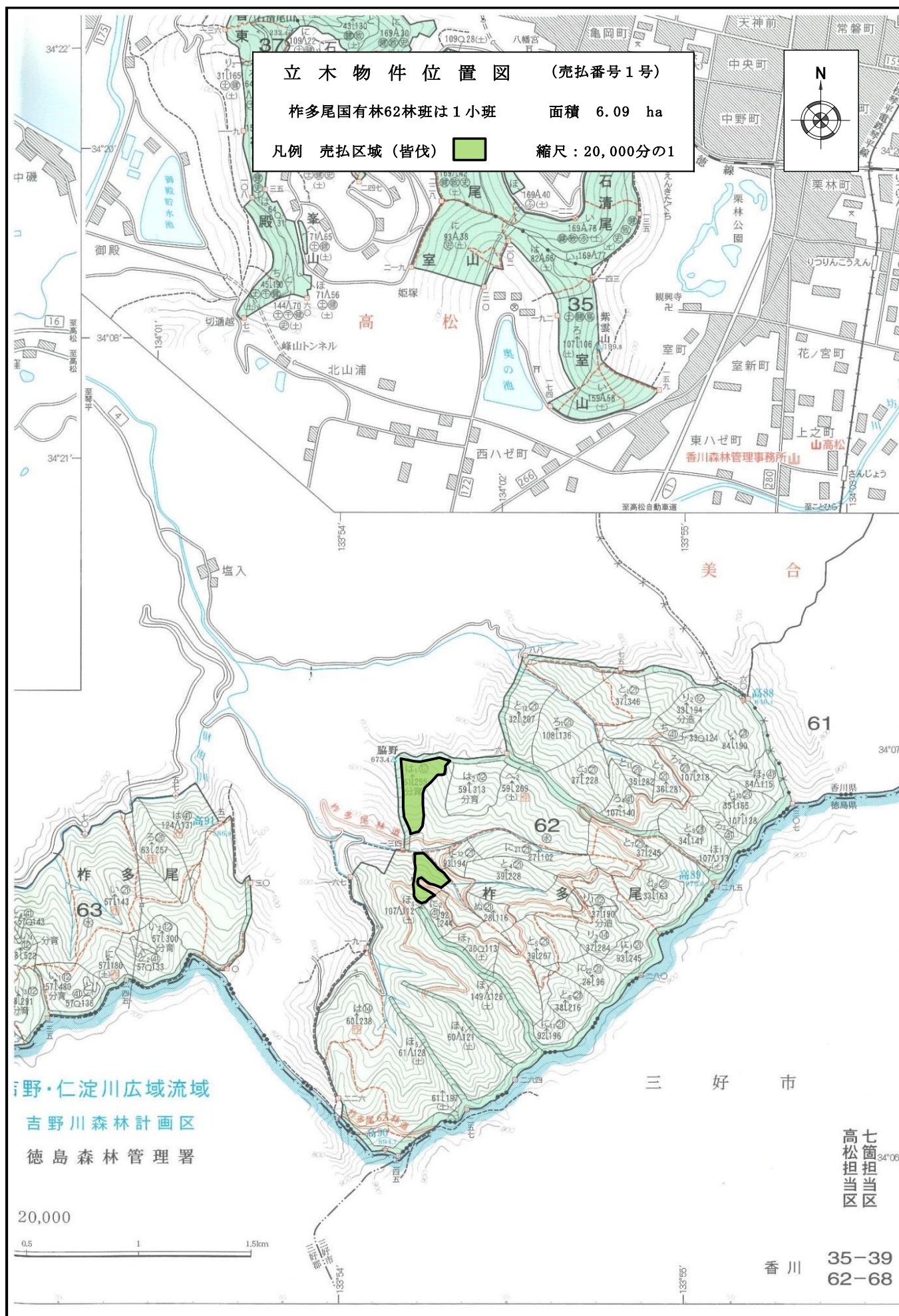
現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

13(その他)

当該物件は分収育林です。別紙「分収育林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入札してください。

第1号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8			1	0.03										
10			12	0.60										
12			58	4.64										
14			154	18.48										
16			319	51.04										
18			496	109.12										
20	1	0.23	735	205.80										
22			897	322.92										
24	1	0.34	879	369.18			4	1.27						
26			836	426.36			3	1.19						
28			687	398.46			1	0.45						
30			484	338.80			3	1.74						
32			323	251.94			2	1.22						
34			203	184.73										
36			126	126.00			1	0.76						
38			70	77.00										
40	1	1.27	37	46.62										
42			25	34.25	2	2.57	1	1.15						
44			13	19.37										
46	2	3.17	5	8.10										
48			2	3.50										
50														
52					1	2.03								
54			1	2.44										
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	5	5.01	6,363	2,999.38	3	4.60	15	7.78						
													6,386	3,016.77





立木物件位置図 (売払番号1号)

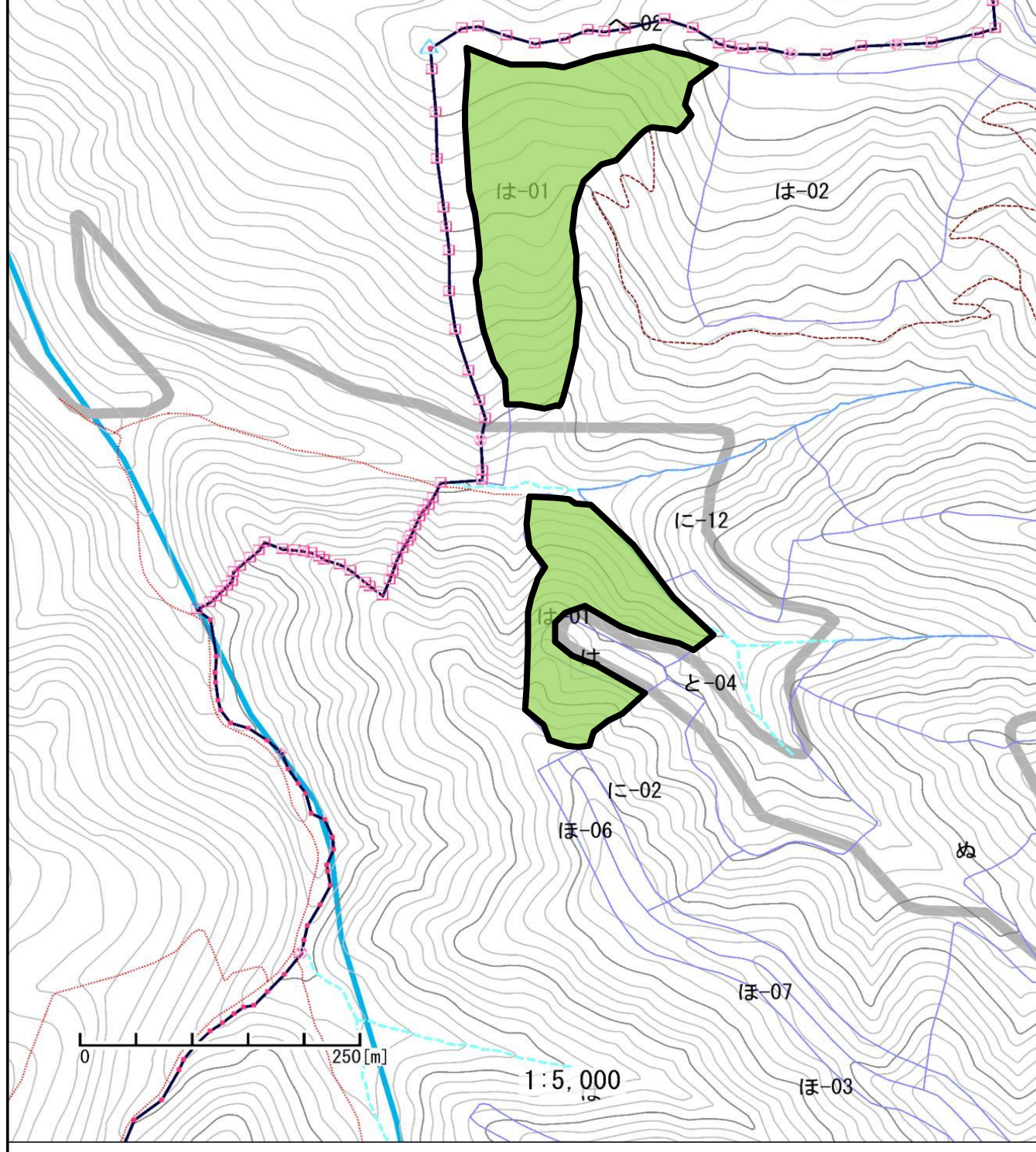
柞多尾国有林62林班は1小班

面積 6.09 ha

凡例 売払区域 (皆伐)



縮尺 : 5,000分の1



販売物件明細書

香川森林管理事務所

- 1(物件番号) 第2号
- 2(物件所在地 及び国有林名等) 香川県仲多度郡まんのう町七箇
多治川国有林65林班ぬ小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 0.11ha
- 5(林齢) 36年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	144	16.11	
ア カ マ ツ	1	0.17	
低 質 材 N	79	6.68	
計	224	22.96	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 6ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①当該区域は分収造林であるため調査木以外は伐採しないこと。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨本物件は森林環境保全整備事業(多治川65保育間伐【活用型】翌償)における森林作業道作設に係る支障木です。立木の伐採及び搬出については、事業を実行する生産請負事業体と事前に連絡調整の上、行うこと。
- ⑩当該区域及び周辺区域は保安林です。立木の伐採及び森林作業道作設に係る土地の形質変更については、上記請負事業に合わせて作業許可の手続き済みです。土場の設置等の形質変更行為については、作業許可等の手続きが必要です。なお、土場の設置及び使用について、上記請負事業体との調整を要する場合があります。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

13(その他)

当該物件は分収造林です。別紙「分収造林・官行造林箇所の立木販売における特約事項」を熟知のうえ、入れしてください。

第2号

直 径	ヒノキ		アカマツ		低質材N									
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.04			4	0.05								
10	4	0.10			4	0.08								
12	12	0.47			5	0.16								
14	25	1.60			3	0.12								
16	20	1.90			19	1.40								
18	40	5.08			26	2.41								
20	27	4.03			9	1.06								
22	6	1.06	1	0.17	6	0.83								
24	5	1.06			2	0.36								
26	3	0.77			1	0.21								
28														
30														
32														
34														
36														
38														
40														
42														
44														
46														
48														
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	144	16.11	1	0.17	79	6.68								
													224	22.96

立木物件位置図 (売払番号2号)

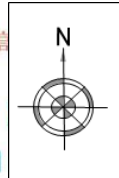
多治川国有林65林班ぬ小班

面積 0.11 ha

凡例 売払区域 (皆伐)

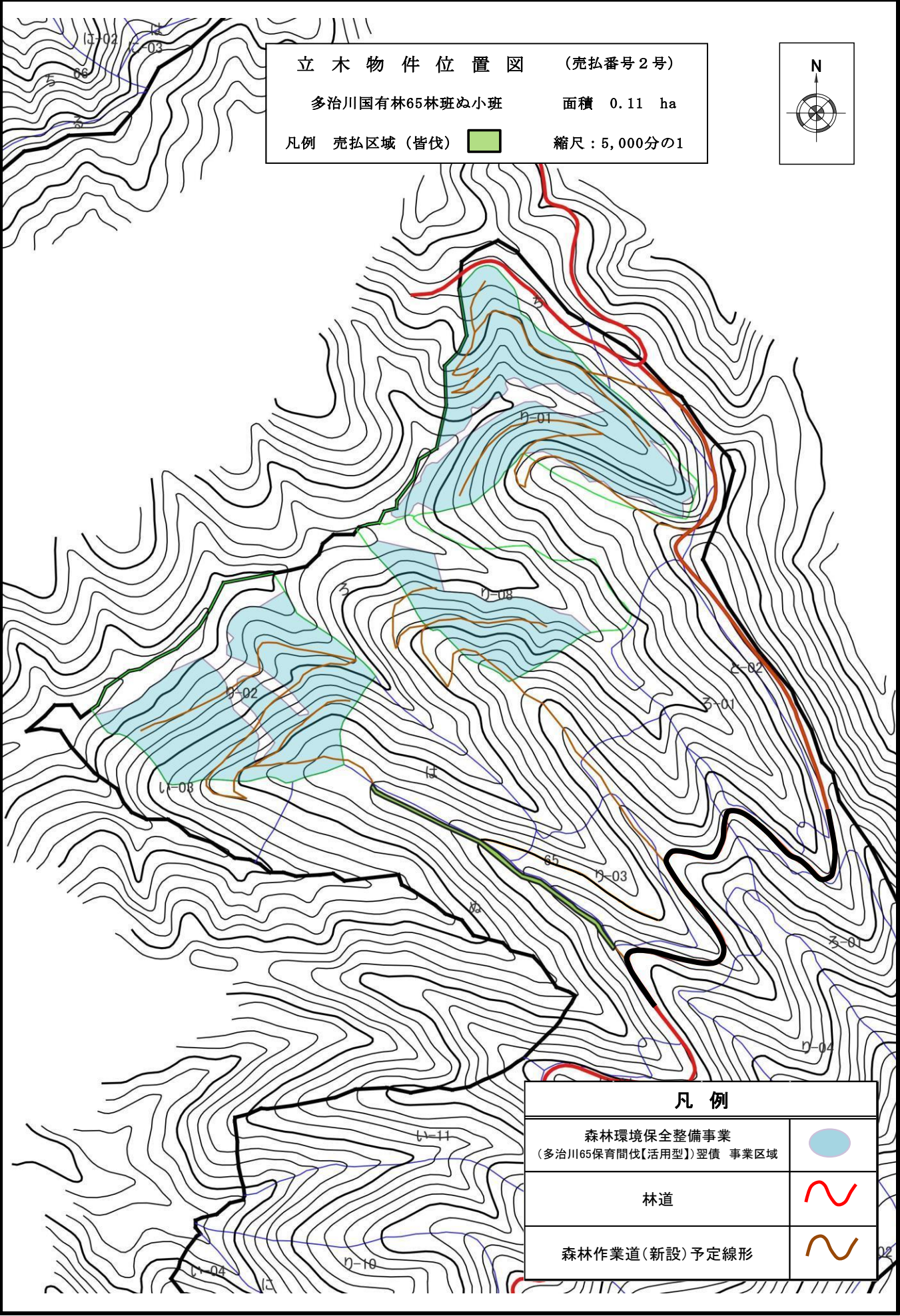


縮尺: 20,000分の1

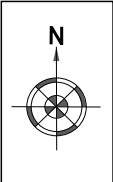


重信・香川
松
域
画





立木物件位置図 (売払番号2号)
多治川国有林65林班ぬ小班 面積 0.11 ha
凡例 売払区域 (皆伐) 縮尺: 5,000分の1



凡 例	
森林環境保全整備事業 (多治川65保育間伐【活用型】)翌償 事業区域	
林道	
森林作業道(新設) 予定線形	

販売物件明細書

香川森林管理事務所

- 1(物件番号) 第3号
- 2(物件所在地 香川県東かがわ市坂元
及び国有林名等) 大坂国有林1林班か小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 5.06ha
- 5(林齢) 73年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	3,036	1,644.06	
ア カ マ ツ	36	22.58	
ツ ガ	1	0.54	
そ の 他 L	261	98.61	
計	3,334	1,765.79	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

13(その他)

14(物件明細)

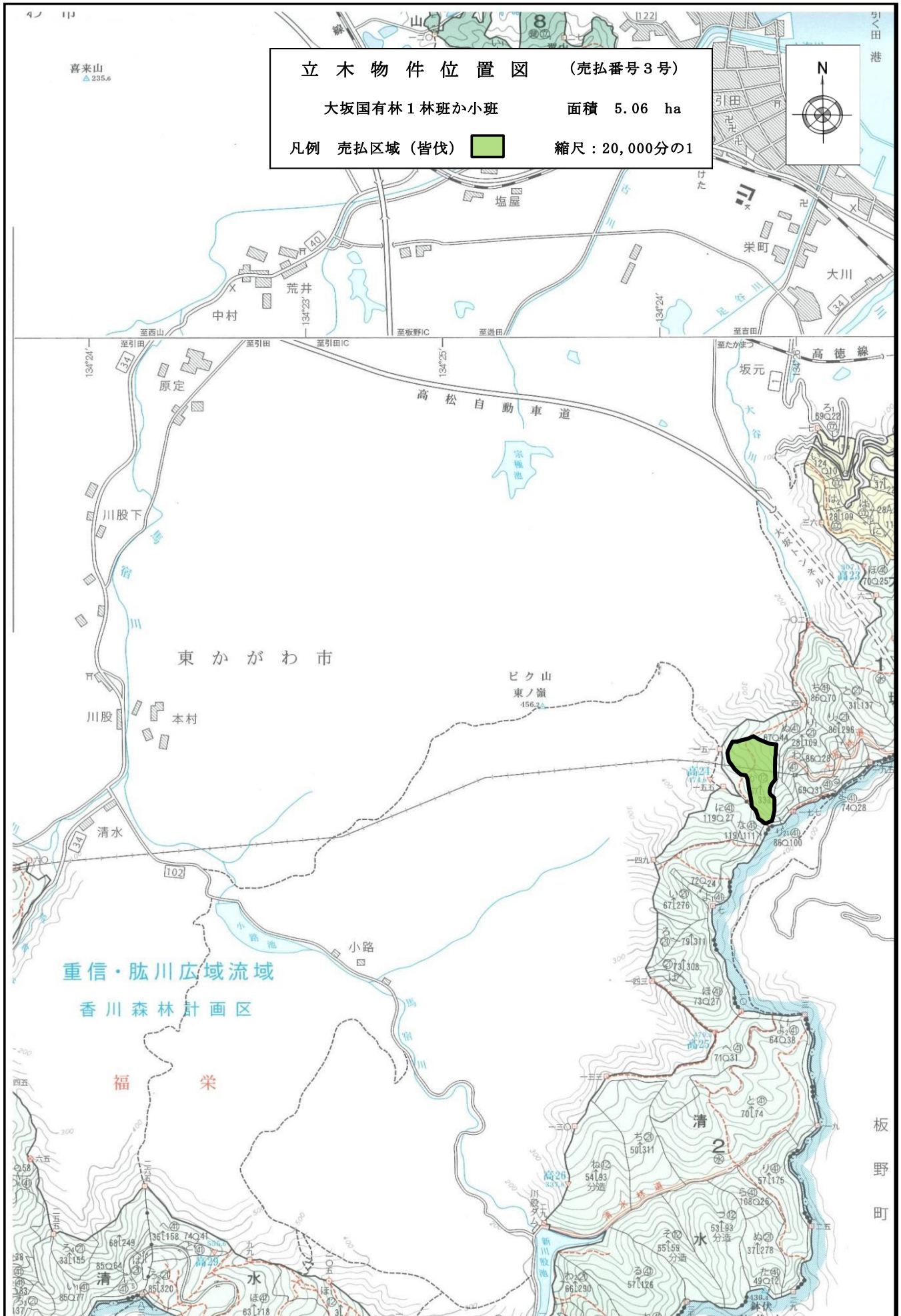
大坂国有林1林班か小班

5.06ha

73年生

第3号

	ヒノキ		アカマツ		ツガ		その他L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	2	0.08												
12	8	0.56												
14	32	3.20												
16	85	12.75												
18	157	32.97												
20	234	63.18	1	0.19										
22	284	93.72												
24	320	128.00	3	0.87			67	16.38						
26	375	172.50	5	1.66			58	17.53						
28	367	201.85	1	0.36			48	16.55						
30	324	204.12	3	1.38			28	11.08						
32	297	210.87	3	1.45			15	6.77						
34	227	188.41	2	1.18			12	6.01						
36	146	132.86	3	1.90	1	0.54	17	9.95						
38	84	84.00	4	2.96			3	2.25						
40	46	50.14	2	1.57			5	3.95						
42	25	31.25	3	2.35			3	2.71						
44	11	14.96	3	2.87										
46	7	10.36	1	1.08			3	3.07						
48	4	6.17					1	1.20						
50			2	2.76			1	1.16						
52	1	2.11												
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	3,036	1,644.06	36	22.58	1	0.54	261	98.61						
													3,334	1,765.79

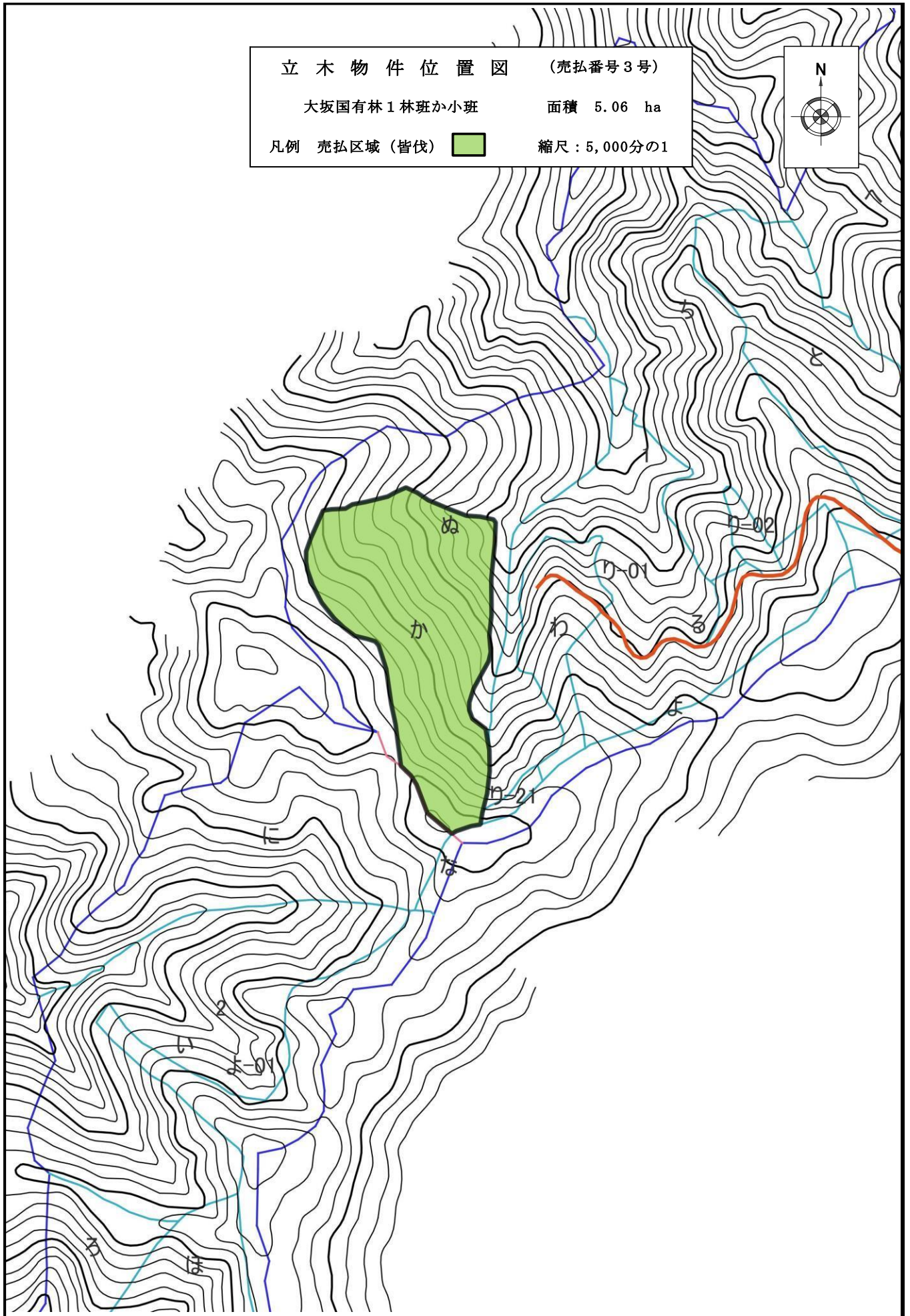
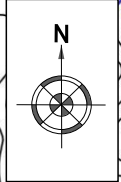


(売払番号 3 号)

面積 5.06 ha



縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

香川森林管理事務所

- 1(物件番号) 第4号
- 2(物件所在地 香川県東かがわ市西山
及び国有林名等) 兼広国有林9林班は小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 5.46ha
- 5(林齢) 74年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	803	779.27	
ヒ ノ キ	1,666	1,070.27	
ア カ マ ツ	12	8.15	
そ の 他 L	178	84.68	
計	2,659	1,942.37	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④区域周辺の境界標識を損傷した場合は、指示に従い修繕すること。
- ⑤民有林地内に支障木が発生する場合は、予め地権者と協議すること。
- ⑥道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑦末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑧林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑨当該区域及び周辺区域は保安林です。形質変更行為には作業許可等の手続きが必要です。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、香川森林管理事務所業務グループまでご連絡ください。
(香川森林管理事務所:087-866-6622)

13(その他)

第4号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	2	0.08												
12	6	0.42	3	0.15										
14	4	0.44	7	0.63										
16	15	2.25	13	1.56										
18	22	4.18	30	5.10										
20	28	7.00	62	13.64										
22	46	14.26	80	23.20										
24	52	19.76	95	34.20	1	0.29	35	8.41						
26	48	22.56	158	64.78	1	0.38	39	11.77						
28	66	36.96	184	92.00	1	0.33	24	7.56						
30	73	45.99	206	115.36	2	0.94	15	6.26						
32	55	40.70	208	131.04			16	6.95						
34	49	42.14	154	113.96	1	0.63	11	5.78						
36	55	53.35	153	125.46	1	0.61	8	5.28						
38	41	45.51	107	101.65	1	0.86	5	4.13						
40	39	47.97	77	80.08			5	3.95						
42	40	55.60	57	64.98	2	1.83	7	7.11						
44	25	38.00	34	41.82	1	1.06	3	3.28						
46	25	42.75	13	18.33	1	1.22	3	3.48						
48	26	48.10	12	18.24			2	2.40						
50	23	47.15	5	8.20			2	2.79						
52	22	48.62	4	6.36			1	1.53						
54	14	34.02	1	1.89			1	1.37						
56	8	20.80	1	2.13										
58	5	14.20	1	2.58										
60	8	24.24												
62	4	14.28	1	2.93										
64														
66	1	3.86												
68	1	4.08					1	2.63						
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	803	779.27	1,666	1,070.27	12	8.15	178	84.68						
													2,659	1,942.37

立木物件位置図 (売払番号4号)

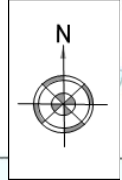
兼広国有林9林班は小班

面積 5.46 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1



位置図

1:500

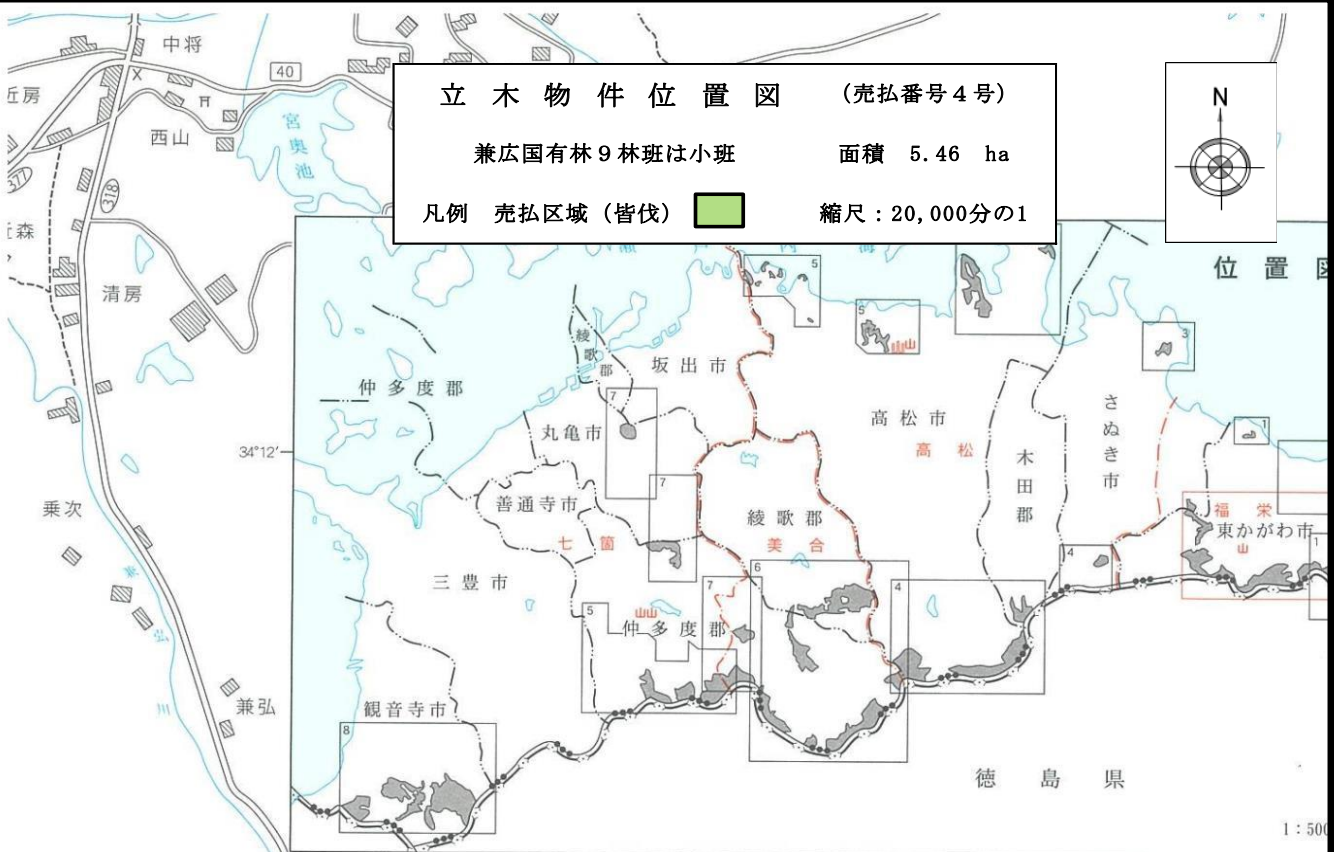
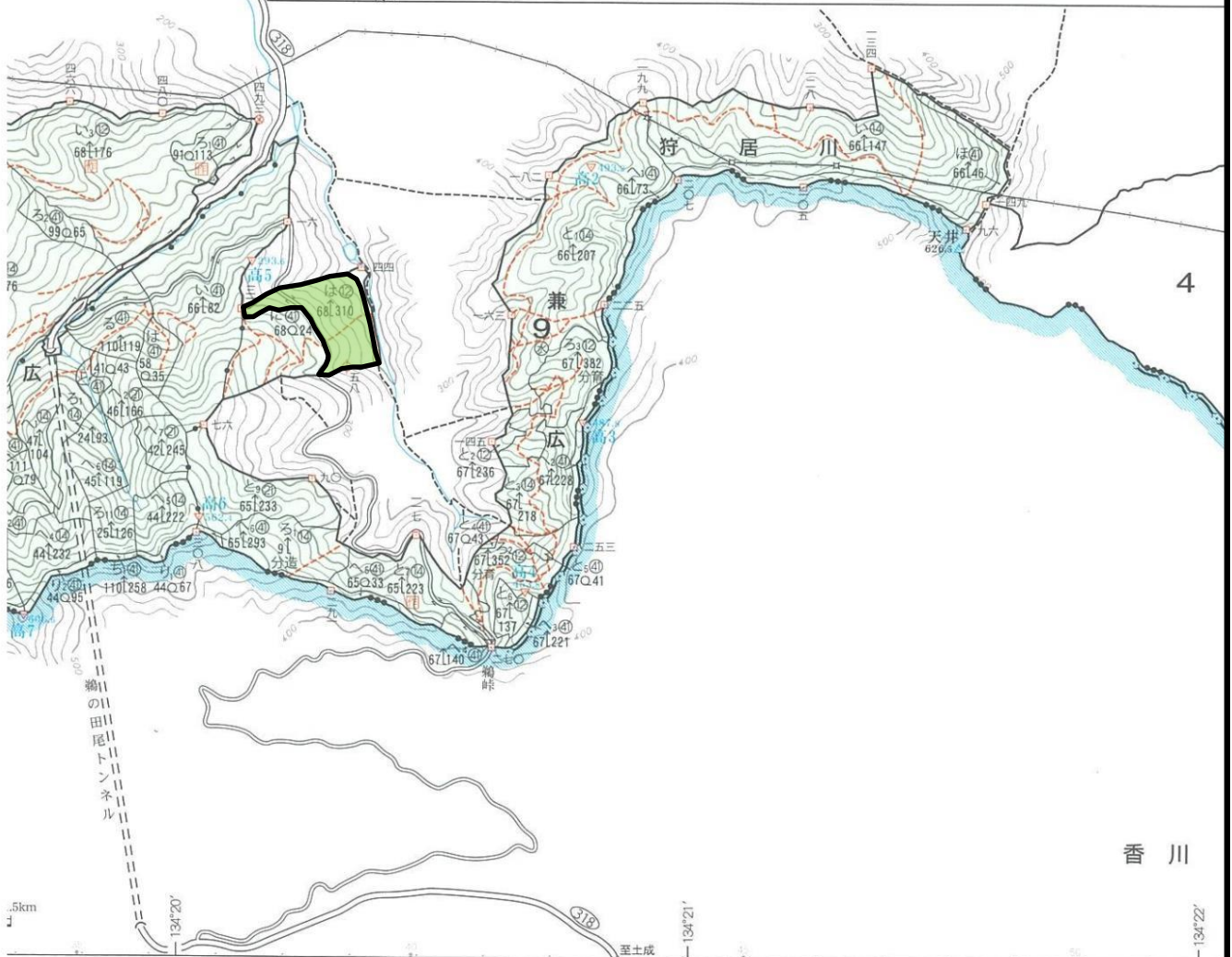
4

香川

134°22'

至土成

134°21'



立木物件位置図 (売払番号4号)

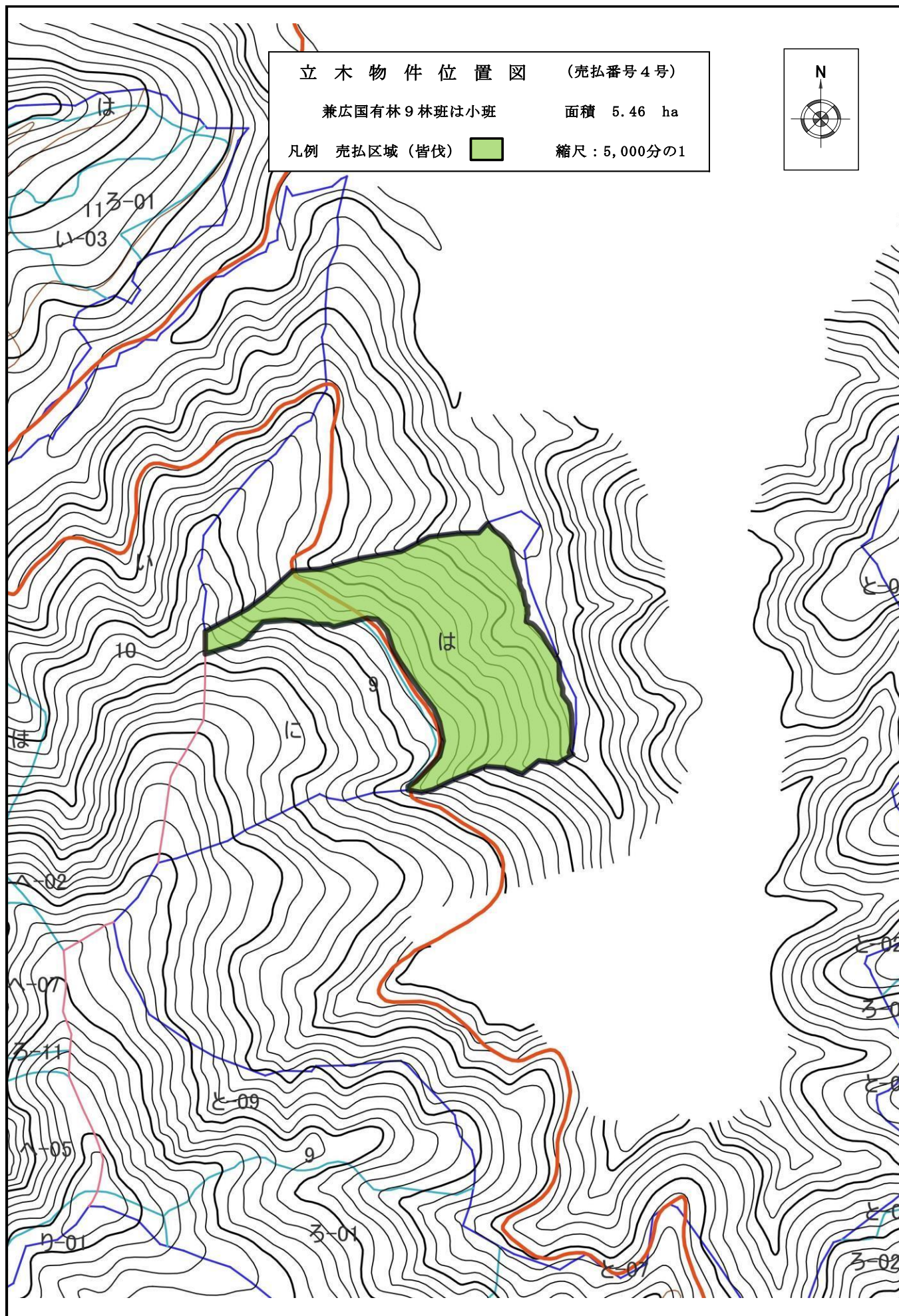
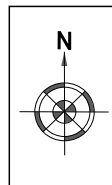
兼広国有林9林班は小班

面積 5.46 ha

凡例 売払区域 (皆伐)



縮尺: 5,000分の1



愛媛森林管理署入札案内書 (第6回)

〒791-8023
愛媛県松山市朝美2丁目6-32
TEL:089-924-0550
FAX:089-924-0598

入札日時：令和7年10月30日(木)実施(10時00分締切 即時開札)
入札場所：愛媛森林管理署 会議室
契約締結期限：令和7年11月6日(木)

売払物件所在場所一覧

売 払 番 号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本 数	材 積	備 考
第1号	皆伐	愛媛県西条市氷見 長谷山国有林1062林班る小班	ヒノキ外	9,246	3,600.98	分収育林
第2号	皆伐	愛媛県西条市坂元 丸山国有林1063林班ほ小班	ヒノキ外	5,881	2,565.11	分収育林
第3号	皆伐	愛媛県西条市坂元 丸山国有林1063林班と小班	ヒノキ外	8,075	3,074.55	分収育林
第4号	皆伐	愛媛県西条市西泉 赤ヶ谷山国有林1063林班ち小班	ヒノキ外	3,488	1,432.61	分収育林
第5号	皆伐	愛媛県西条市兎ノ山 西ヶ峠山国有林1064林班い小班	ヒノキ外	3,212	1,454.21	分収育林

(別紙) 費用負担者の人数及び供託を必要とする人数

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供 託 者 数	総 口 数
第1号	4名	0	60.05口
第2号	6名	0	41.46口
第3号	29名	0	109.81口
第4号	6名	0	41.57口
第5号	3名	0	16.97口

販売物件明細書

愛媛 森林管理署

- 1(物件番号) **第 1 号**
- 2(物件所在地 愛媛県西条市氷見
及び国有林名等) 長谷山国有林1062林班る小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 7.01 HA
- 5(林齢) 71 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	17	11.84	
ヒ ノ キ	9,215	3,584.84	
そ の 他 L	10	3.43	
低 質 材 L	4	0.87	
計	9,246	3,600.98	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、土砂災害防止法に基づく土砂災害計画区域、鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町村等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

長谷山国有林1062林班る小班

7.01 HA

71 年生

第 1 号

	スギ		ヒノキ		その他L		低質材L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10			10	0.50										
12			99	7.92										
14	1	0.11	388	42.68										
16			774	116.10										
18			1,075	225.75										
20	2	0.56	1,239	334.53			1	0.19						
22	2	0.67	1,295	440.30			3	0.68						
24	1	0.46	1,223	489.20	6	1.62								
26	2	0.91	1,021	500.29	1	0.36								
28			790	434.50	1	0.39								
30	2	1.41	555	371.85	1	0.47								
32	2	1.62	349	258.26										
34	2	1.80	199	165.17	1	0.59								
36			106	96.46										
38	1	1.24	52	52.00										
40			22	25.30										
42	1	1.44	9	11.25										
44	1	1.62	4	5.44										
46			3	4.44										
48			2	2.90										
50														
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
計	17	11.84	9,215	3,584.84	10	3.43	4	0.87						
												9,246	3,600.98	

立木物件位置図

(第1号物件)

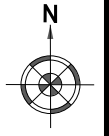
長谷山国有林 1062林班 る小班

面積:7.01ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



重信・肱川広域流域
東予森林計画区

分収育林入札予定箇所

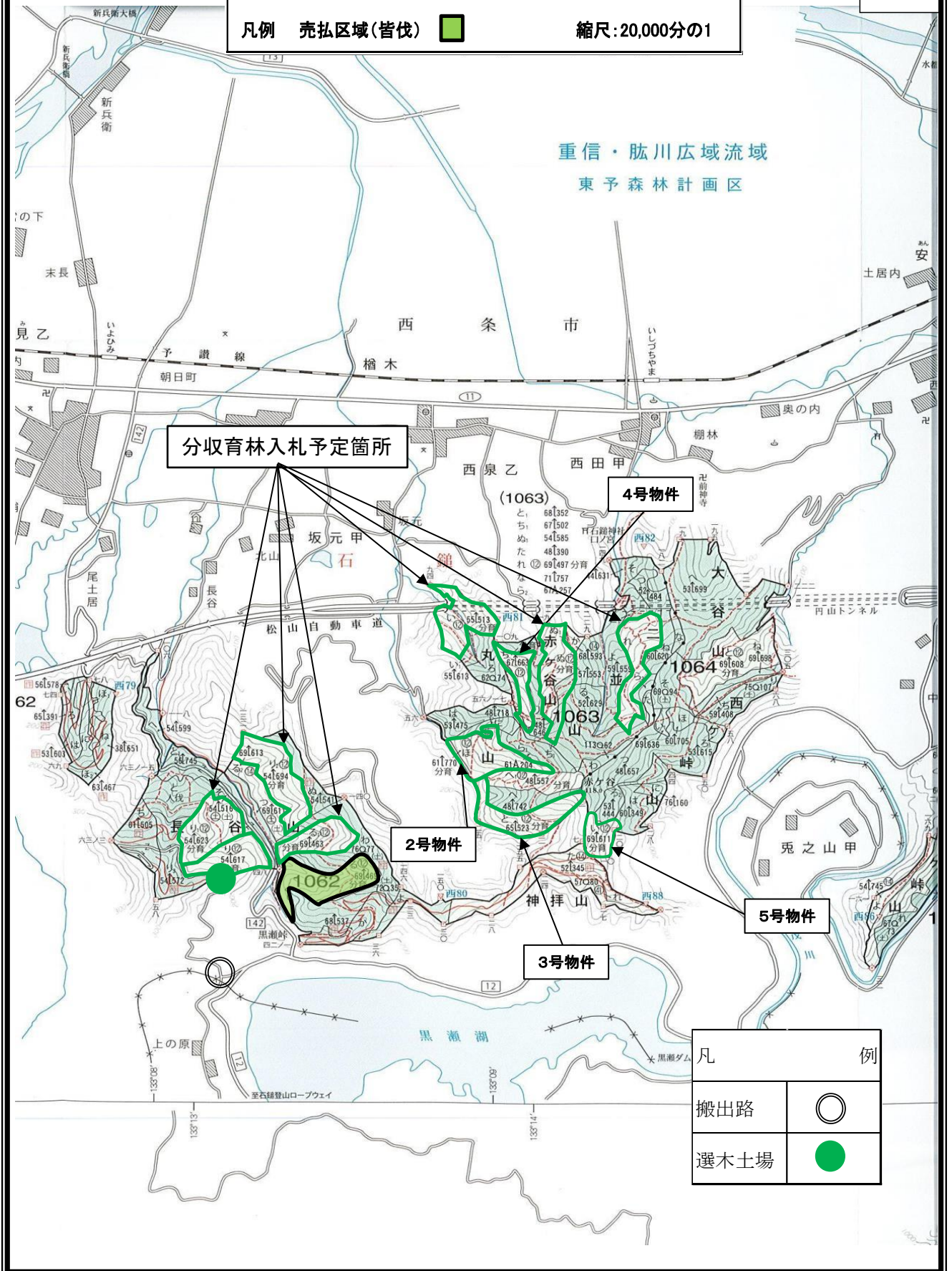
4号物件

2号物件

3号物件

5号物件

凡	例
搬出路	
選木土場	



立木物件位置図

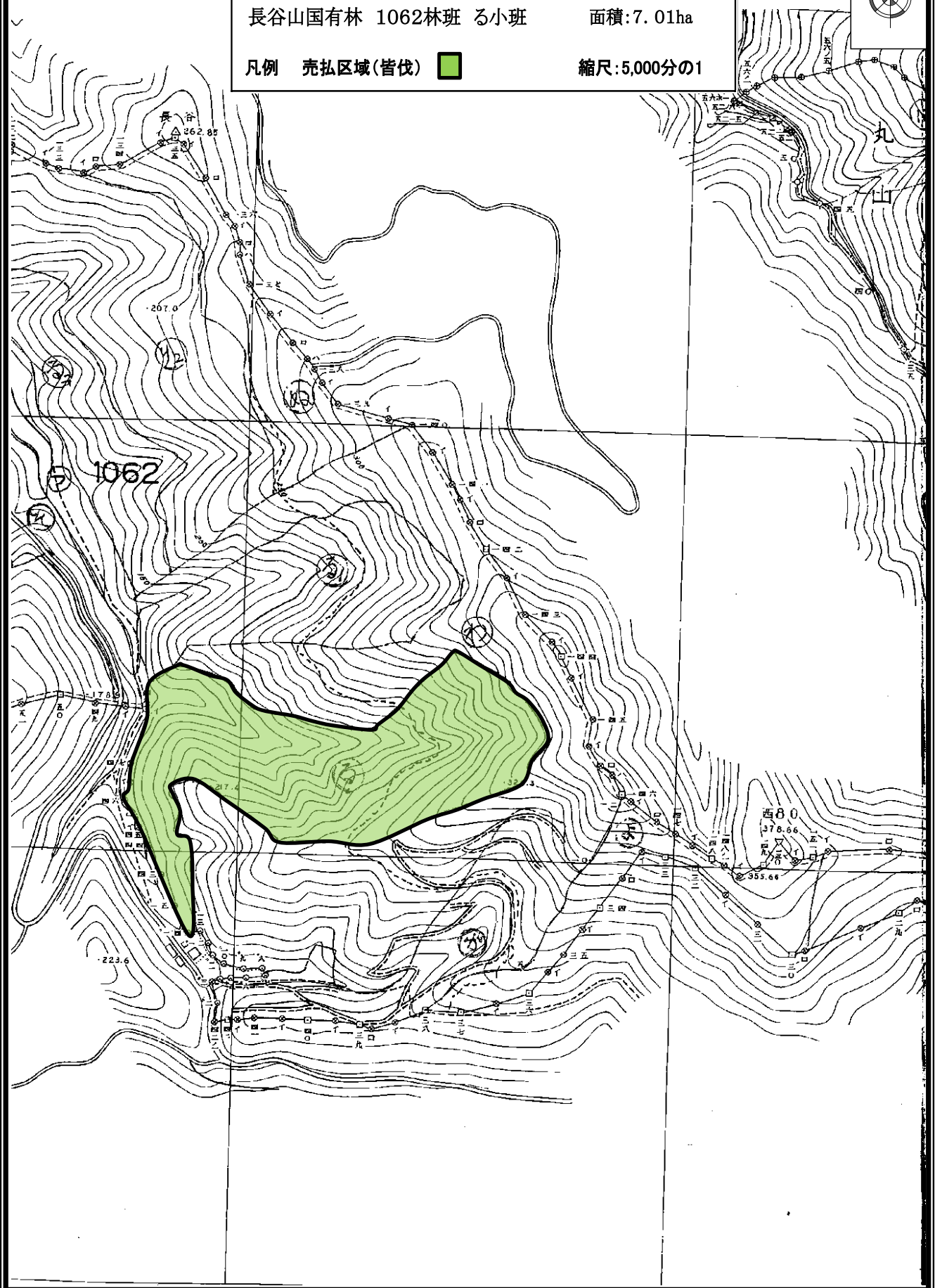
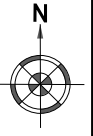
(第1号物件)

長谷山国有林 1062林班 る小班

面積:7.01ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 愛媛県西条市坂元
及び国有林名等) 丸山国有林1063林班ほ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.56 ha

5(林齢) 63 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	5,878	2,563.88	
そ の 他 L	3	1.23	
計	5,881	2,565.11	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 2 号

	ヒノキ		その他L											
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	4	0.16												
12	14	0.98												
14	73	7.30												
16	220	30.80												
18	443	84.17												
20	667	166.75												
22	805	265.65												
24	859	326.42	1	0.27										
26	814	374.44												
28	682	361.46	1	0.39										
30	520	327.60												
32	348	247.08	1	0.57										
34	215	167.70												
36	118	101.48												
38	60	60.00												
40	24	26.16												
42	7	8.75												
44	3	3.90												
46	1	1.48												
48	1	1.60												
50														
52														
54														
56														
58														
60														
計	5,878	2,563.88	3	1.23										
													5,881	2,565.11

立木物件位置図

(売払番号2号)

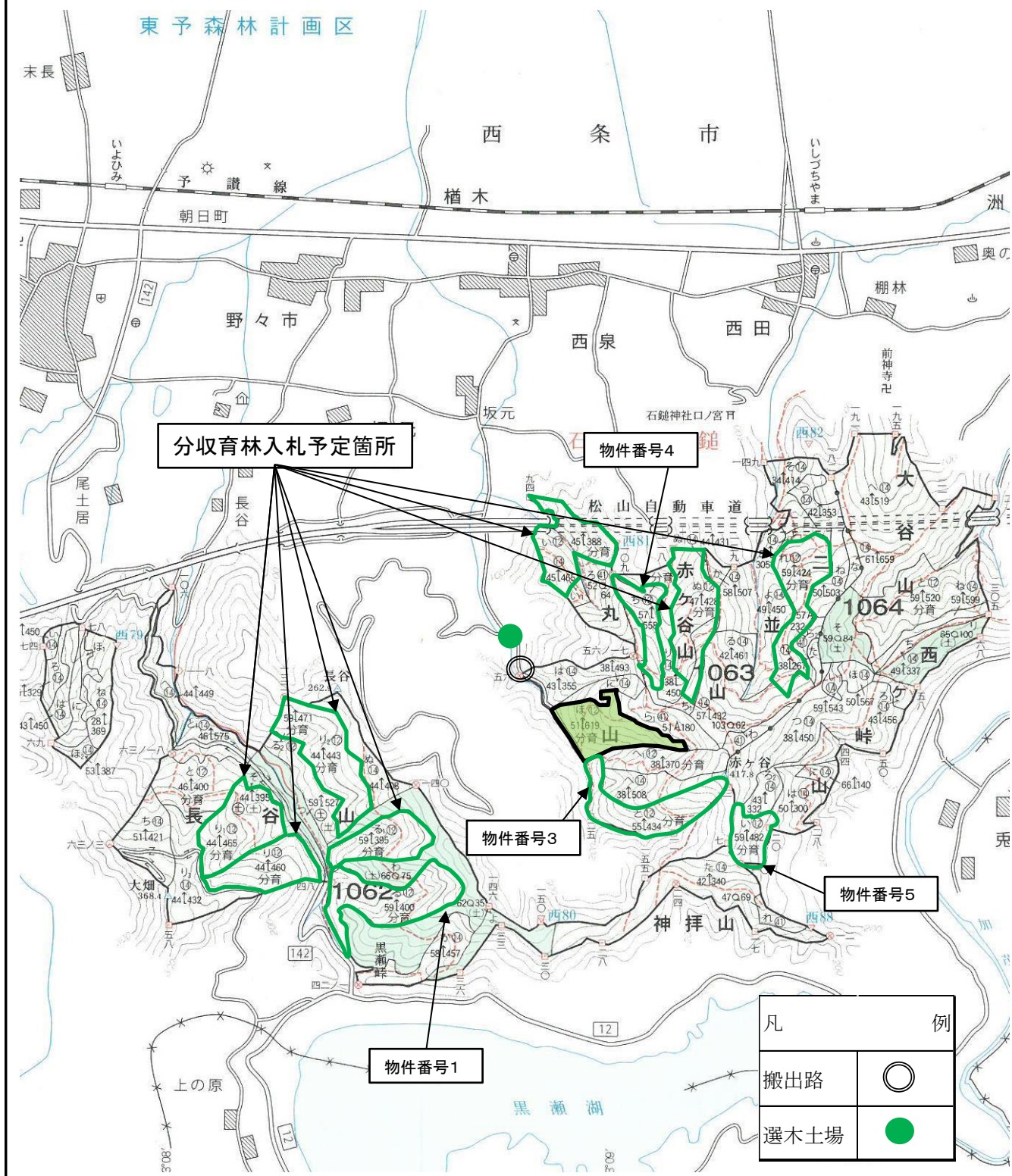
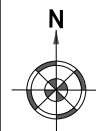
丸山 1063林班 ほ小班

面積:5.56ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



立木物件位置図

(売払番号2号)

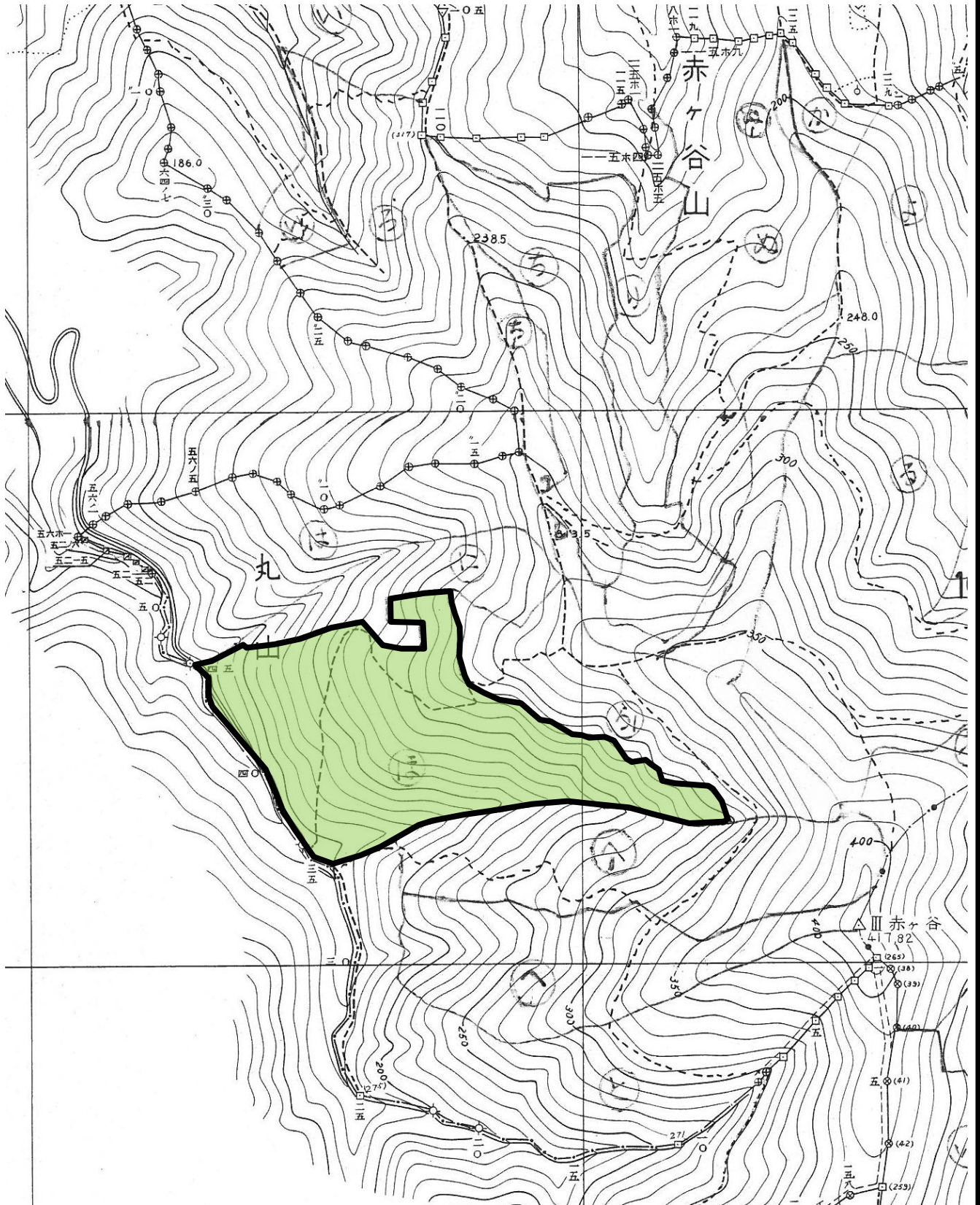
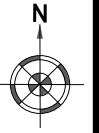
丸山 1063林班 ほ小班

面積:5.56ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 愛媛県西条市坂元
及び国有林名等) 丸山国有林1063林班と小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 5.81 ha

5(林齢) 67 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	8,062	3,070.02	
ア カ マ ツ	1	0.44	
そ の 他 L	12	4.09	
計	8,075	3,074.55	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 3 号

[illegible]

立木物件位置図

(売払番号3号)

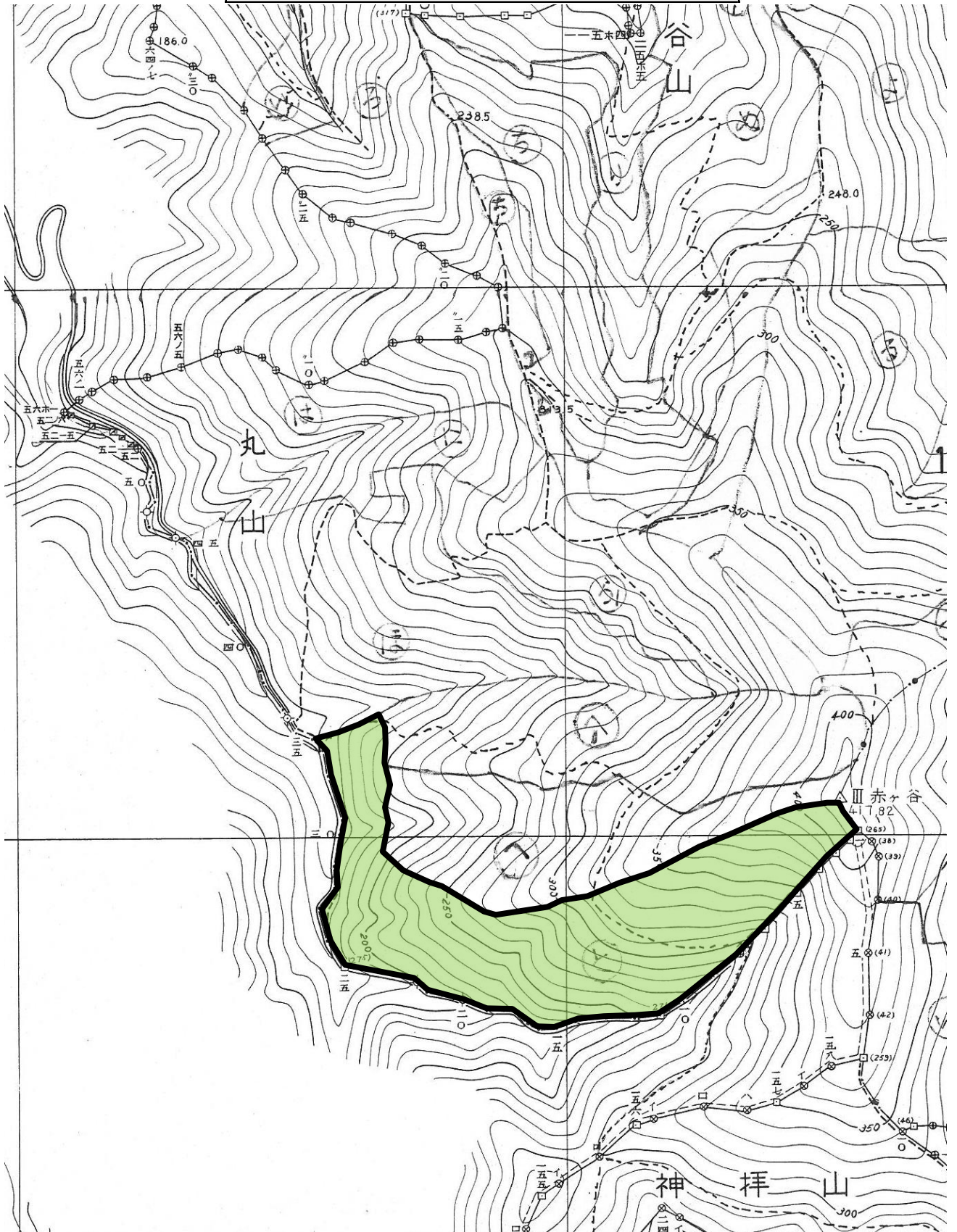
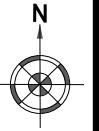
丸山 1063林班 と小班

面積:5.81ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) **第 4 号**

2(物件所在地 愛媛県西条市西泉
及び国有林名等) 赤ヶ谷山国有林1063林班ち小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 2.83 HA

5(林齢) 69 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	3,482	1,429.85	
ア カ マ ツ	1	0.63	
ナ ラ	3	0.97	
そ の 他 L	2	1.16	
計	3,488	1,432.61	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

都市計画法に基づく都市計画区域
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 4 号

直 径	ヒノキ		アカマツ		ナラ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	2	0.08												
12	19	1.33												
14	96	9.60												
16	230	34.50												
18	352	73.92												
20	434	108.50												
22	464	153.12												
24	433	164.54			1	0.29								
26	406	186.76			2	0.68								
28	354	187.62												
30	268	160.80												
32	173	122.83	1	0.63			1	0.53						
34	105	81.90					1	0.63						
36	65	55.90												
38	37	35.15												
40	19	20.71												
42	12	14.28												
44	8	10.40												
46	3	4.44												
48	1	1.67												
50	1	1.80												
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
計	3,482	1,429.85	1	0.63	3	0.97	2	1.16						
													3,488	1,432.61

立木物件位置図

(物件番号4号)

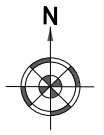
赤ヶ谷山国有林 1063林班 ち小班

面積:2.83ha

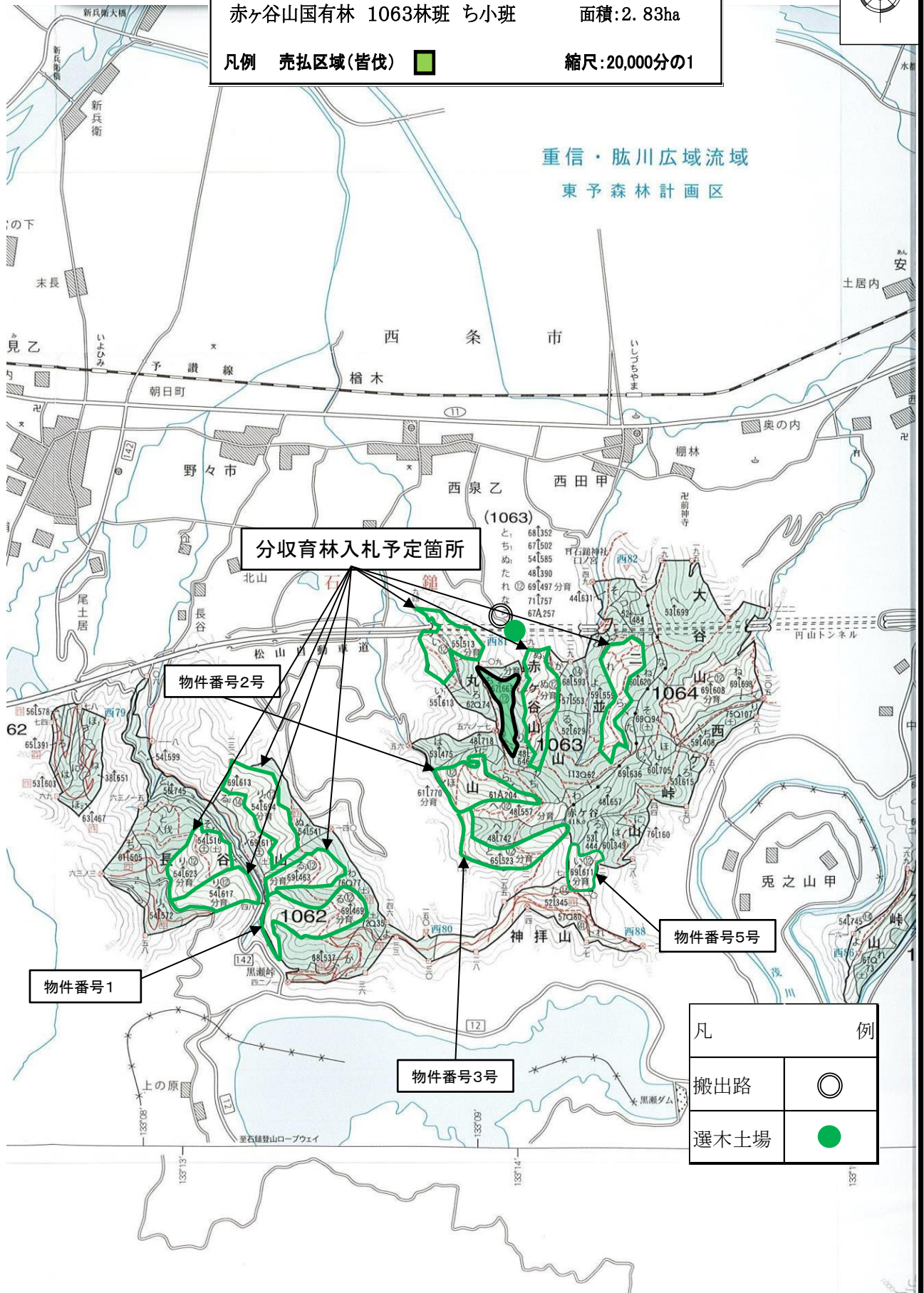
凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:20,000分の1



重信・肱川広域流域
東予森林計画区



凡	例
搬出路	
選木土場	

立木物件位置図

(物件番号4号)

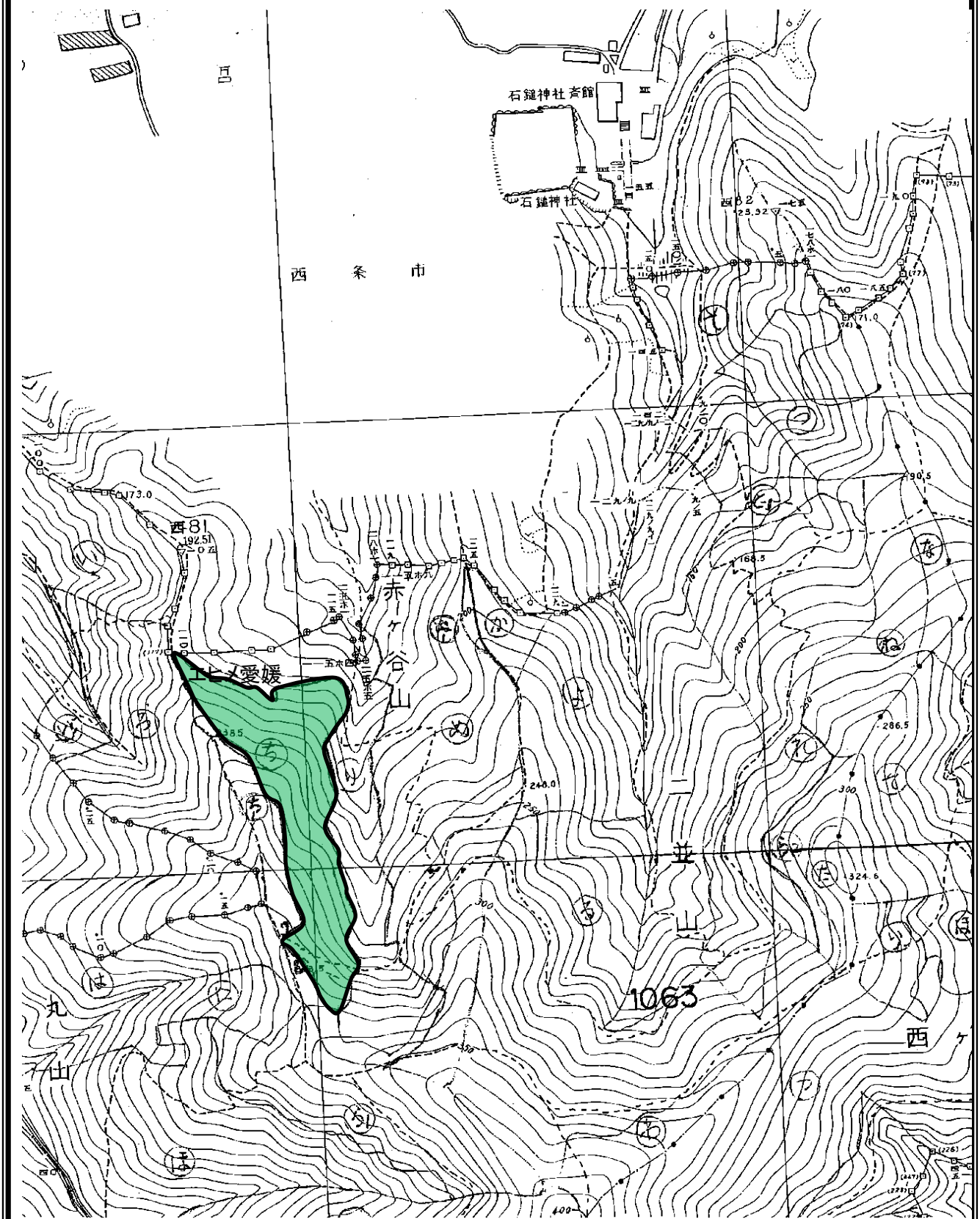
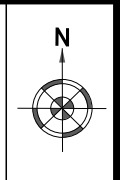
赤ヶ谷山国有林 1063林班 ち小班

面積:2.83ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

愛媛 森林管理署

1(物件番号) 第 5 号

2(物件所在地 愛媛県西条市兎ノ山
及び国有林名等) 西ヶ峠山国有林1064林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 2.37 HA

5(林齢) 71 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ヒ ノ キ	3,204	1,449.00	
ク ス	1	2.40	
そ の 他 L	7	2.81	
計	3,212	1,454.21	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

山腹崩壊危険地区
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

市町等管理の道路については、当該道路の使用制限を予め道路管理者に確認のうえ、その指示に従うこと。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は愛媛森林管理署業務グループもしくは、西条・石鎚森林事務所へお問い合わせください。

13(その他)

当該物件の分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知のうえ入札してください。

第 5 号

3,212	1,454.21
-------	----------

立木物件位置図

(売払番号5号)

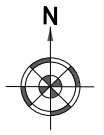
西ヶ峠山 1064林班 い小班

面積: 2.37ha

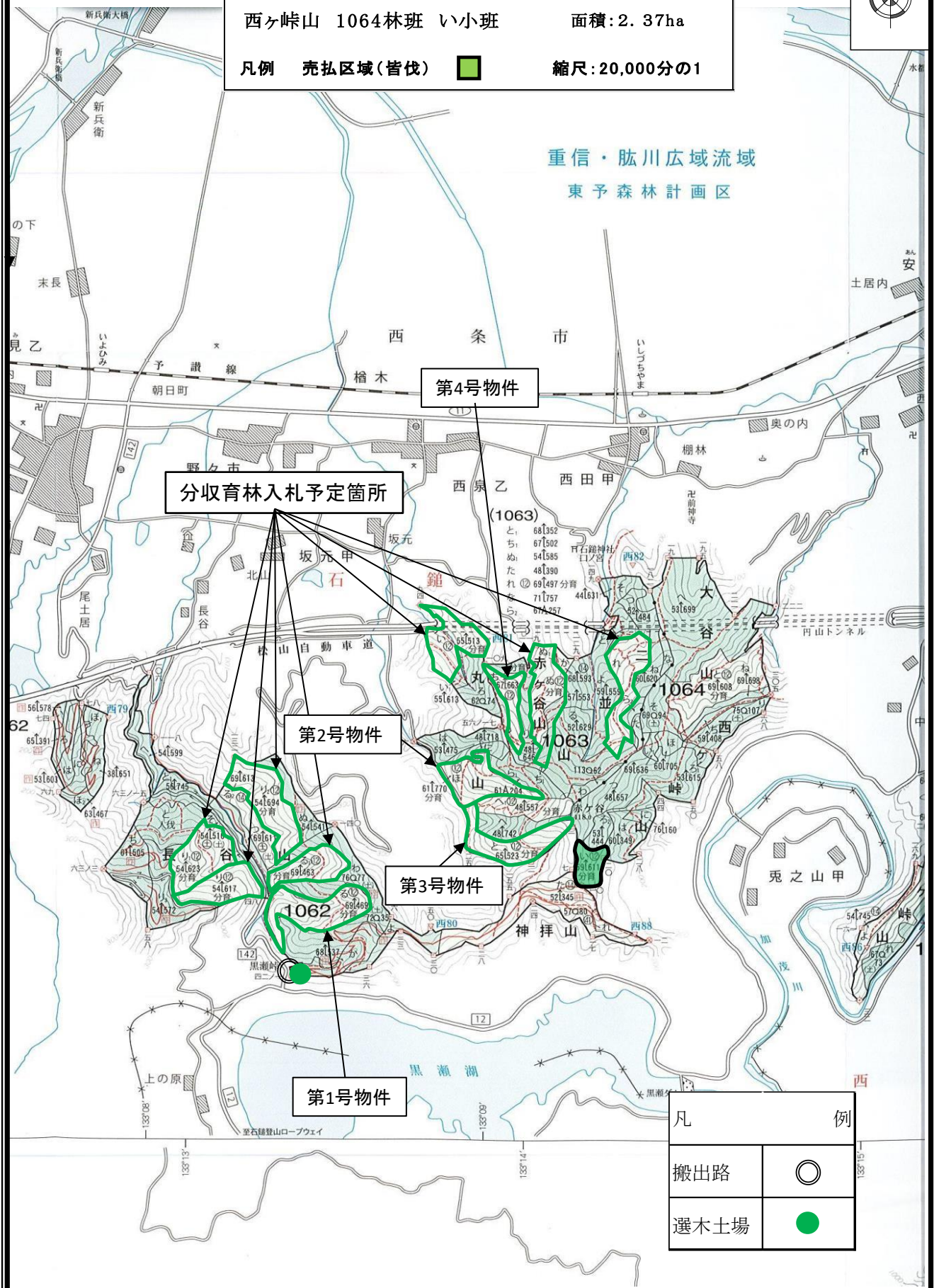
凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1



重信・肱川広域流域
東予森林計画区



分収育林入札予定箇所

第4号物件

第2号物件

第3号物件

第1号物件

凡	例
搬出路	○
選木土場	●

立木物件位置図

(売払番号5号)

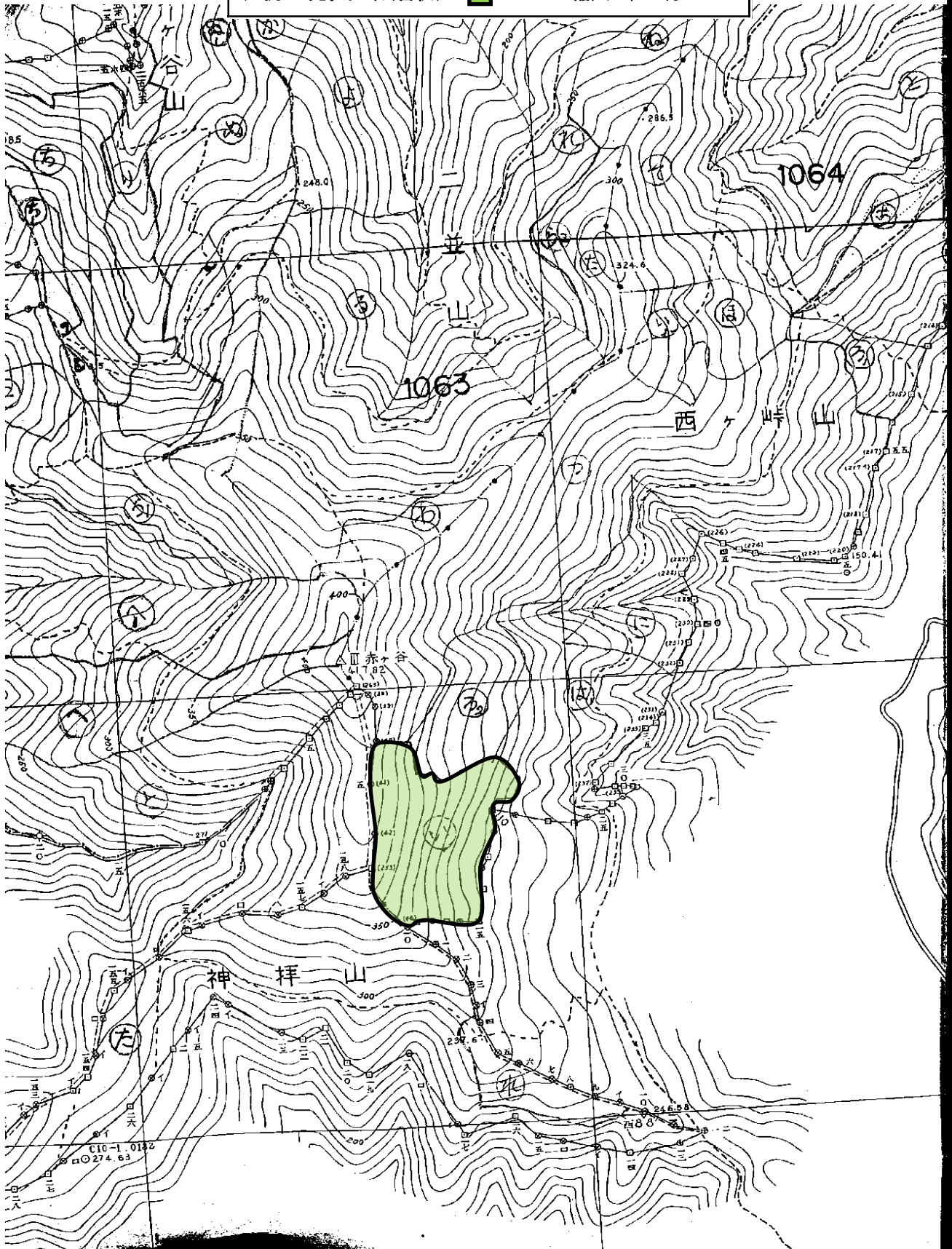
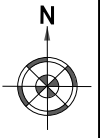
西ヶ峠山 1064林班 い小班

面積:2.37ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



四万十森林管理署入札案内書

(第6回)

〒787-0003

高知県四万十市中村丸の内 1 7 0 7 - 3 4

TEL : 0880-34-3155

入札日時：令和7年10月28日（火）実施（14時00分締切 即時開札）

入札場所：四万十森林管理署 3階会議室

契約締結期限：令和7年11月4日（火）

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物 件 所 在 地	樹種	本数	材積	備 考
第1号	皆 伐	高知県幡多郡黒潮町湊川 足川山国有林 96 林班い小班	スギ外	20,603	12,117.39	分収育林
第2号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町下津井 佐川山国有林 4053 林班い1小班	ヒノキ外	11,162	6,051.37	分収育林
第3号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班は小班	ヒノキ外	11,469	5,659.34	分収造林
第4号	皆 伐	高知県高岡郡中土佐町大野見奈路 島ノ川山国有林 3233 林班ほ小班	ヒノキ外	12,573	6,043.76	分収造林
第5号	皆 伐	高知県四万十市西土佐奥屋内 黒尊山国有林 15 林班い小班	スギ外	9,632	5,248.45	
第6号	皆 伐	高知県高岡郡四万十町相去 明畑山国有林 4001 林班い小班	ヒノキ外	4,845	1,849.78	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	16 名	0	173.26 口
第 2 号	19 名	0	80.20 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 1 号**

2(物件所在地 高知県幡多郡黒潮町湊川
及び国有林名等) 足川山 国有林 96林班 い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 18.80 ha

5(林齢) 69 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	7,142	6,442.69	
ヒ ノ キ	13,264	5,563.39	
ア カ マ ツ	1	0.67	
サ ク ラ	6	3.43	
そ の 他 L	190	107.21	
計	20,603	12,117.39	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

湊川林道の使用車両は8t以下の車両とします。(ホイルベース4. 3m以下)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は浮鞭森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 浮鞭森林事務所:0880-43-1177)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

14(物件明細)

足川山 国有林 96林班 い小班

18.80 ha

69 年生

第 1 号

	スギ		ヒノキ		アカマツ		サクラ		その他L			
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	10	0.30	2	0.05								
10	39	1.95	8	0.35								
12	72	5.76	74	5.18								
14	145	15.95	307	30.70								
16	202	32.32	669	93.66								
18	308	64.68	1,078	204.82								
20	373	100.71	1,449	347.76								
22	453	154.02	1,705	528.55								
24	493	207.06	1,764	635.04			1	0.33	49	14.61		
26	528	269.28	1,683	740.52					23	8.54		
28	561	325.38	1,450	725.00			1	0.39	26	11.22		
30	543	374.67	1,160	696.00			2	0.91	23	11.45		
32	486	393.66	772	517.24					22	13.18		
34	466	419.40	489	381.42	1	0.67			18	11.79		
36	369	383.76	285	245.10					4	3.28		
38	406	487.20	182	182.00					7	6.12		
40	345	469.20	99	107.91			2	1.80	6	6.05		
42	278	411.44	47	58.75					3	3.30		
44	227	376.82	12	16.32					3	3.69		
46	220	407.00	15	23.25								
48	226	465.56	11	18.37					1	1.87		
50	126	278.46	3	5.40					2	2.79		
52	58	140.94										
54	54	140.94							2	5.03		
56	41	116.85										
58	30	91.20										
60	29	93.67										
62	25	88.57										
64	9	34.81										
66	4	16.04										
68	4	17.19										
70	7	31.56										
72	1	4.97										
74	2	10.37							1	4.29		
80	2	11.00										
計	7,142	6,442.69	13,264	5,563.39	1	0.67	6	3.43	190	107.21		
											20,603	12,117.39

立木物件位置図

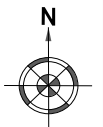
(売払番号1号)

足川山 96林班 い小班

面積:18.80ha

凡例 売払区域(皆伐)

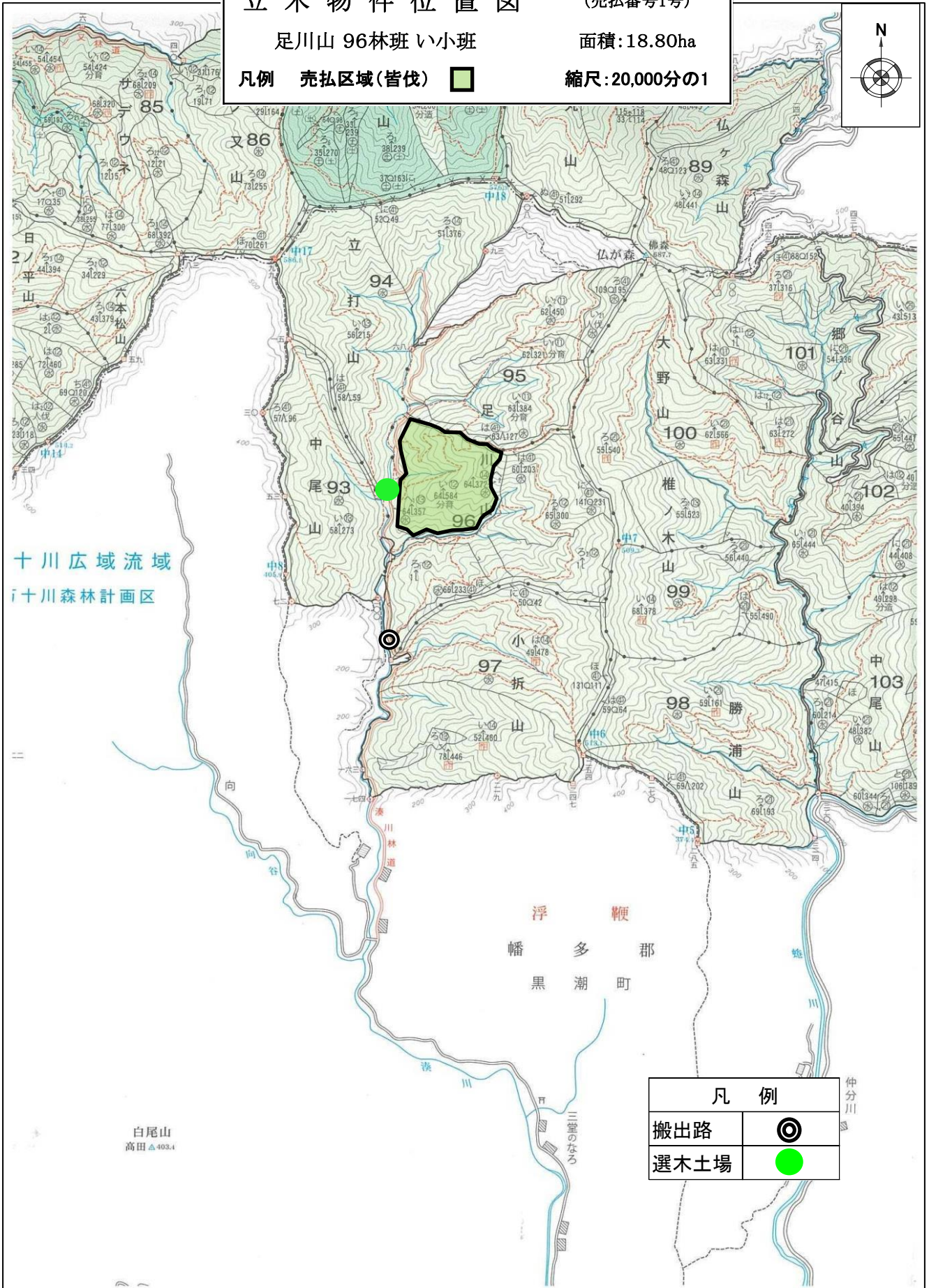
縮尺:20,000分の1

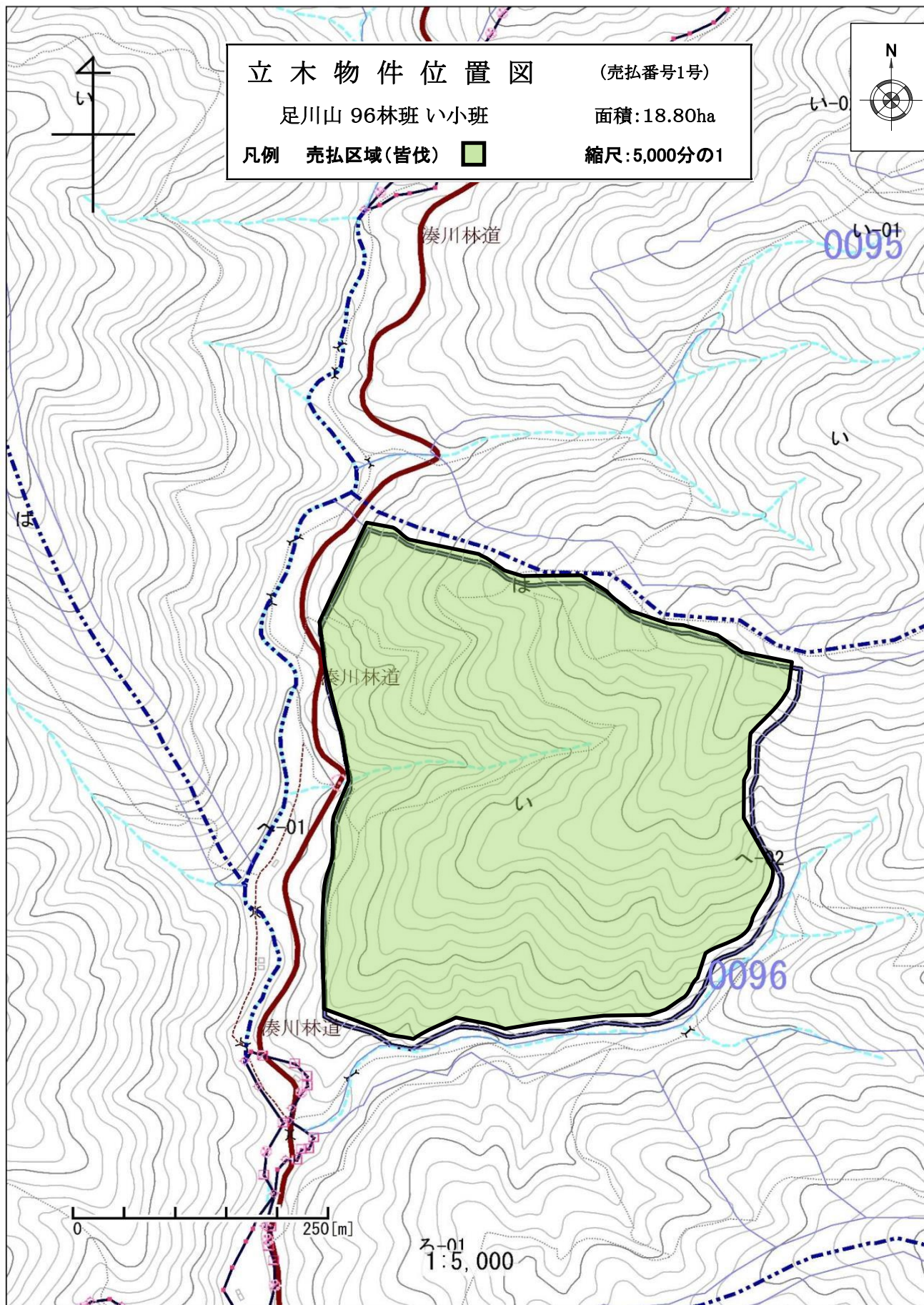


十川広域流域
十川森林計画区

白尾山
高田△403.4

凡 例	
搬出路	
選木土場	





販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町下津井
及び国有林名等) 佐川山国有林 4053林班 い1小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 9.15 ha

5(林齢) 68 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	967	1,346.52	
ヒ ノ キ	10,077	4,658.44	
ア カ マ ツ	5	3.50	
モ ミ	2	0.83	
ツ ガ	1	0.26	
カ シ	18	7.50	
そ の 他 L	92	34.32	
計	11,162	6,051.37	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

県道26号線から大中山林道に通じる橋(大中山橋)については4t車以上の通行を禁止とします。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせください。
(四万十森林管理署:0880-34-3155、大正・下津井森林事務所:0880-27-1196)

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

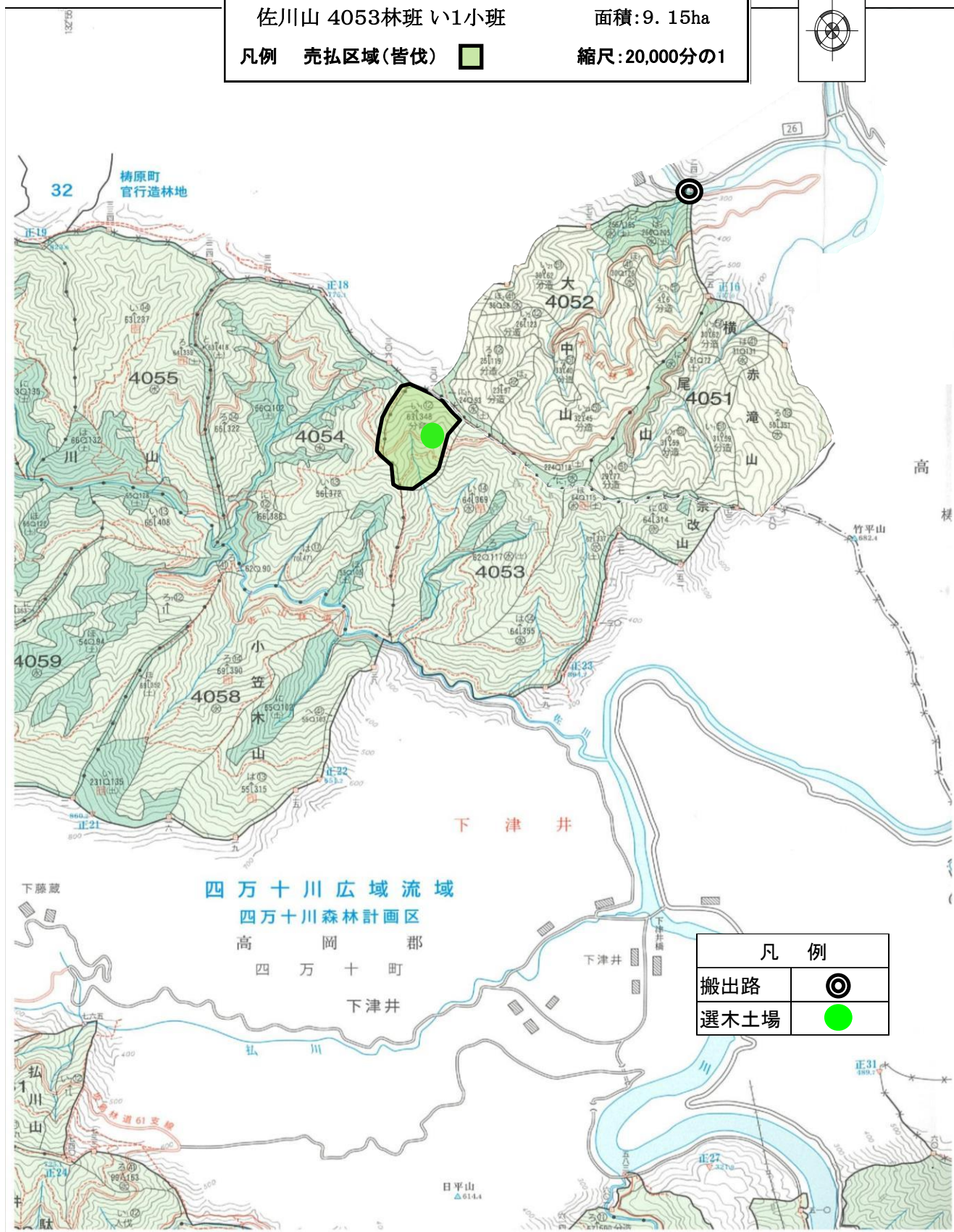
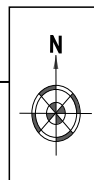
第 2 号

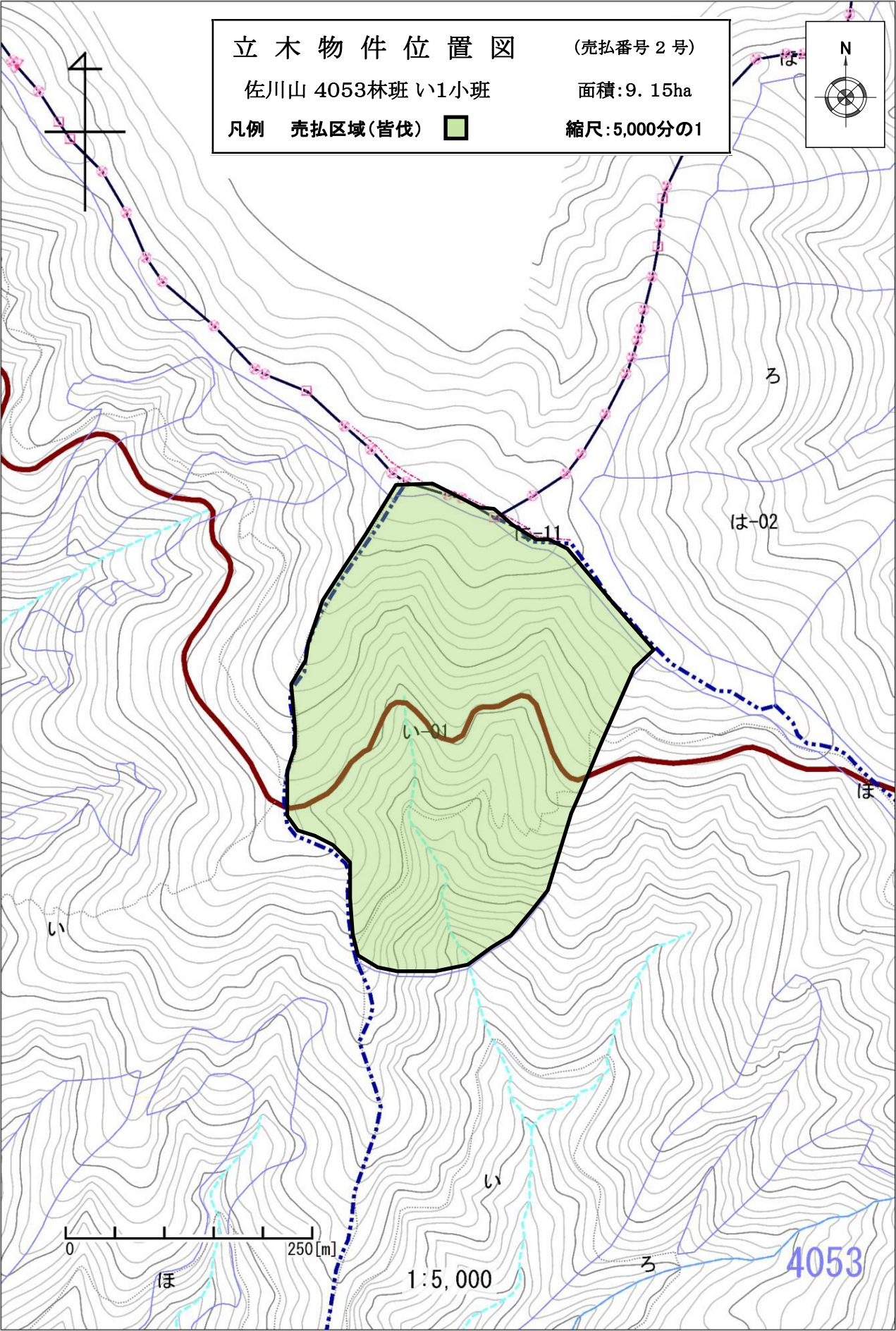
[illegible]

(売払番号 2 号)

面積:9.15ha

縮尺: 20,000分の1





販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 3 号**

2(物件所在地 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路
及び国有林名等) 島ノ川山国有林3233林班は小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 8.11 HA

5(林齢) 58年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,064	1,138.59	
ヒ ノ キ	10,242	4,449.60	
ツ ガ	36	8.64	
カ シ	54	38.70	
そ の 他 L	18	10.26	
低 質 材 L	55	13.55	
計	11,469	5,659.34	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

中谷林道の通行車両は、8トン以下の車両(ホイールベース4.5m以下とします。)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 奈路森林事務所:0889-57-2202)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

直 径	スギ		ヒノキ		ツガ		カシ		その他L		低質材L			
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10														
12	18	1.26	53	3.71										
14			142	14.20										
16	36	4.68	284	39.76										
18	36	9.18	657	124.83										
20	36	8.82	994	248.50	18	3.60								
22	18	7.74	1,722	568.26							55	13.55		
24	90	45.00	1,757	702.80	18	5.04								
26	18	10.80	1,722	792.12										
28	72	48.60	1,207	663.85										
30	54	41.58	834	525.42										
32	54	50.22	355	262.70										
34	72	78.84	284	235.72			36	18.00						
36	181	207.08	71	64.61					18	10.26				
38	54	71.28	71	71.00										
40	109	157.15	18	19.62										
42	72	119.16	18	25.74			18	20.70						
44	90	154.08												
46			35	56.70										
48	36	80.46	18	30.06										
50	18	42.66												
52														
54														
56														
58														
60														
62														
64														
66														
68														
70														
計	1,064	1,138.59	10,242	4,449.60	36	8.64	54	38.70	18	10.26	55	13.55		

11,469

5,659.34

立木物件位置図

(売払番号3号)

島ノ川山3233林班は小班

面積 8.11ha

凡例 売払区域(皆伐)

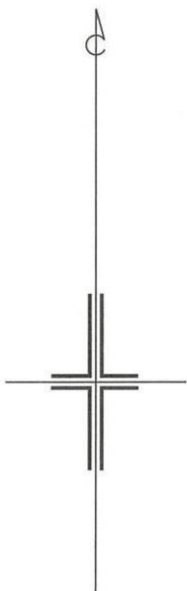


縮尺:20,000分の1

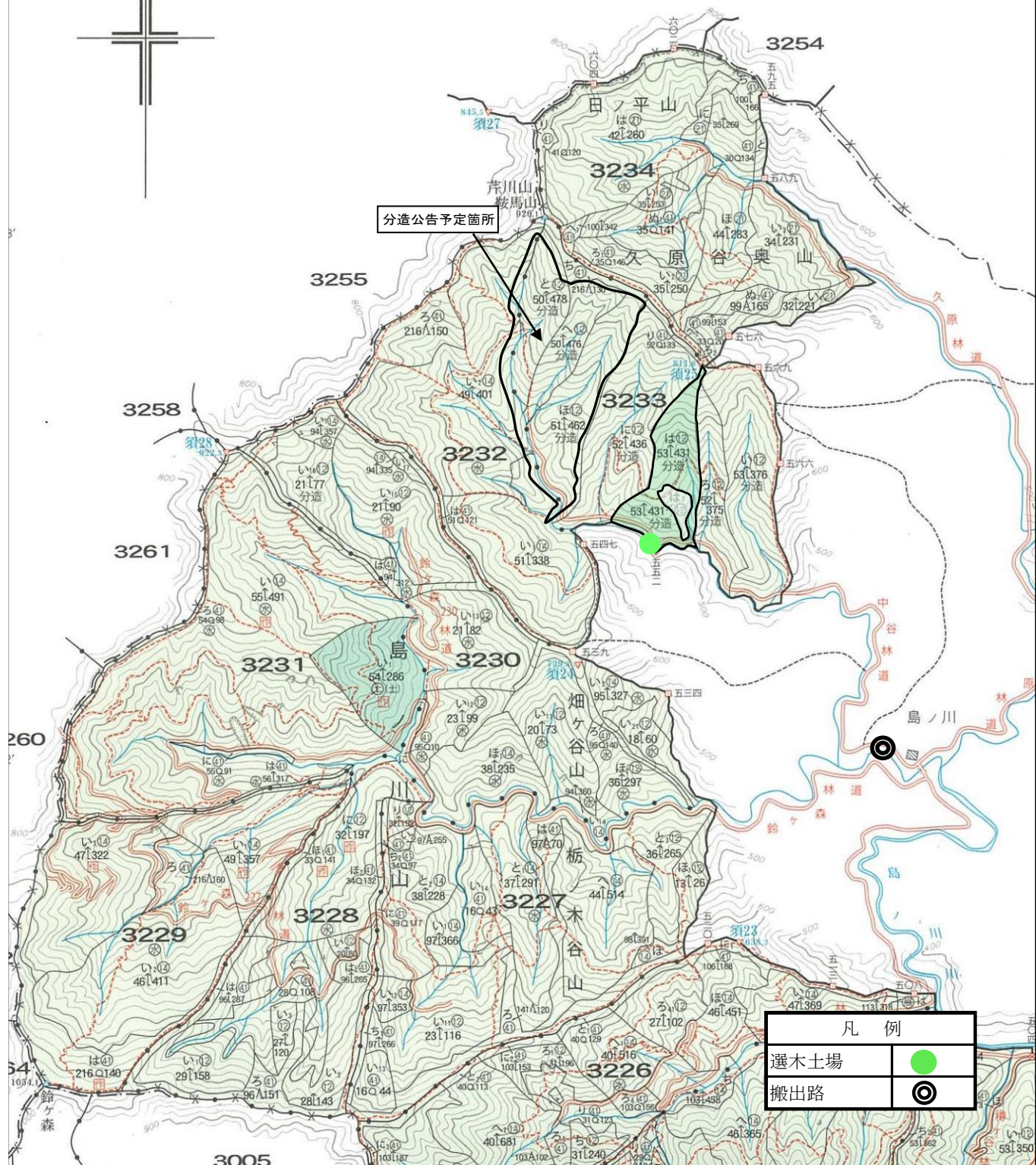
郡

津 野 町

東 津 野



分造公告予定箇所



凡 例

選木土場



搬出路



立木物件位置図

(売払番号3号)

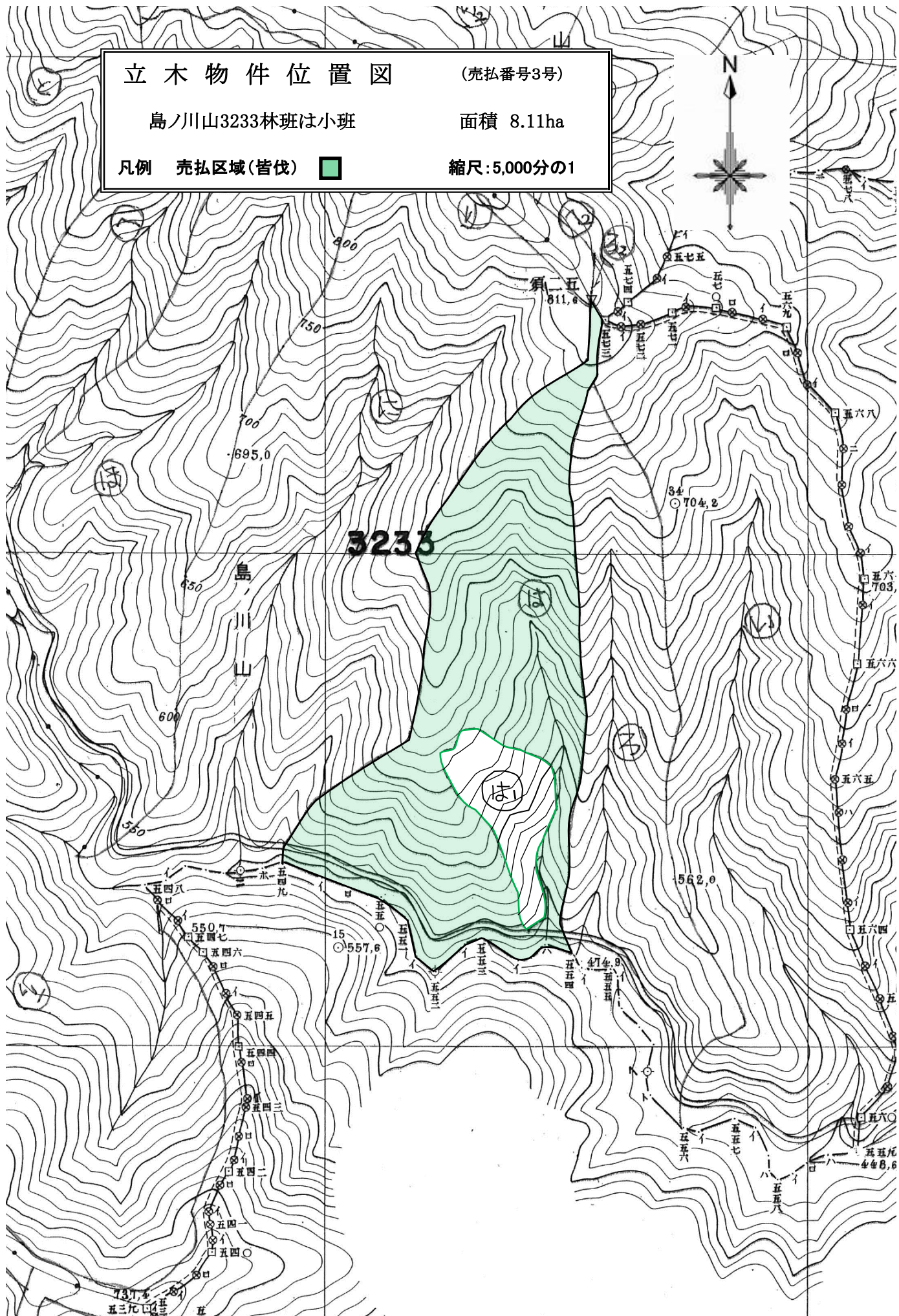
島ノ川山3233林班は小班

面積 8.11ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第 4 号**

2(物件所在地 高知県高岡郡中土佐町大野見奈路
及び国有林名等) 島ノ川山国有林3233林班ほ小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 11.15 HA

5(林齢) 56 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,899	2,198.13	
ヒ ノ キ	10,316	3,745.04	
ア カ マ ツ	18	16.92	
カ シ	18	5.76	
サ ク ラ	90	27.18	
そ の 他 L	36	14.58	
低 質 材 L	196	36.15	
計	12,573	6,043.76	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準地調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

10(運搬路(林道)の通行制限)

中谷林道の使用車両は、8トン車以下の車両(ホイールベース4.5m)とします。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は奈路森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 奈路森林事務所:0889-57-2202)

13(その他)

当物件は、分収造林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上で入札してください。

	スギ		ヒノキ		アカマツ		カシ		サクラ		その他L		低質材L							
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8																				
10																				
12			111	6.66																
14			295	26.55																
16	18	3.06	572	68.64																
18	18	4.86	1,052	178.84																
20			1,366	300.52									71	11.18						
22	145	57.29	1,347	390.63									125	24.97						
24	36	18.00	1,735	624.60					36	9.18	18	4.32								
26	72	42.12	1,274	560.56					18	5.58										
28	218	154.79	1,015	507.50					36	12.42										
30	145	115.86	646	387.60																
32	217	203.66	351	235.17			18	5.76			18	10.26								
34	163	180.41	295	218.30																
36	109	126.44	148	127.28																
38	144	190.98	55	50.45																
40	145	208.31	18	16.74	18	16.92														
42	36	54.18	18	20.52																
44	199	350.73	18	24.48																
46	108	215.10																		
48	90	189.72																		
50	36	82.62																		
52																				
54																				
56																				
58																				
60																				
62																				
64																				
66																				
68																				
70																				
計	1,899	2,198.13	10,316	3,745.04	18	16.92	18	5.76	90	27.18	36	14.58	196	36.15						

立木物件位置図

(売払番号4号)

島ノ川山3233林班ほ小班

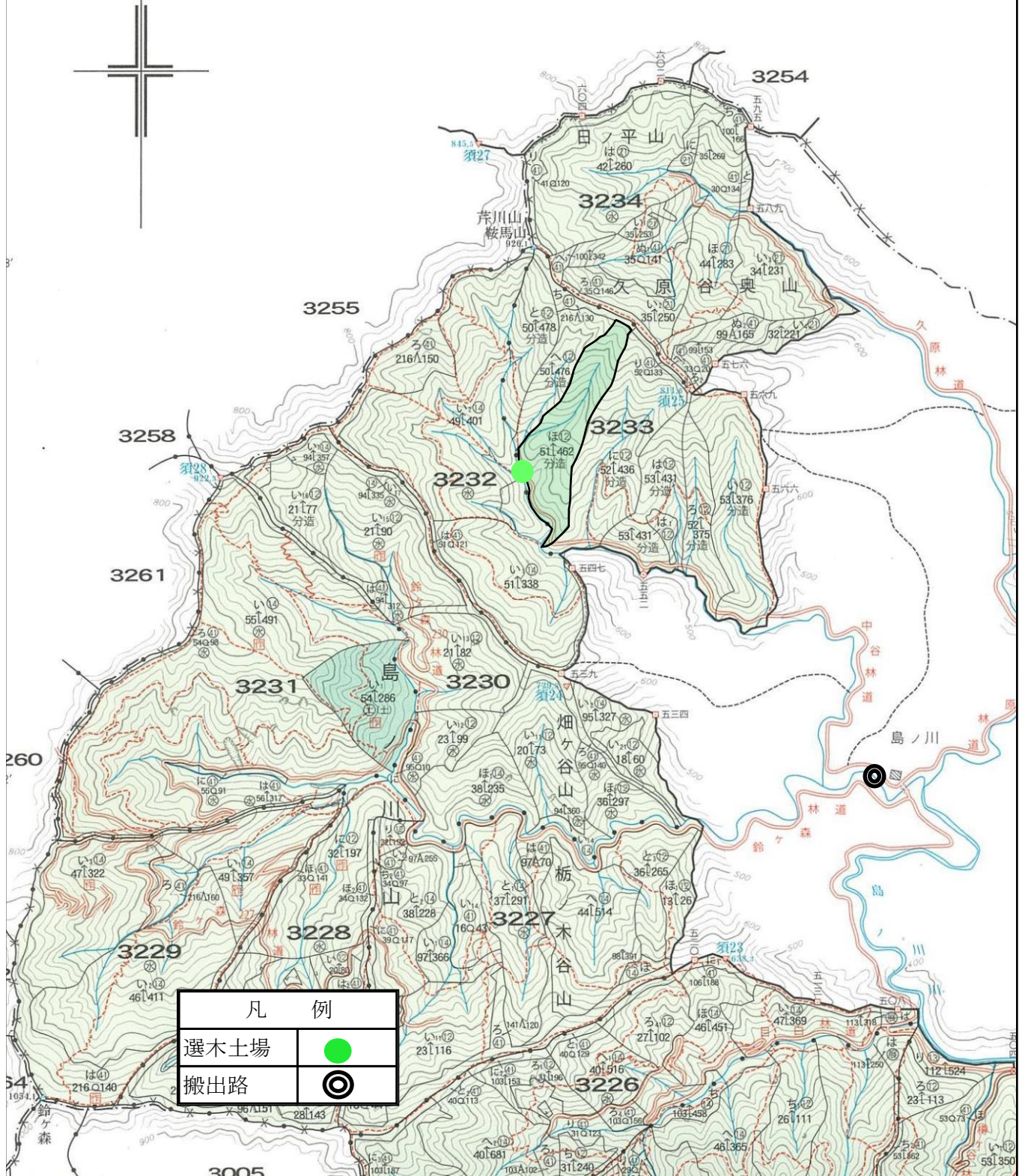
面積 11.15ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1

東 津 野



凡 例

選木土場



搬出路



立木物件位置図

(売払番号4号)

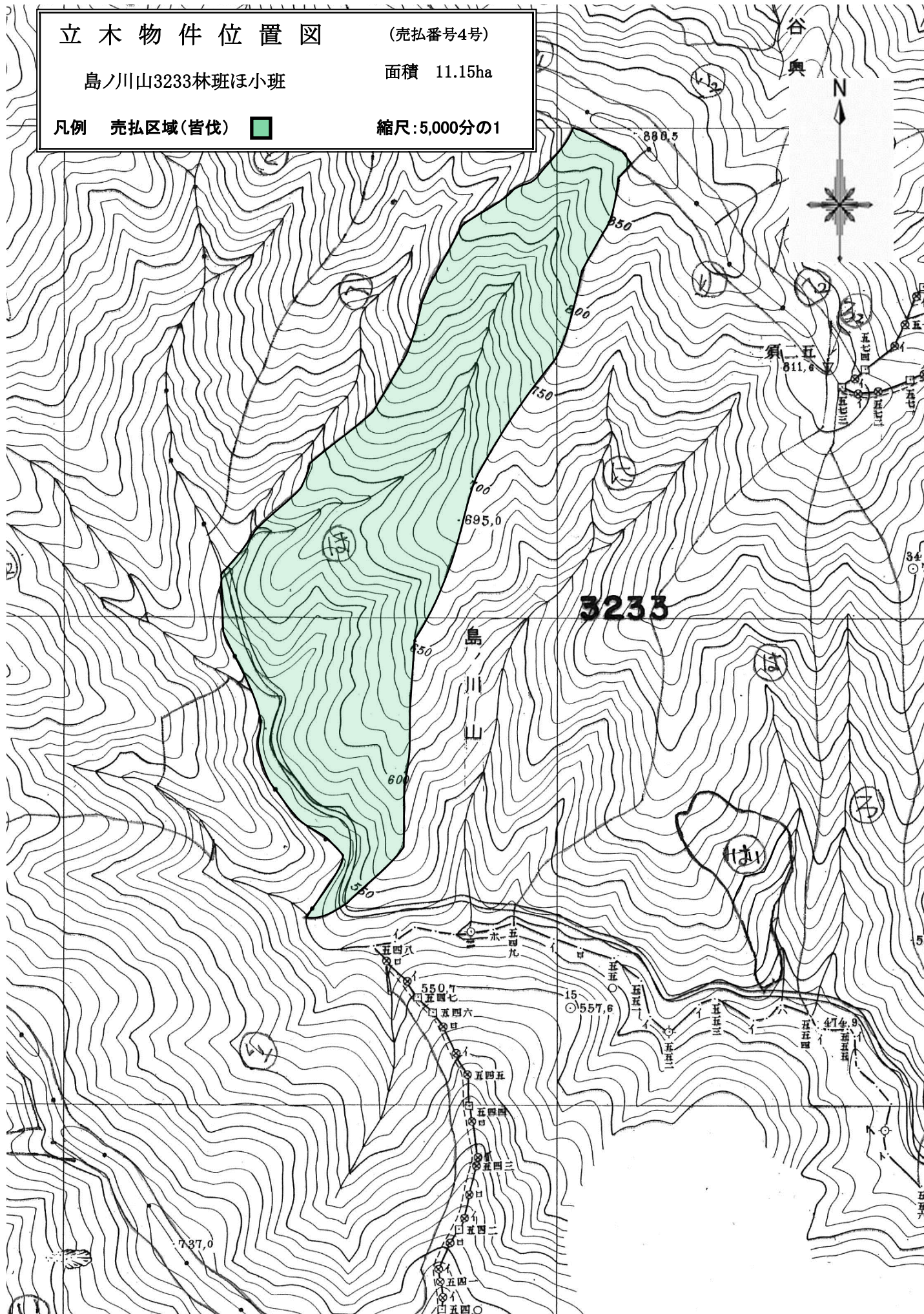
島ノ川山3233林班ほ小班

面積 11.15ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

四万十森林管理署

1(物件番号) **第5号**

2(物件所在地 高知県四万十市西土佐奥屋内
及び国有林名等) 黒尊山国有林15林班い小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積) 8.89ha 1伐区 3.94ha
2伐区 4.95ha

5(林齢) 65年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	6,270	3,833.28	
ヒ ノ キ	3,134	1,337.61	
カ シ	52	27.65	
そ の 他 L	88	29.31	
低 質 材 L	88	20.60	
計	9,632	5,248.45	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた標準値調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

神殿谷林道の使用車両は、10トン車以下の車両(ホイールベース4.5m)とします。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は藤の川・黒尊森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 藤の川・黒尊森林事務所:0880-52-1051)

13(その他)

14(物件明細)

黒尊山国有林15林班い小班

8.89ha

65年生

第5号

	スギ		ヒノキ		カン		その他L		低質材L					
直 径	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8														
10	37	1.48												
12	36	2.70	18	1.26										
14	90	9.18	40	4.40										
16	165	24.93	58	8.52										
18	293	55.67	156	29.82										
20	273	68.07	387	95.13					18	2.16				
22	585	183.33	545	167.15					70	18.44				
24	718	274.46	457	171.86			18	3.24						
26	606	278.34	374	167.44			35	10.95						
28	752	416.08	491	262.57			18	5.94						
30	515	325.53	314	194.16			17	9.18						
32	626	452.26	146	103.30	17	11.05								
34	426	353.76	58	47.58	35	16.60								
36	277	266.53	54	45.72										
38	314	345.12	18	18.00										
40	241	297.33	18	20.70										
42	167	229.79												
44	75	114.00												
46	56	92.96												
48														
50														
52	18	41.76												
54														
56														
58														
60														
62														
計	6,270	3,833.28	3,134	1,337.61	52	27.65	88	29.31	88	20.60				
													9.632	5,248.45

14(物件明細) 黒尊山国有林15林班い小班

1伐区 3.94ha

65年生

第5号

	スギ		ヒノキ		カシ		その他L		低質材L											
	直	径	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積	本数	材積
8																				
10	18		0.72																	
12	36		2.70	18	1.26															
14	90		9.18																	
16	72		10.98	18	2.52															
18	162		30.78	36	7.02															
20	180		44.82	108	25.38				18	2.16										
22	324		102.42	306	93.06				36	7.56										
24	270		104.22	198	73.44			18	3.24											
26	270		120.42	234	105.84			18	4.32											
28	360		196.56	252	135.90			18	5.94											
30	198		125.82	234	146.16															
32	234		162.18	126	89.10															
34	90		74.88	18	16.38	18	8.10													
36	90		85.14	54	45.72															
38	72		76.50	18	18.00															
40	36		45.18	18	20.70															
42	36		47.70																	
44																				
46																				
48																				
50																				
52	18		41.76																	
54																				
56																				
58																				
60																				
62																				
計	2,556		1,281.96	1,638	780.48	18	8.10	54	13.50	54	9.72									

4,320 2,093.76

第5号

5,312	3,154.69
-------	----------

立木物件位置図

(売払番号5号)

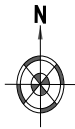
黒尊山15林班い小班

面積: 1伐区 3.94ha
2伐区 4.95ha

凡例 売払区域(皆伐)



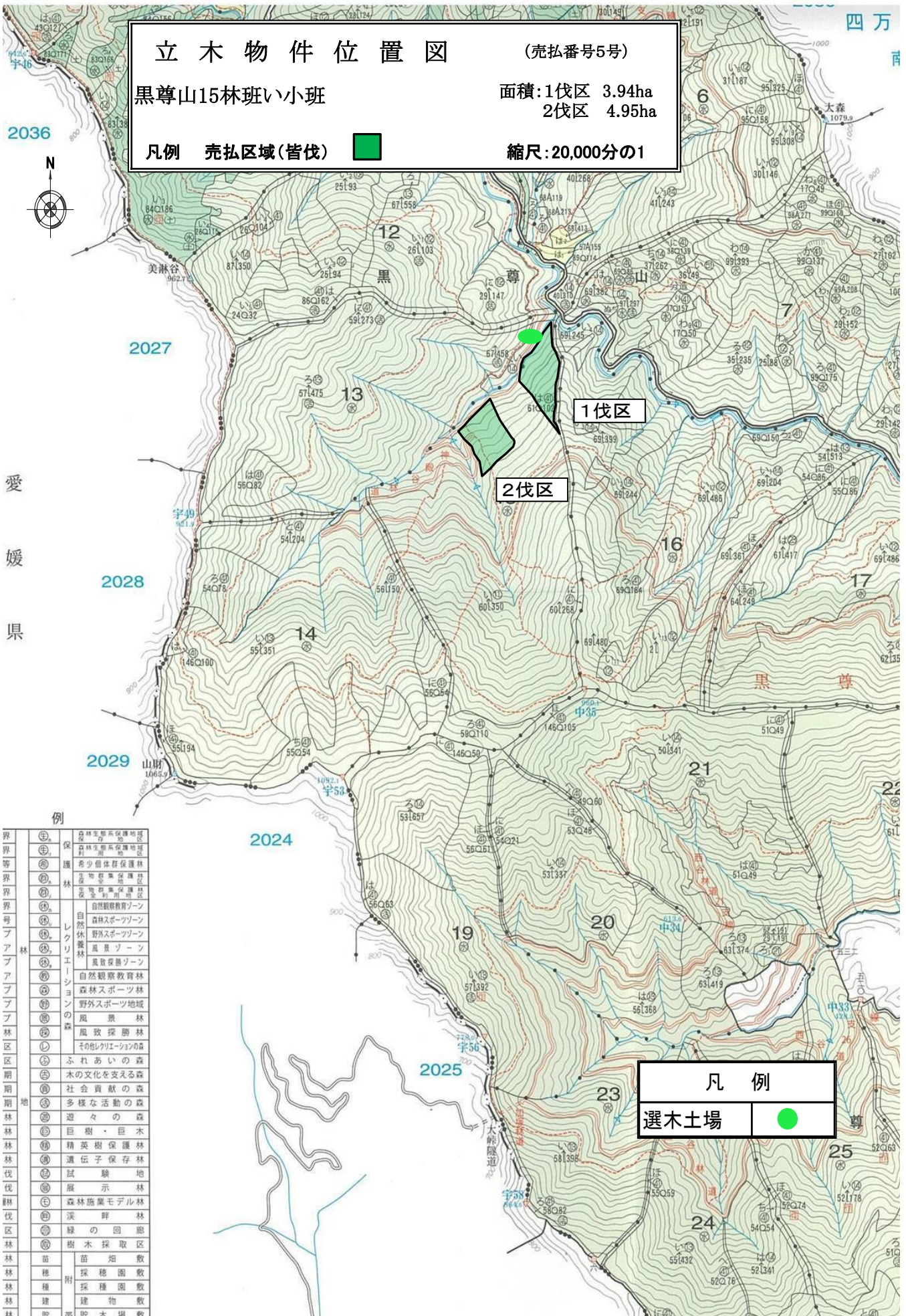
縮尺: 20,000分の1



愛媛県

例	①	森林生態系保護地域
界	②	森林生態系保護地域
等	③	希少個体群保護林
界	④	生物多様性保護林
界	⑤	生物多様性保護林
号	⑥	自然観察教育ゾーン
ブ	⑦	森林スポーツゾーン
ア	⑧	野外スポーツゾーン
林	⑨	風景ゾーン
区	⑩	風致探勝林
区	⑪	自然観察教育林
期	⑫	森林スポーツ林
期	⑬	野外スポーツ地域
地	⑭	風景林
林	⑮	風致探勝林
林	⑯	その他レクリエーションの森
伐	⑰	ふれあいの森
区	⑱	木の文化を支える森
区	⑲	社会貢献の森
期	⑳	多様な活動の森
期	㉑	遊々の森
林	㉒	巨樹・巨木
林	㉓	精英樹保護林
林	㉔	道伝子保存林
伐	㉕	試験地
区	㉖	展示林
区	㉗	森林農業モデル林
林	㉘	溪畔林
林	㉙	緑の回廊
林	㉚	樹木採取区
林	㉛	苗畑敷
林	㉜	苗畑敷
林	㉝	採種園敷
林	㉞	採種園敷
林	㉟	建物敷
林	㊱	建物敷
林	㊲	貯木場敷
林	㊳	貯木場敷

凡例
選木土場



立木物件位置図

(売払番号5号)

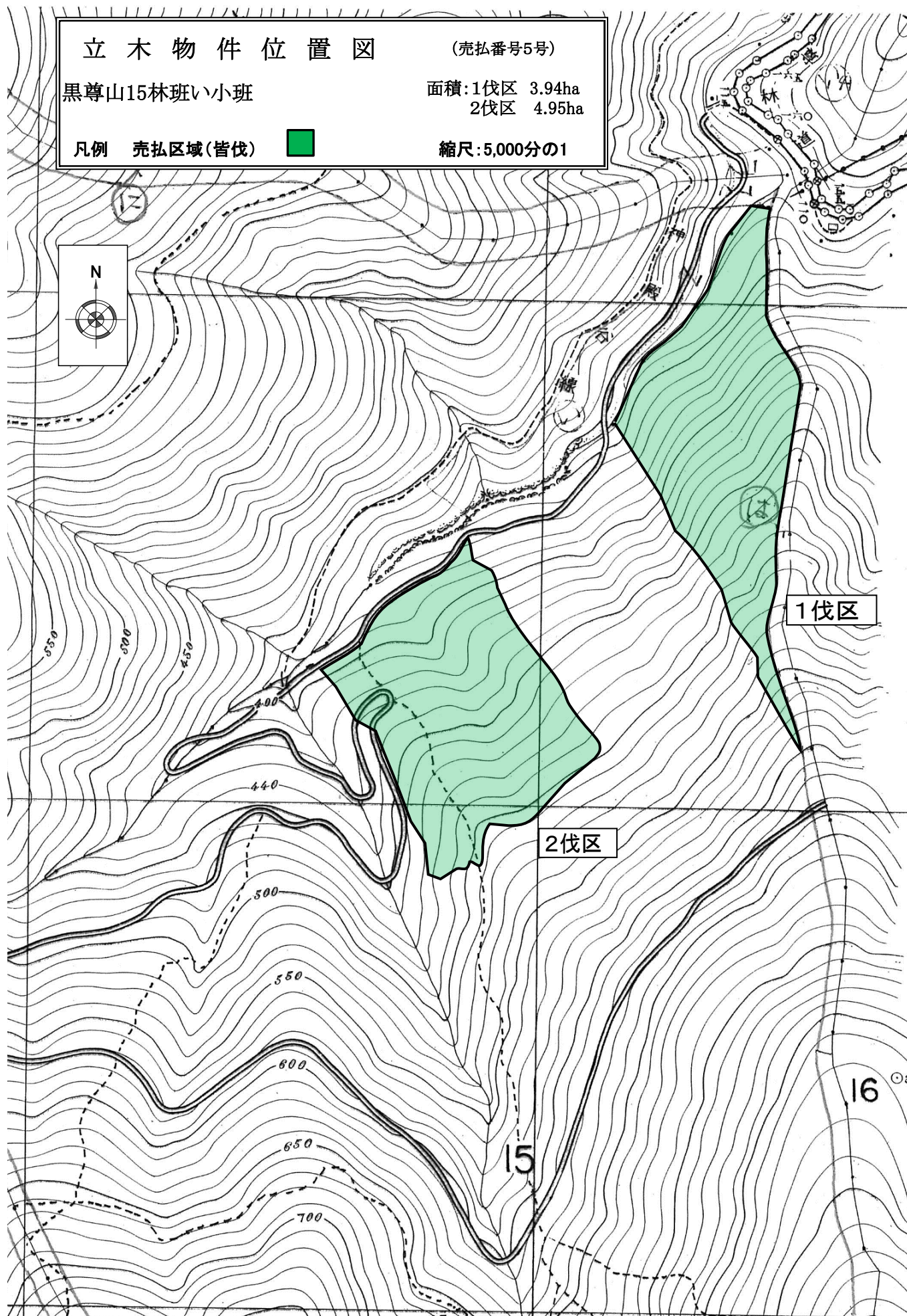
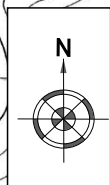
黒尊山15林班い小班

面積: 1伐区 3.94ha
2伐区 4.95ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

四万十 森林管理署

1(物件番号) **第6号**

2(物件所在地 高知県高岡郡四万十町相去
及び国有林名等) 明畑山国有林4001林班い小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.94HA

5(林齢) 69年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,353	430.26	
ヒ ノ キ	1,759	1,041.85	
ア カ マ ツ	220	153.00	
モ ミ	5	4.21	
ツ ガ	1	0.37	
低 質 材 N	79	7.02	
そ の 他 L	227	106.59	
低 質 材 L	1,201	106.48	
計	4,845	1,849.78	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源涵養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、四万十森林管理署又は大正・下津井森林事務所へ問い合わせ下さい。
(四万十森林管理署:0880-34-3155 ・ 大正・下津井森林事務所:0880-27-1196)

13(その他)

第6号

[illegible]

立木物件位置図

(売払番号6号)

明畑山4001林班い小班

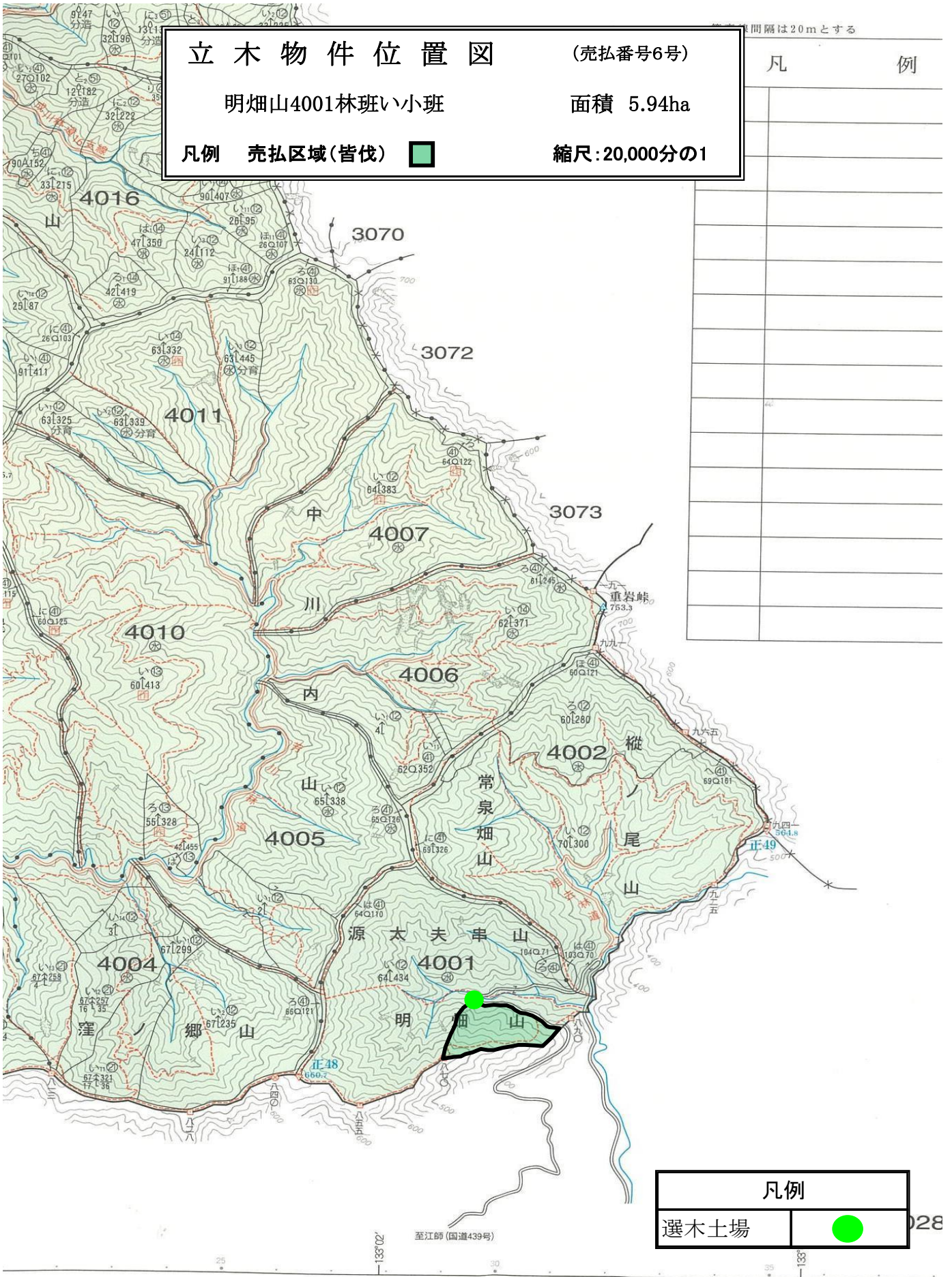
面積 5.94ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1

凡 例



凡例

選木土場



28

立木物件位置図

(売払番号6号)

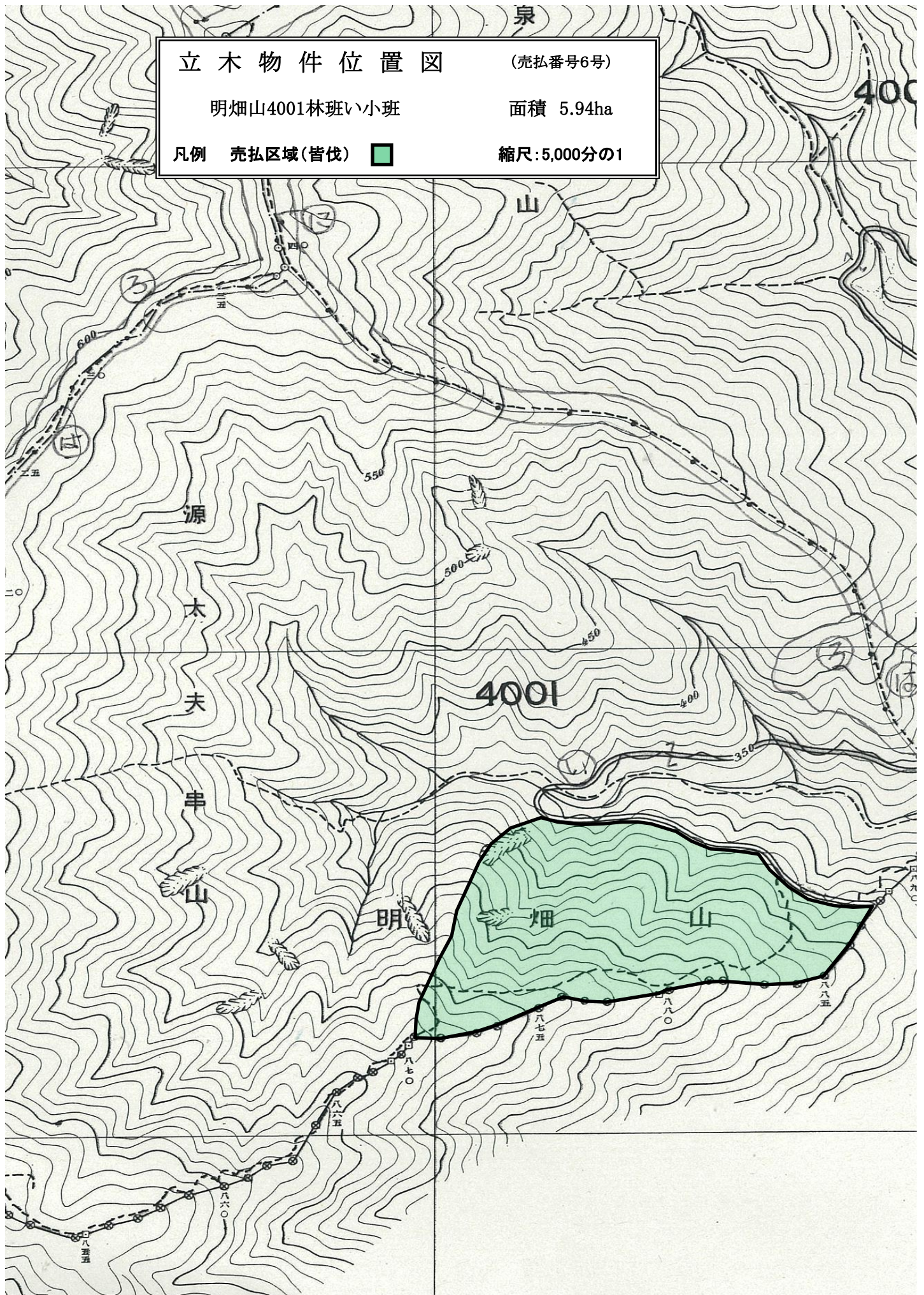
明畑山4001林班い小班

面積 5.94ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



嶺北森林管理署入札案内書
(令和7年度 第3回)

〒781-3601
高知県長岡郡本山町本山 850
TEL : 0887-76-2110

入札日時 : 令和7年10月23日(木)実施(10時00分締切 即時開札)
入札場所 : 嶺北森林管理署 1階会議室

契約締結期限 : 令和7年10月30日(木)

売払物件所在場所一覧

売払番号	伐採方法	物件所在地	樹種	本数	材積	備考
第1号	皆伐	高知県長岡郡大豊町立川上名 上名山国有林 50 林班へ小班	スギ外	5,882	4,916.21	分収育林
第2号	皆伐	高知県長岡郡大豊町立川上名 上名山国有林 50 林班た小班	ヒノキ外	4,837	2,878.64	分収育林
第3号	皆伐	高知県吾川郡いの町越裏門 八風呂五斗尻山国有林 243 林班に小班	ヒノキ外	2,892	1,936.65	
第4号	皆伐	高知県吾川郡仁淀川町大屋 安居山国有林 283 林班る小班	スギ外	3,325	2,419.48	

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	14 名	0 名	63.13 口
第 2 号	7 名	0 名	54.72 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県長岡郡大豊町立川上名
及び国有林名等) 上山山国有林50林班へ小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.90ha

5(林齢) 64年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	5,880	4,914.72	
モ ミ	1	0.95	
そ の 他 L	1	0.54	
計	5,882	4,916.21	

7(立木の調査方法)

輪尺・樹高曲線を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源かん養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

県道5号線の使用制限、通行制限については、道路管理者(高知県)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は大豊森林事務所へお問い合わせ下さい。
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 大豊森林事務所:0887-72-1178)

13(その他)

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

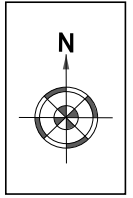
第1号

5,882	4,916.21
-------	----------

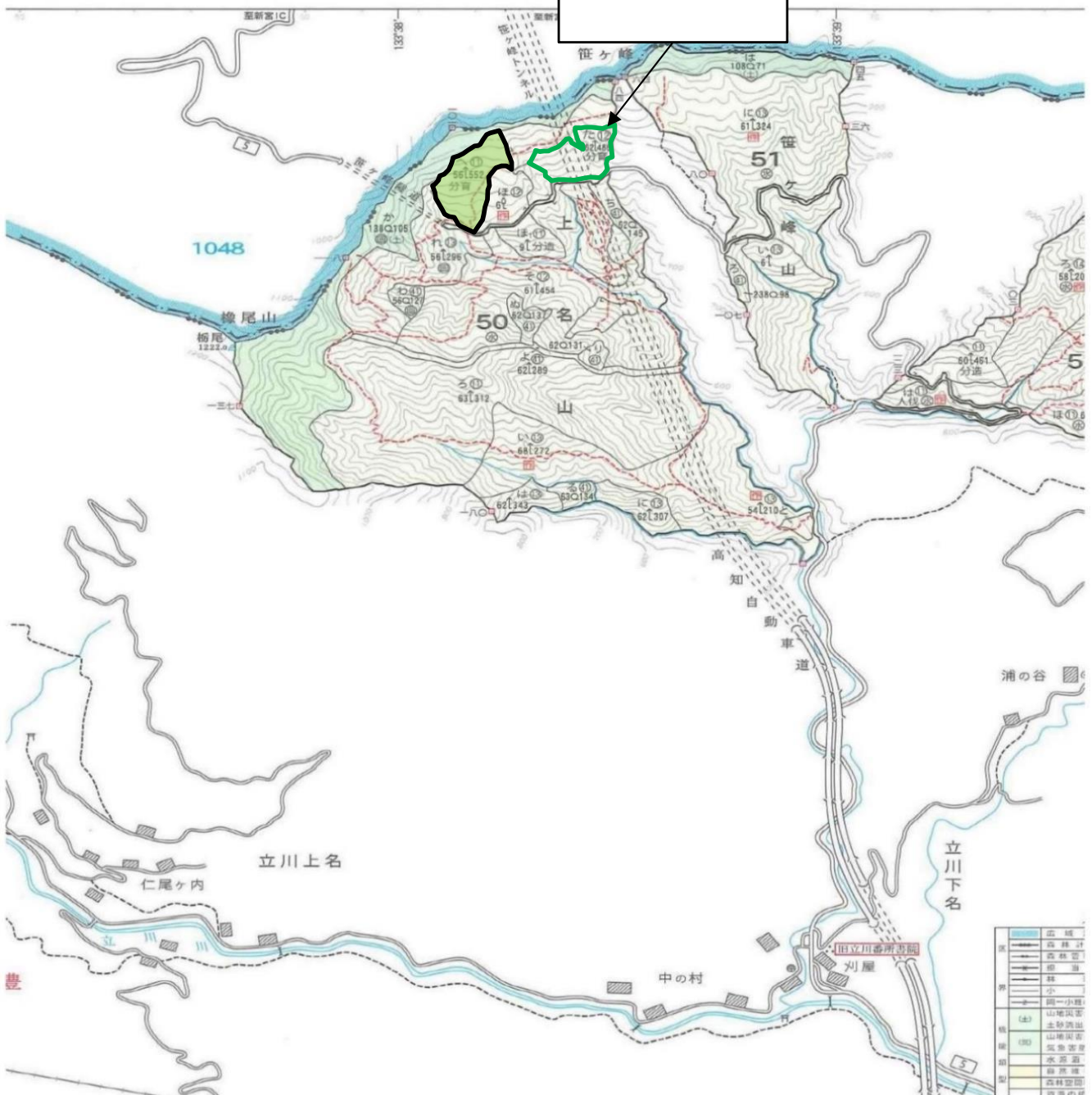
(壳払番号第1号)

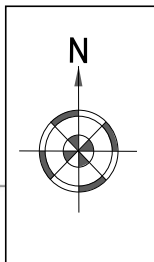
上名山国有林50林班へ小班 面積: 5.90 ha

凡 例 売払区域(皆伐) 縮尺:20,000分の1



第2号物件(上名山50た)





立木物件位置図

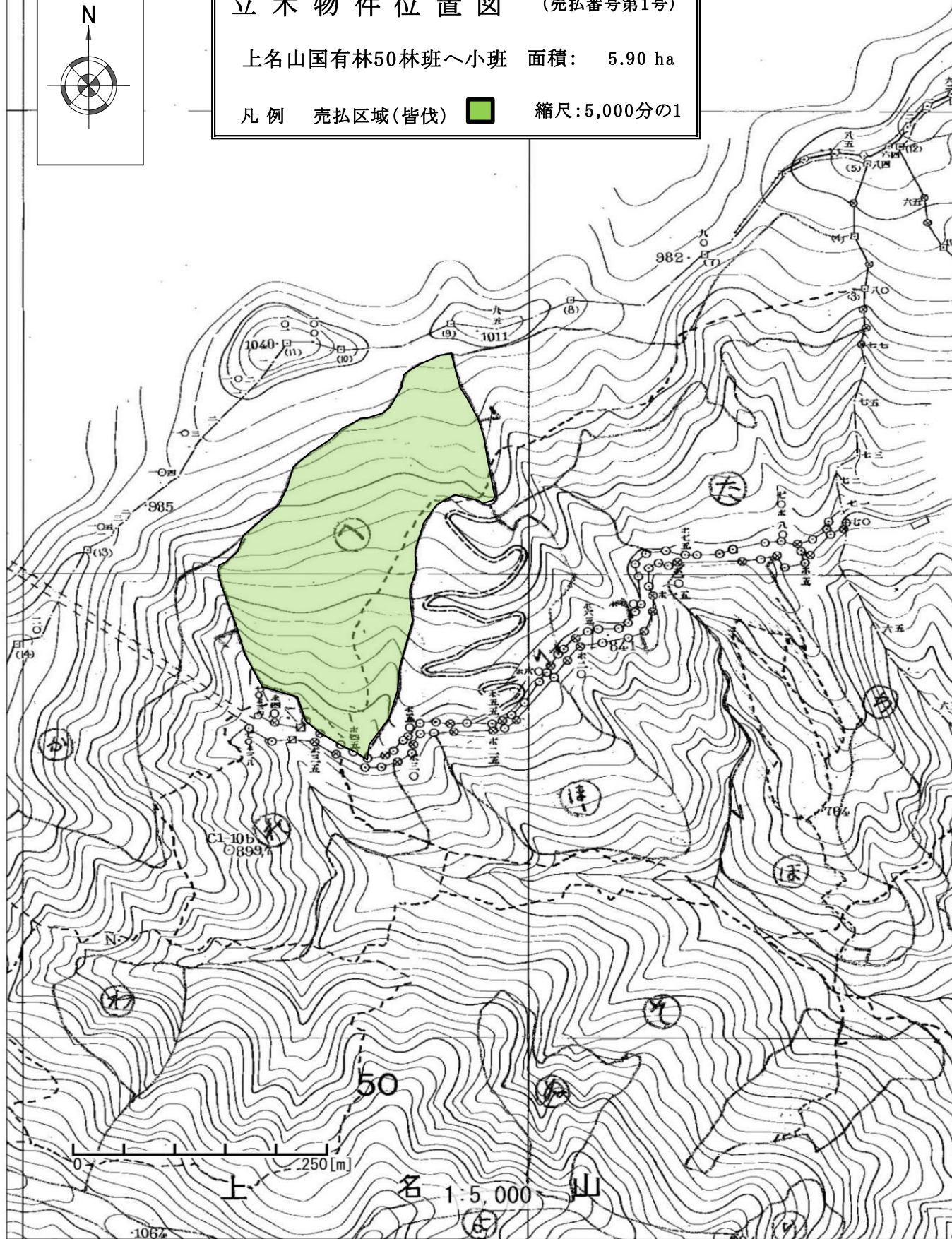
(売払番号第1号)

上名山国有林50林班へ小班 面積: 5.90 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) **第 2 号**

2(物件所在地 高知県長岡郡大豊町立川上名
及び国有林名等) 上名山国有林50林班た小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 4.46ha

5(林齢) 70年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	1,023	792.03	
ヒ ノ キ	3,744	2,053.55	
ア カ マ ツ	1	0.59	
モ ミ	10	6.55	
ツ ガ	1	0.52	
カ シ	4	1.44	
サ ク ラ	3	1.94	
そ の 他 L	51	22.02	
計	4,837	2,878.64	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源かん養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

県道5号線の使用制限、通行制限については、道路管理者(高知県)へお問い合わせ下さい。

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林に指定されているので、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は大豊森林事務所へ問い合わせ下さい。

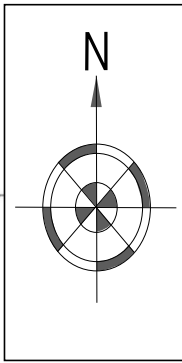
(嶺北森林管理署:0887-76-2110 大豊森林事務所:0887-72-1178)

13(その他)

当該物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第2号

4,837	2,878.64
-------	----------



立木物件位置図

(売払番号第2号)

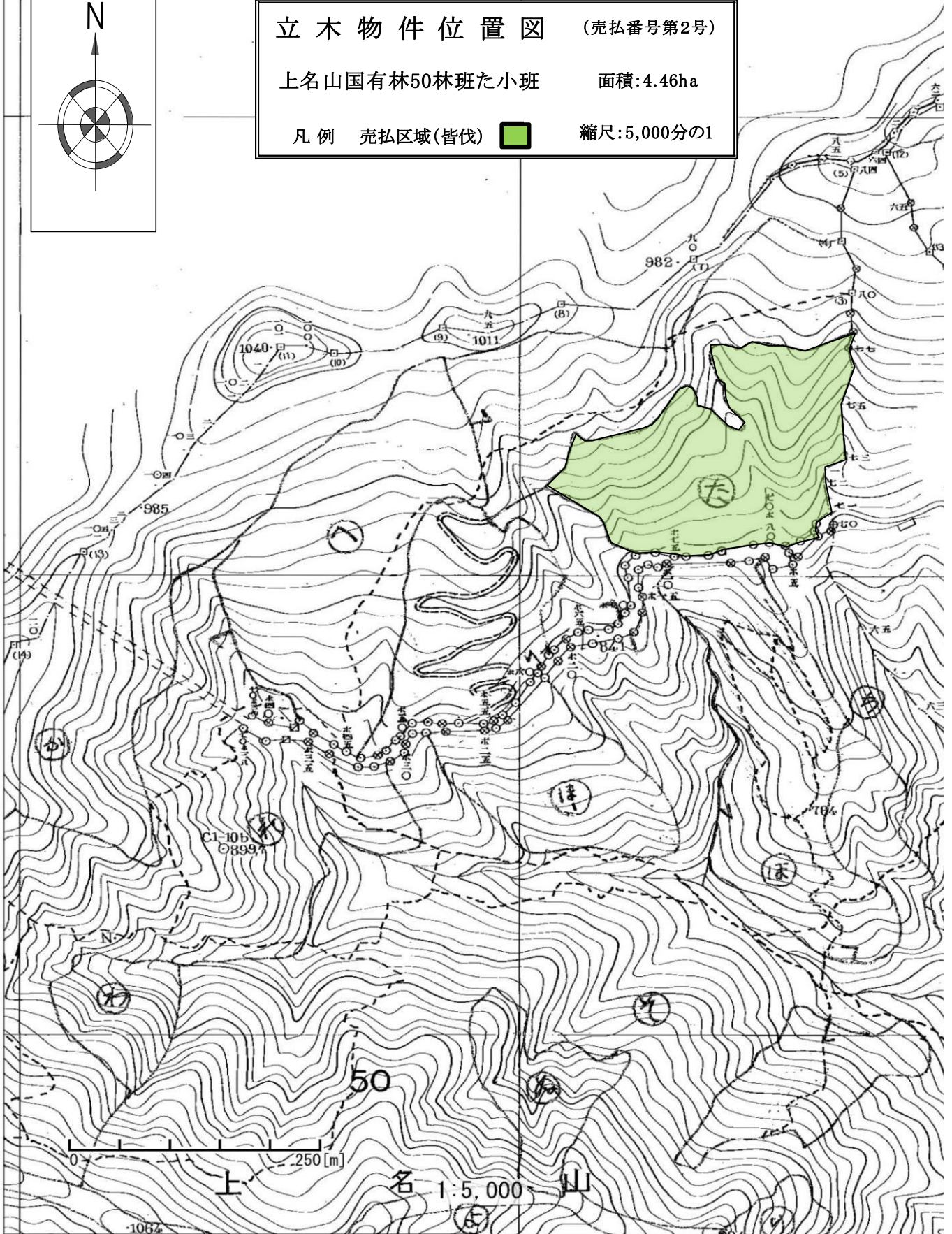
上名山国有林50林班た小班

面積:4.46ha

凡 例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) 第 3 号

2(物件所在地 高知県吾川郡いの町越裏門
及び国有林名等) 八風呂五斗尻山国有林243林班に小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 6.20ha

5(林齢) 73年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	893	826.72	
ヒ ノ キ	1,826	964.98	
ア カ マ ツ	1	0.36	
モ ミ	14	20.26	
ツ ガ	14	15.07	
ケ ヤ キ	8	6.98	
そ の 他 L	136	102.28	
計	2,892	1,936.65	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源かん養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

自念子林道:トラック通行は11t車まで通行可(ホイールベース4.5m以下の車両)

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は吾北森林事務所へお問い合わせください。

(嶺北森林管理署:0887-76-2110 寺川・長沢森林事務所:088-869-2667)

13(その他)

特になし

14(物件明細) 八風呂五斗尻山国有林 243林班 に小班 6.20ha 73年生 第3号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		ツガ		ケヤキ		その他L	
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
10														
12			4	0.24										
14	1	0.11	8	0.72										
16	2	0.30	19	2.28										
18	4	0.76	33	5.61										
20	13	3.25	61	13.42										
22	25	7.75	113	30.51			2	0.40	1	0.20				
24	29	11.02	137	45.21									18	4.68
26	56	26.32	228	86.64					1	0.27			16	5.15
28	61	32.33	248	116.56	1	0.36	1	0.29					12	4.67
30	92	57.96	266	140.98							1	0.47	12	5.66
32	106	78.44	242	142.78			1	0.59					8	4.16
34	100	83.00	192	134.40			1	0.80			2	1.26	15	9.84
36	91	88.27	108	83.16			2	1.72	2	1.51	1	0.52	10	8.25
38	89	95.23	84	71.40			1	0.73	3	1.99	1	0.85	6	5.02
40	60	73.80	49	48.51			1	1.00					5	4.20
42	52	70.20	15	16.20			1	1.02	1	0.91	1	1.21	8	8.32
44	40	60.80	9	10.53					2	2.33	1	1.07	2	2.32
46	33	54.78	4	5.36			1	1.81					5	6.27
48	15	27.75	3	4.35					1	1.41			4	5.55
50	9	18.00	1	1.56									4	6.59
52	9	19.89							1	1.54			4	6.98
54	2	4.98							1	1.75			1	1.60
56	2	5.70											2	3.80
58	2	6.08									1	1.60	3	6.06
60			1	1.87										
62			1	2.69										
64													1	3.16
66														
68														
70									1	3.16				
72														
74														
76								2	8.05					
78								1	3.85					
80														
82														
84														
計	893	826.72	1,826	964.98	1	0.36	14	20.26	14	15.07	8	6.98	136	102.28
													2,892	1,936.65

立木物件位置図

〈売払番号3号〉

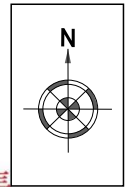
八風呂五斗尻山国有林243林班に小班

面積:6.20ha

凡例 売払区域(皆伐)

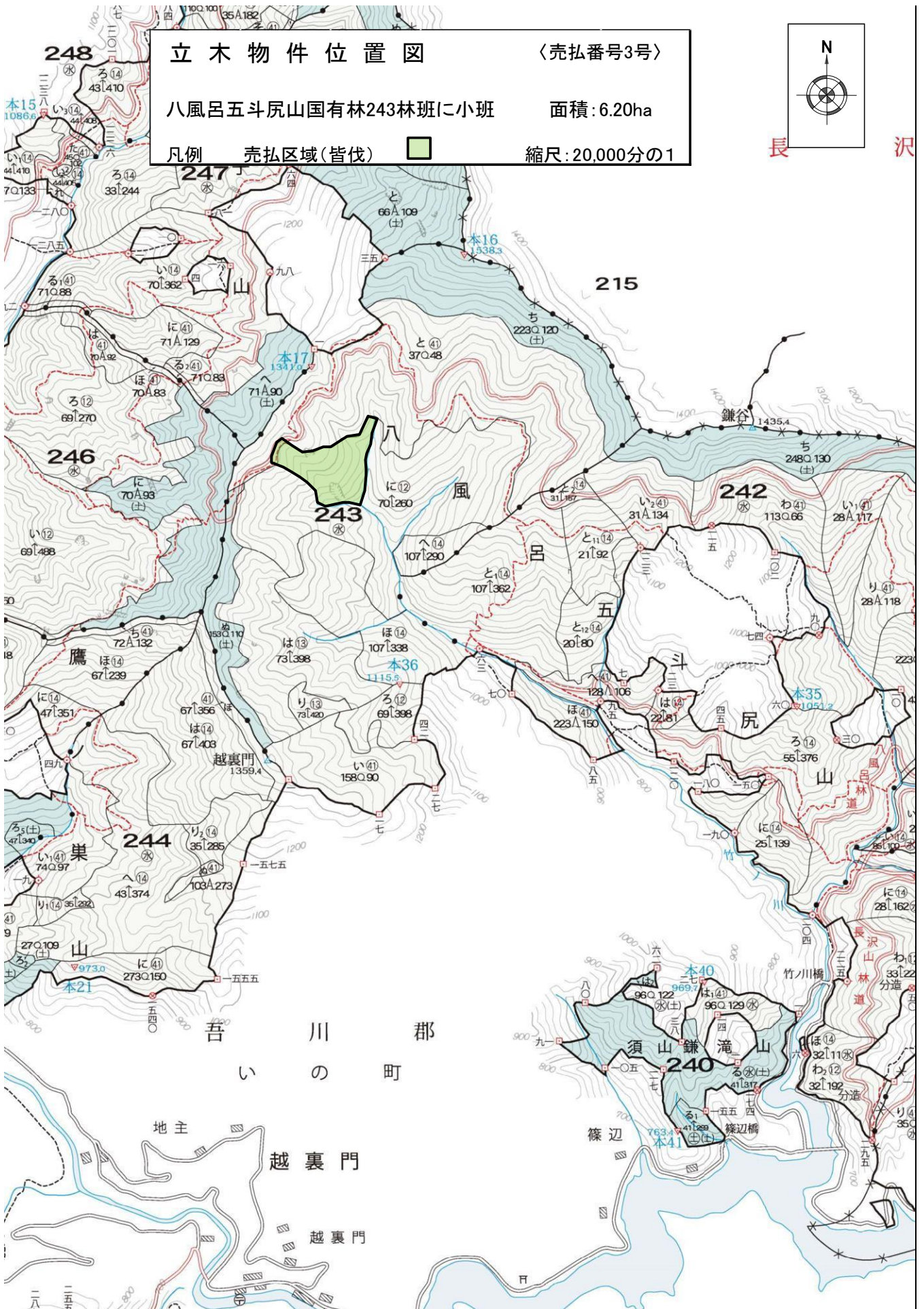


縮尺:20,000分の1



長

沢



立木物件位置図

〈売払番号3号〉

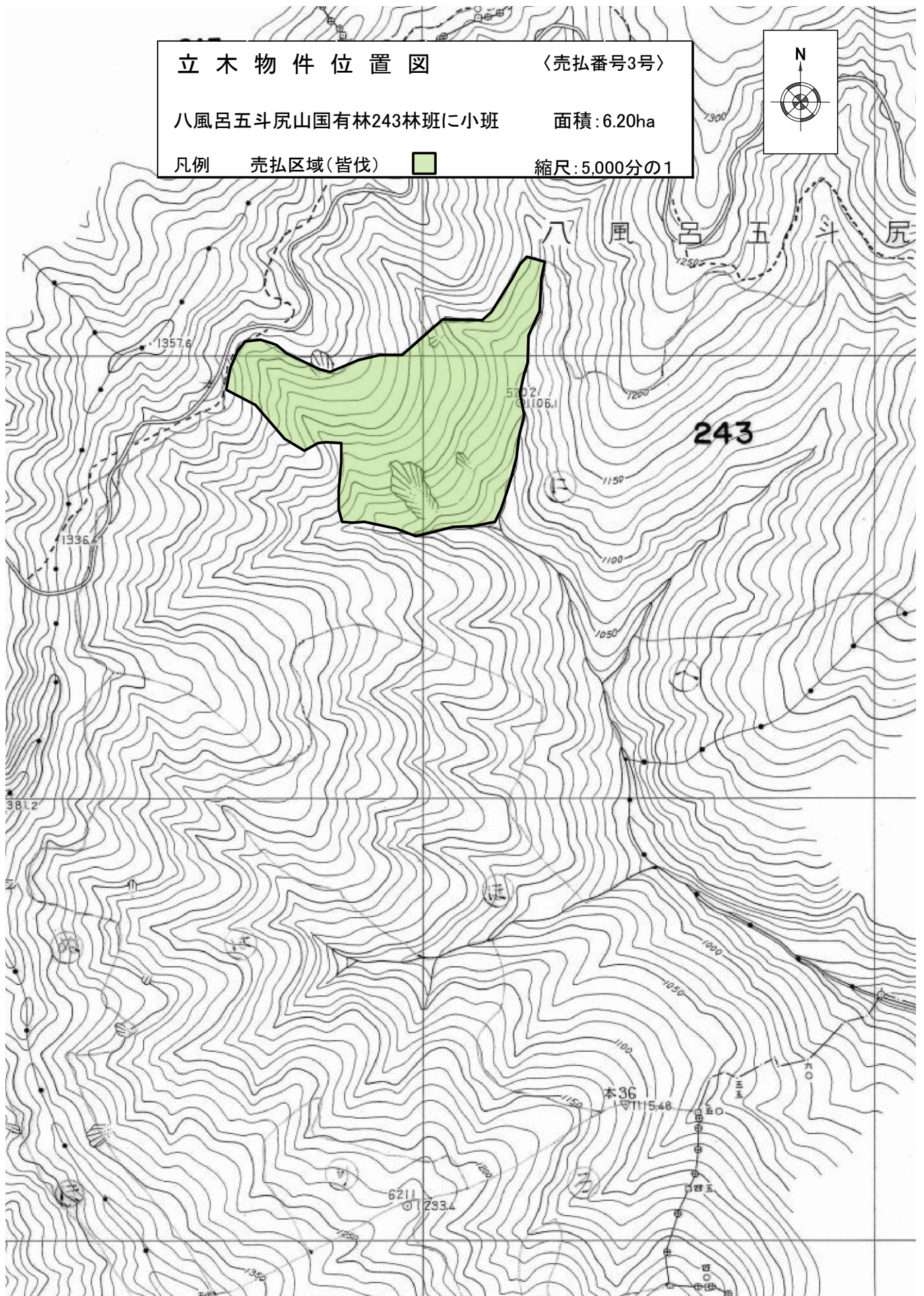
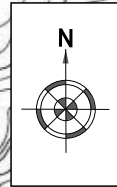
八風呂五斗尻山国有林243林班に小班

面積:6.20ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



販売物件明細書

嶺北森林管理署

1(物件番号) 第 4 号

2(物件所在地 高知県吾川郡仁淀川町大屋
及び国有林名等) 安居山国有林283林班の小班

3(伐採方法) 皆伐

4(面積) 5.26ha

5(林齢) 71年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	2,694	2,050.72	
ヒ ノ キ	628	367.24	
モ ミ	1	0.72	
そ の 他 L	2	0.80	
計	3,325	2,419.48	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

水源かん養保安林

10(運搬路(林道)の通行制限)

椿山林道82線:トラックの通行は11t車まで通行可。(ホイールベース4.5m以下の車両)

11(特記事項)

- ① 搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ② 周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③ 高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④ 道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
また公道上を跨ぐ場合は道路管理者等関係機関に対して必要な手続きを行い適切な落下防止設備を設置すること。
- ⑤ 末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥ 林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦ 河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧ この物件は保安林です。伐採着手は伐採協議後となりますので、ご留意下さい。
作業道、集材架線等の設置を行う場合は作業許可の申請を行うこと。
また、支障木の伐採が必要になった場合には伐採の届出等の手続きを行うこと。

12(現地案内)

現地案内を希望されます方は、嶺北森林管理署又は吾北森林事務所へお問い合わせください。

(嶺北森林管理署:0887-76-2110 宮ヶ平・池川森林事務所:0889-34-2654

13(その他)

特になし

第4号

3,325	2,419.48
-------	----------

立木物件位置図

〈売払番号4号〉

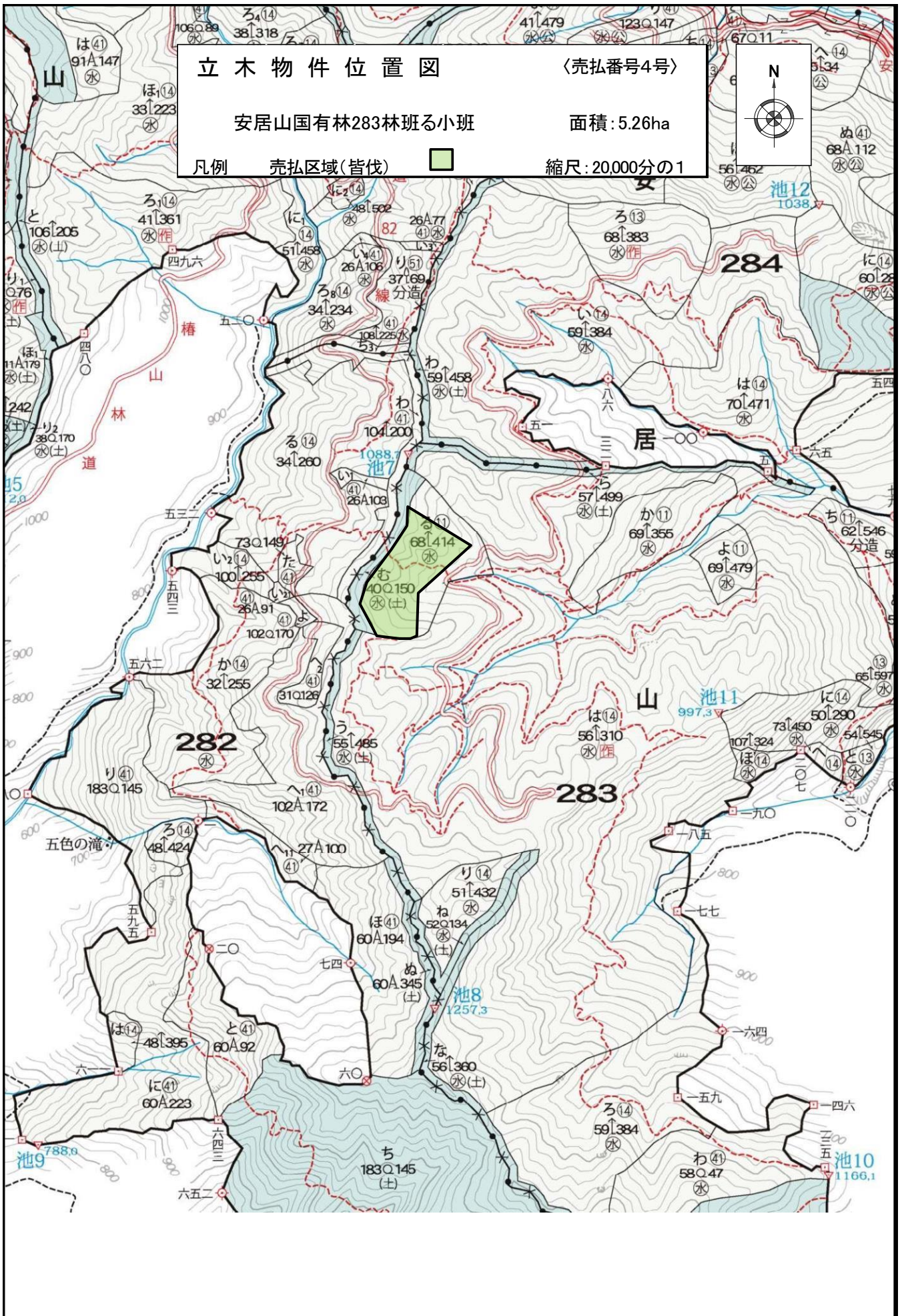
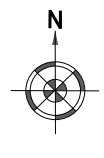
安居山国有林283林班の小班

面積: 5.26ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺: 20,000分の1



立木物件位置図

〈売払番号4号〉

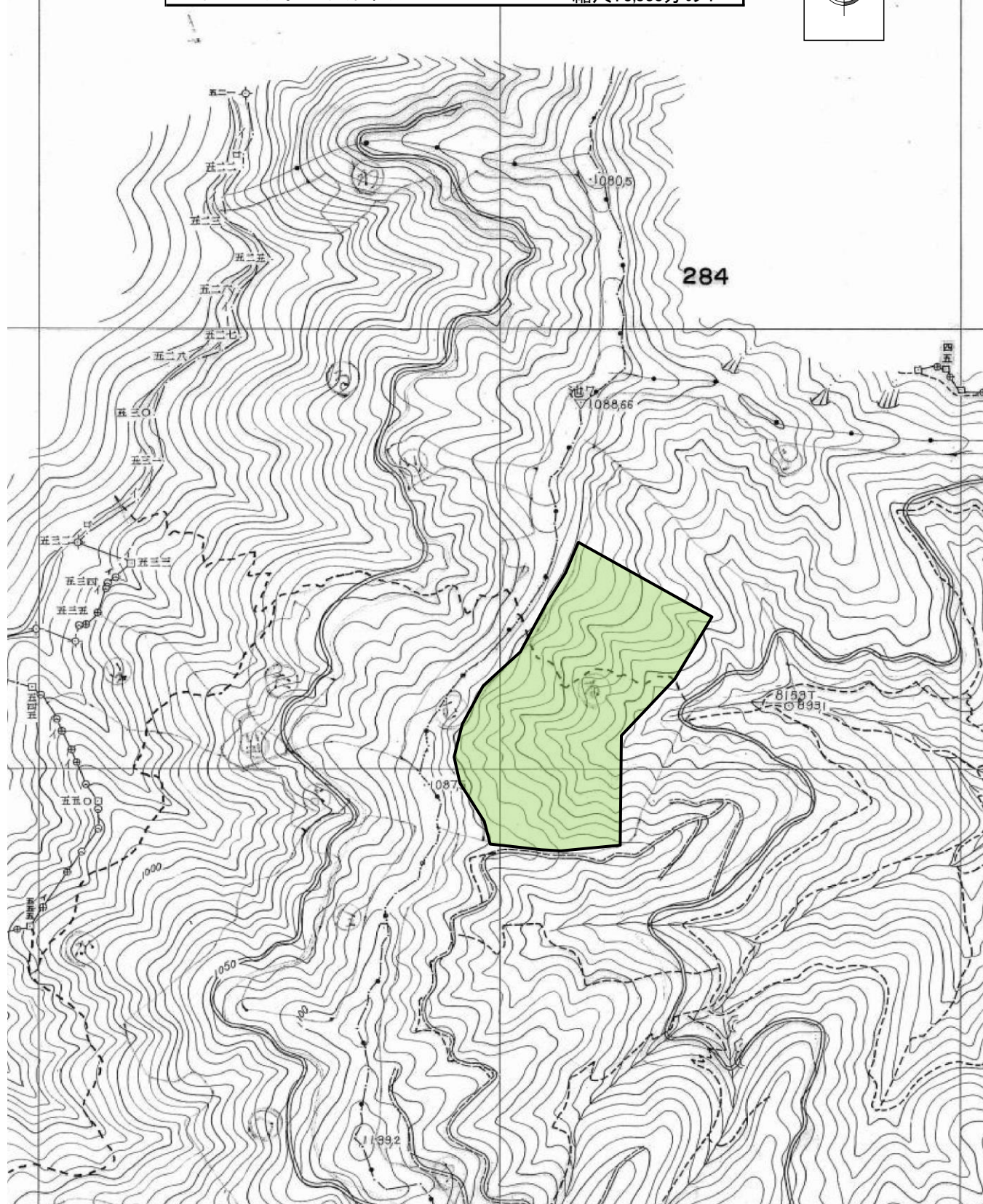
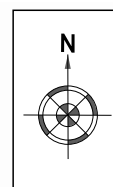
安居山国有林283林班る小班

面積:5.26ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺:5,000分の1



高知中部森林管理署入札案内書 (第1回)

〒781-4401
高知県香美市物部町大栃 1539
TEL : 0887-58-3131

入札日時：令和7年10月30日（木）実施（10時00分締切 即時開札）
入札場所：高知中部森林管理署 2階会議室

契約締結期限：令和7年11月5日（水）

売払物件所在場所一覧

[illegible]

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	16 人	0	149.86 口
第 2 号	25 人	0	32.74 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

高知中部 森林管理署

1(物件番号) 第 1 号

2(物件所在地 高知県香美市物部町別府
及び国有林名等) 杉ノ熊山国有林70林班 い7小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積)

5.24ha

5(林齢) 64 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	5,685	5,431.41	
ヒ ノ キ	13	8.95	
モ ミ	1	0.78	
ナ ラ	4	2.31	
ケ ヤ キ	4	1.88	
サ ク ラ	16	10.63	
ト チ ノ キ	1	0.41	
そ の 他 L	15	7.76	
計	5,739	5,464.13	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

杉熊林道の使用車両は、8t車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧林道の災害復旧工事等により、搬出期間の変更を協議することがある。

12(現地案内)

ご希望の方は高知中部森林管理署又は別府森林事務所へお問い合わせください。
高知中部森林管理署:0887-58-3131 別府森林事務所:0887-58-4494

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

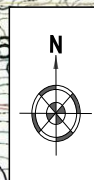
第 1 号

5,739	5464.13
-------	---------

(壳払番号 1 号)

面積:5.24ha

縮尺:20,000分の1



画区

第2号物件

立木物件位置図

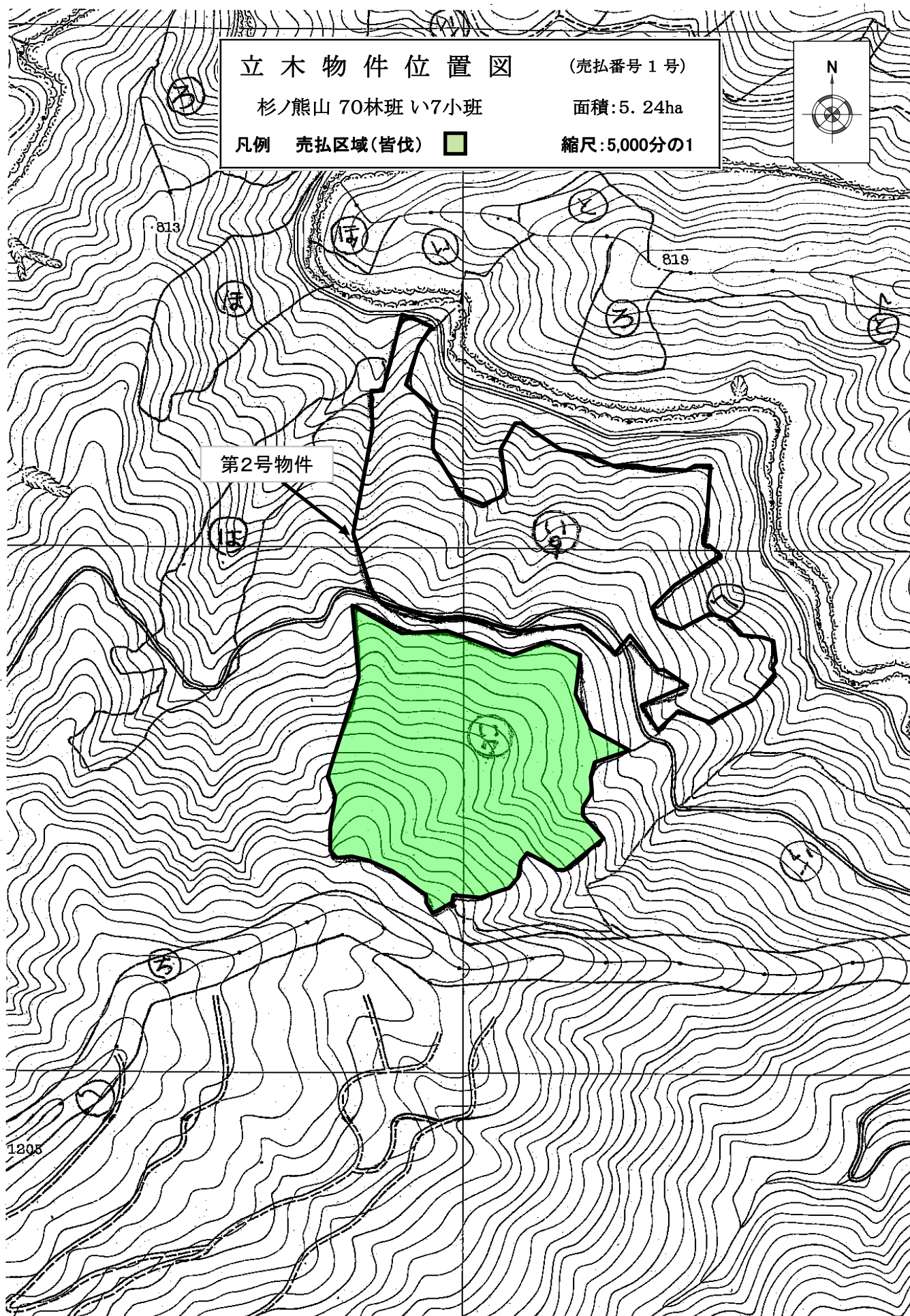
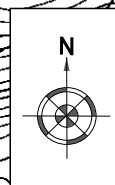
(売払番号 1 号)

杉ノ熊山 70林班 い7小班

面積: 5.24ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺: 5,000分の1



販売物件明細書

高知中部 森林管理署

1(物件番号) 第 2 号

2(物件所在地 高知県香美市物部町別府
及び国有林名等) 杉ノ熊山国有林70林班 い9小班

3(伐採方法) 皆 伐

4(面積)

6.54ha

5(林齢) 64 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	5,786	6,279.90	
ヒ ノ キ	80	54.81	
モ ミ	2	3.18	
ナ ラ	4	2.80	
ケ ヤ キ	1	0.47	
サ ク ラ	12	8.54	
そ の 他 L	8	3.48	
計	5,893	6,353.18	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

杉熊林道の使用車両は、8t車以下の車両(ホイールベース4.5m以下)とする。

11(特記事項)

- ①搬出支障木は必要最小限にとどめること。
- ②周辺の林木を損傷しない方法とすること。
- ③高山植物の保護、その他環境の保全に十分注意すること。
- ④道路及び歩道等の安全通行に支障のない集材設備および作業方法により実行すること。
- ⑤末木枝条等の整理および盤台跡地を原状回復すること。
- ⑥林地保全、河川汚濁防止等に努めること。
- ⑦河川及びダム湖並びに道路等の上空を枝条運搬する時は、落下等特に注意すること。
- ⑧林道の災害復旧工事等により、搬出期間の変更を協議することがある。

12(現地案内)

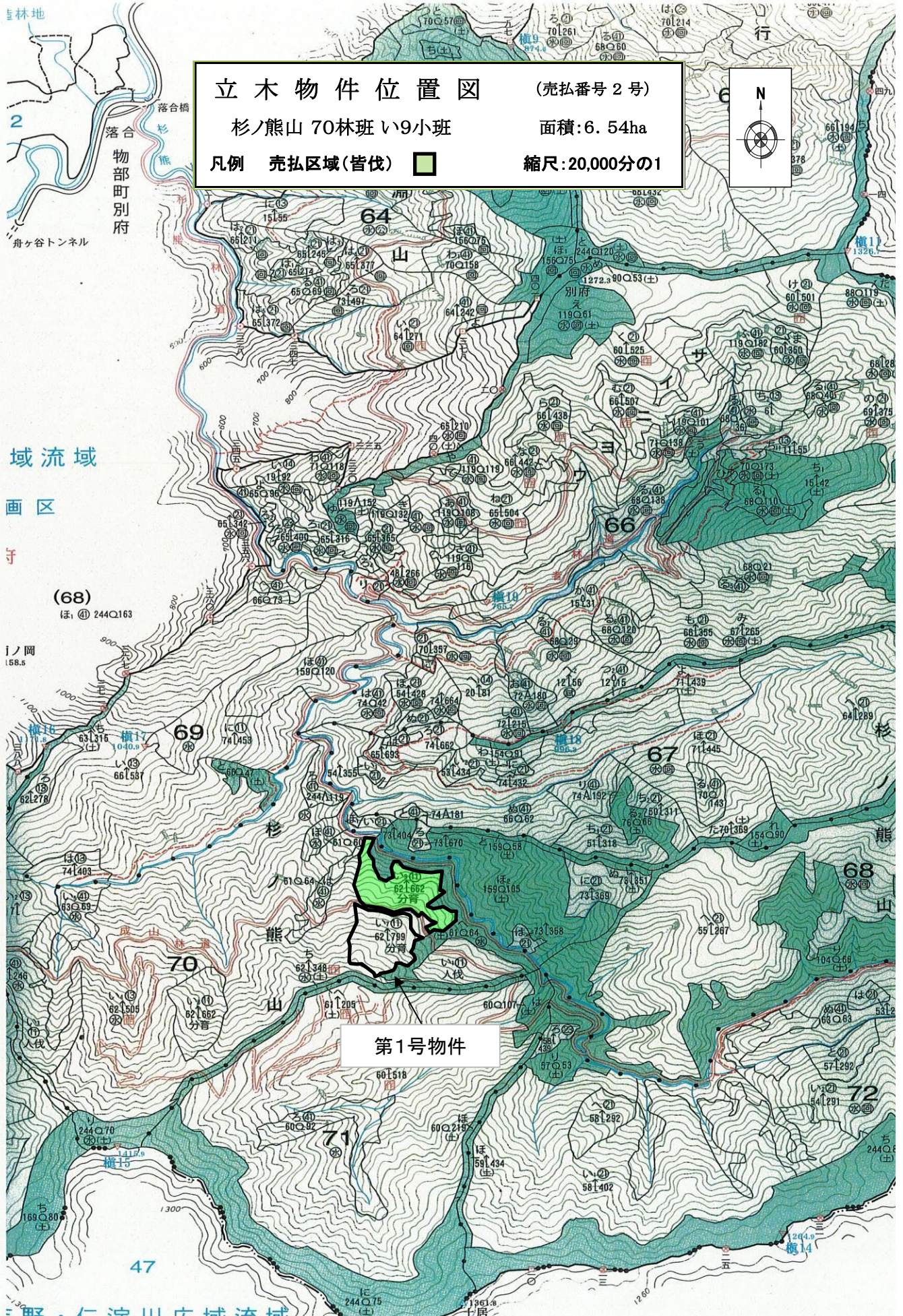
ご希望の方は高知中部森林管理署又は別府森林事務所へお問い合わせください。
高知中部森林管理署:0887-58-3131 別府森林事務所:0887-58-4494

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札してください。

第 2 号

5,893	6,353.18
-------	----------



立木物件位置図

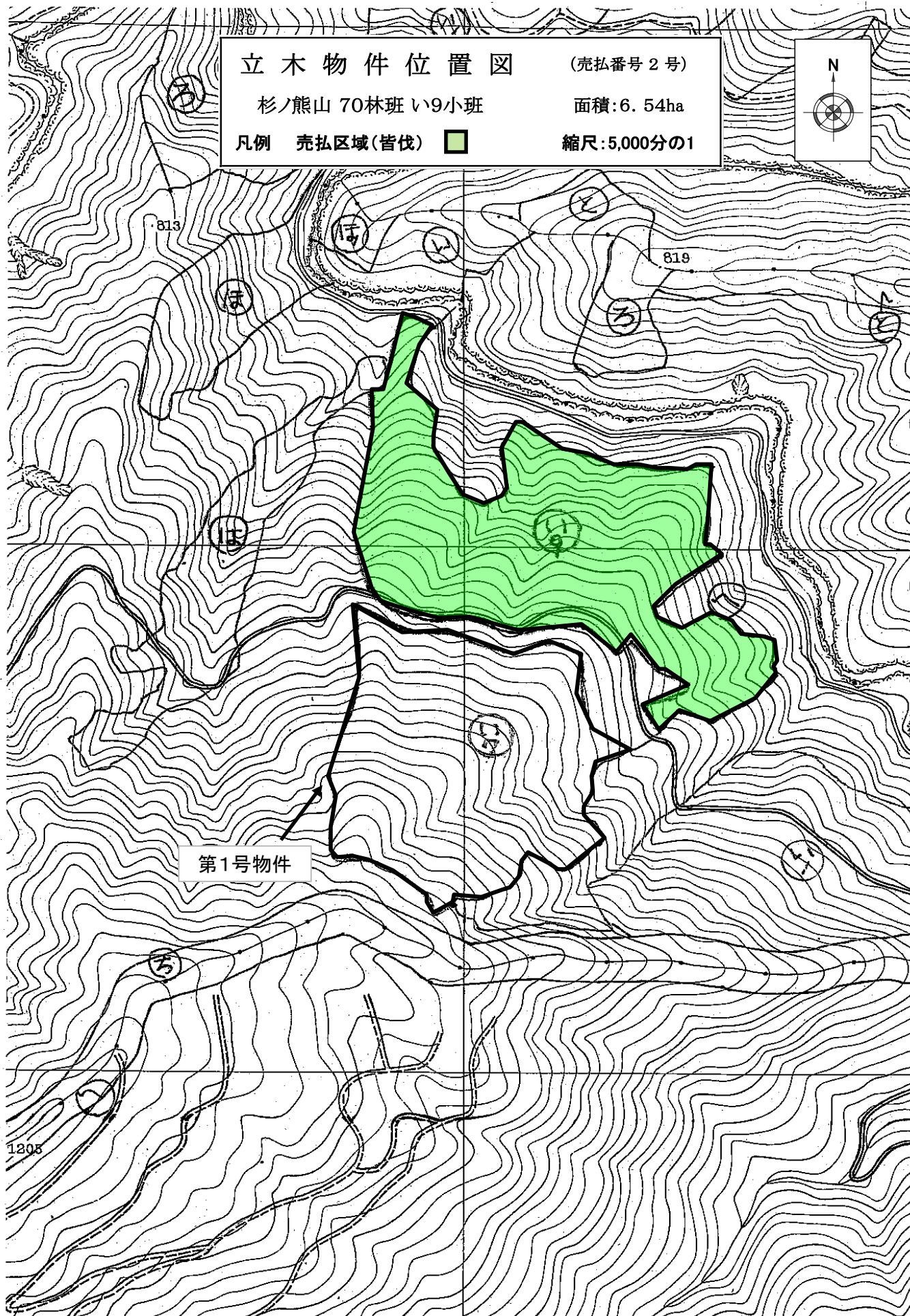
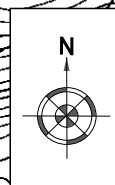
(売払番号 2 号)

杉ノ熊山 70林班 い9小班

面積: 6.54ha

凡例 売払区域(皆伐)

縮尺: 5,000分の1



安芸森林管理署入札案内書

(第6回)

〒784-0044
高知県安芸市川北乙 1773-6
TEL : 0887-34-3145

入札日時：令和7年10月30日（木）実施（10時00分締切 即時開札）
入札場所：安芸森林管理署 会議室

契約締結期限：令和7年11月5日（水）

売払物件所在場所一覧

[illegible]

分収育林に係る費用負担者の人数及び供託を必要とする人数は次のとおり

売払番号	費用負担者数	供託者数	総口数
第 1 号	20 人	0	114.98 口
第 2 号	4 人	0	42.73 口

入札結果一覽

[illegible]

販売物件明細書

安芸森林管理署

- 1(物件番号) **第 1 号**
- 2(物件所在地 高知県安芸郡北川村大字和田
及び国有林名等) 後口山国有林 1002林班 に小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 8.12 ha
- 5(林齢) 65 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	6,663	3,116.79	
ヒ ノ キ	6,456	2,366.18	
ア カ マ ツ	57	44.22	
そ の 他 L	398	180.79	
計	13,574	5,707.98	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収育林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

後口山林道の規格は、ホイールベース4.5m以下、11t以下です。

11(特記事項)

- ①当該区域の周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の
手続が必要となります。
- ②作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または野友・北川森林事務所へ問い合わせ下さい。
安芸森林管理署:0887-34-3145 野友・北川森林事務所:0887-38-5509

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札して下さい。

14(物件明細) 後口山国有林 1002林班 に小班 8.12 ha 65 年生 第 1 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		その他L							
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	6	0.18												
10	63	3.15	19	0.76										
12	202	16.16	108	7.56										
14	376	45.12	303	33.33										
16	545	87.20	546	81.90										
18	657	137.97	705	148.05										
20	719	194.13	892	240.84	1	0.15								
22	737	250.58	919	303.27	1	0.22								
24	677	284.34	859	343.60	1	0.37	102	28.19						
26	597	304.47	762	350.52	3	1.01	64	20.62						
28	489	283.62	561	297.33	6	2.33	57	22.51						
30	476	328.44	370	233.10	2	1.00	41	18.34						
32	324	249.48	209	148.39	6	3.44	44	22.54						
34	228	205.20	108	84.24	8	4.91	30	16.58						
36	190	191.90	53	48.23	4	2.73	14	9.15						
38	124	143.84	27	27.00	1	0.86	16	12.93						
40	88	111.76	9	10.35	4	3.35	9	7.60						
42	71	102.24	4	5.00	6	5.61	5	4.59						
44	33	51.81	1	1.30	4	4.18	9	9.77						
46	21	36.96	1	1.41	2	2.44	4	4.27						
48	16	30.40			2	2.49	2	2.41						
50	10	21.10			4	5.21								
52	5	11.30												
54	3	7.47					1	1.29						
56	3	8.73												
58	3	9.24			2	3.92								
60														
62														
64														
66														
68														
70														
72														
74														
76														
78														
80														
計	6,663	3,116.79	6,456	2,366.18	57	44.22	398	180.79						
													13,574	5,707.98

安芸郡
安田町

立木物件位置図 (売払番号1号)

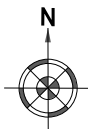
後口山 1002林班 に小班

面積：8.12 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



瀬切船倉部落
官行造林地
5

安田町
北川村



野 友

凡 例

選木土場



立木物件位置図

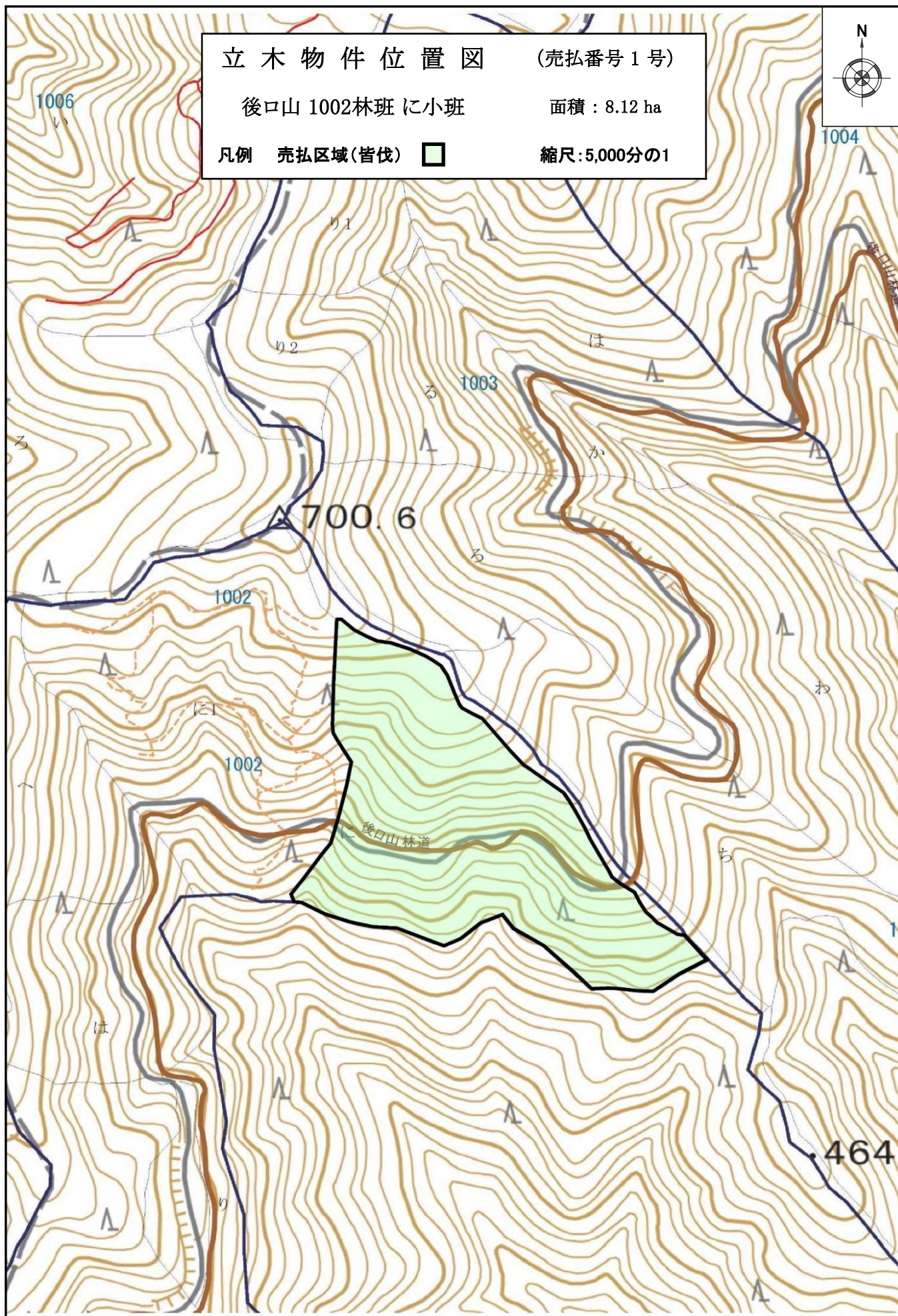
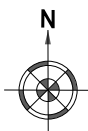
(売払番号1号)

後口山 1002林班 に小班

面積：8.12 ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺：5,000分の1



販売物件明細書

安芸森林管理署

- 1(物件番号) **第 2 号**
- 2(物件所在地 高知県安芸郡北川村大字久木
及び国有林名等) 大谷山国有林 2005林班 ほ小班
- 3(伐採方法) 皆 伐
- 4(面積) 5.05 ha
- 5(林齢) 70 年生

6(物件の種類)

樹 種	本 数	材 積 (m3)	備 考
ス ギ	4,827	4,137.86	
ヒ ノ キ	113	71.98	
ア カ マ ツ	2	2.31	
モ ミ	13	13.71	
そ の 他 L	131	58.00	
計	5,086	4,283.86	

7(立木の調査方法)

輪尺・測高器を用いた毎木調査

- 8(搬出期間) 36ヶ月 以内

9(法令制限林の有無及び種類)

分収育林
鳥獣害防止森林区域(ニホンジカ)

10(運搬路(林道)の通行制限)

大谷林道の規格は、林道ゲートまでがホイールベース4.5m以下、11t以下、林道ゲートよりホイールベース4.3m以下、4t以下です。(立木物件位置図参照)

11(特記事項)

- ①当該区域の周囲の国有林は保安林ですので、利用される場合は事前の作業許可申請等の手続が必要となります。
- ②作業期間中は、道路上等に注意標識等を設置するなどの十分な安全対策を行って下さい。
- ③2005林班い小班で木材搬出中のため、注意が必要です。

12(現地案内)

ご希望の方は、安芸森林管理署または魚梁瀬・西川森林事務所へ問い合わせ下さい。

安芸森林管理署:0887-34-3145 魚梁瀬・西川森林事務所:0887-43-2314

13(その他)

当物件は、分収育林のため、別紙「特約事項」を十分熟知の上入札して下さい。

14(物件明細)

大谷山国有林 2005林班 1号小班

5.05 ha

70 年生

第 2 号

直 径	スギ		ヒノキ		アカマツ		モミ		その他L					
	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積
8	2	0.06												
10	13	0.65	2	0.08										
12	42	3.36	5	0.35										
14	92	10.12	3	0.30										
16	158	25.28	4	0.56										
18	229	48.09	4	0.84										
20	263	71.01	5	1.35										
22	303	103.02	6	2.04			1	0.33						
24	324	136.08	10	4.20			1	0.38	35	9.33				
26	337	171.87	9	4.41			1	0.44	28	9.29				
28	348	212.28	10	5.80			1	0.53	18	6.99				
30	370	266.40	11	7.70					21	9.67				
32	369	298.89	12	9.36					8	4.20				
34	368	345.92	9	8.19	1	1.05	2	1.66	7	4.11				
36	327	353.16	9	9.00			1	0.89	6	3.88				
38	273	327.60	5	5.50					2	1.55				
40	244	331.84	3	3.60	1	1.26	1	1.07	3	2.55				
42	201	297.48	2	2.62										
44	153	253.98	2	2.86			1	1.43						
46	123	222.63	1	1.55			1	1.37	1	1.14				
48	98	191.10	1	1.67			1	1.48						
50	70	151.20					2	4.13	1	1.32				
52	49	113.68												
54	31	79.05												
56	17	46.24												
58	10	29.70												
60	9	28.44												
62	1	3.36												
64														
66														
68														
70														
72	1	4.12												
74														
76	1	5.13												
78														
80														
82														
84														
86														
88														
90	1	6.12							1	3.97				
計	4,827	4,137.86	113	71.98	2	2.31	13	13.71	131	58.00				
													5,086	4,283.86

立木物件位置図 (売払番号2号)

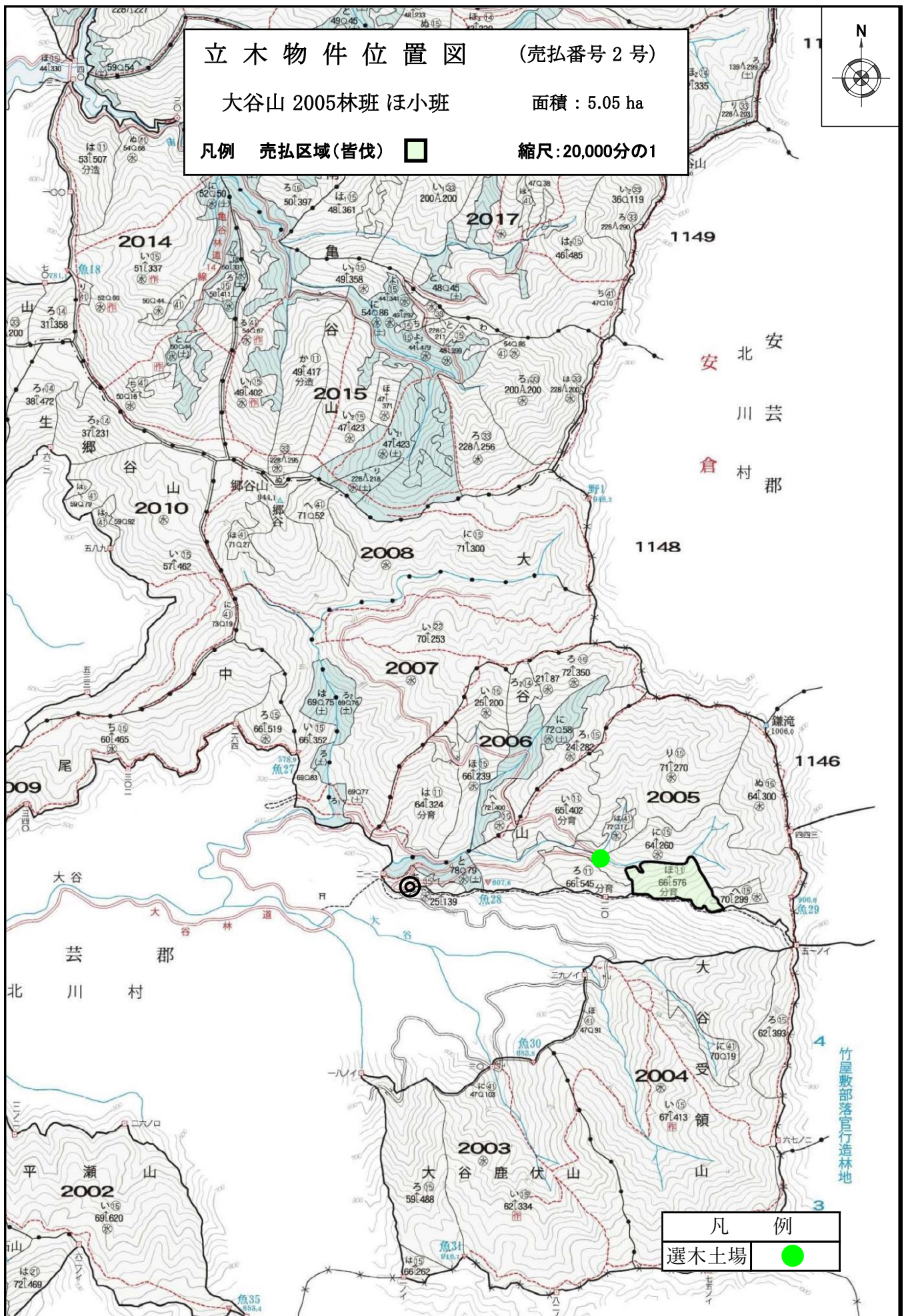
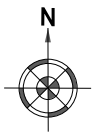
大谷山 2005林班 ほ小班

面積：5.05 ha

凡例 売払区域(皆伐)



縮尺：20,000分の1



凡例

選木土場



立木物件位置図

(売払番号 2 号)

大谷山 2005林班 ほ小班

面積：5.05 ha

凡例 売払区域(皆伐) 

縮尺：5,000分の1

